

令和 7 年度版

給与等事務便覧

青森県人事委員会

目 次

第1部 給 料	
1 給料表の種類と適用範囲	1
2 級 別 基 準 職 務	3
3 初 任 給	
(1) 職務の級の決定	3
(2) 号 給 の 決 定	4
4 昇 格	
(1) 昇 格 の 要 件	11
(2) 在級期間表の適用方法	12
(3) 昇格の要件の特例	12
(4) 昇格後の号給の決定	13
5 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動	
(1) 概 要	14
(2) 職務の級の決定	14
(3) 号 給 の 決 定	14
6 昇 給	
(1) 昇給日における昇給	14
(2) 研修、表彰等による昇給	19
(3) 特別の場合の昇給	19
(4) 最高の号給を受ける職員についての適用除外	19
7 降 給	
(1) 降 給 の 種 類	19
(2) 降 格	20
(3) 降 号	20
8 号 給 の 調 整	
(1) 上位の資格を取得した場合	20
(2) 初任給基準等が改正された場合	21
(3) 復職時等における号給の調整	21
9 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額	27
第2部 諸 手 当	
1 扶 養 手 当	28
2 通 勤 手 当	29
3 住 居 手 当	37
4 単 身 赴 任 手 当	39
5 期 末 手 当	44
6 勤 勉 手 当	49
7 地 域 手 当	52
8 寒 冷 地 手 当	53
9 特地勤務手当等	54

10	へき地手当等	56
11	時間外勤務手当	57
12	夜間勤務手当	62
13	休日勤務手当	63
14	宿日直手当	63
15	管理職手当	65
16	管理職員特別勤務手当	71
17	初任給調整手当	74
18	農林漁業普及指導手当	76
19	義務教育等教員特別手当	77
20	産業教育手当	80
21	定時制通信教育手当	81
22	教職調整額	82
23	災害派遣手当	82
24	特殊勤務手当	
(1)	一般職員の特殊勤務手当	
	県税事務手当	82
	感染症等防疫作業手当	83
	福祉業務手当	84
	職業訓練指導員手当	85
	診療手当	86
	危険作業手当	87
	衛生検査手当	87
	夜間看護手当	88
	放射線取扱手当	88
	食肉衛生検査手当	88
	狂犬病予防等作業手当	89
	病虫害防除手当	89
	家畜診療手当	89
	用地買収交渉等手当	89
	犯則取締等手当	90
	公害等調査手当	90
	実習指導手当	91
	実習指導補助手当	91
	災害応急作業等手当	91
	特殊勤務手当の支給の調整	93
(2)	学校職員の特殊勤務手当	
	教員特殊業務手当	94
	多学年学級担当手当	94
	教育業務連絡指導手当	95
	特別支援教育手当	96
	漁業実習指導手当	96

(3) 警察職員の特殊勤務手当	
刑事警備作業手当	97
警衛警護手当	97
犯罪鑑識作業手当	97
交通捜査取締等手当	97
警ら作業手当	98
看守護送手当	98
死体取扱手当	98
夜間特殊業務手当	99
爆発物等処理作業手当	99
潜水作業手当	100
緊急作業手当	100
航空手当	101
災害応急警備等手当	102
核物質輸送警備手当	102
銃器犯罪捜査手当	103
海上警備手当	103
用地買収交渉等手当	103
手当の併給禁止	104
(4) 企業職員の特殊勤務手当	104
(5) 病院局職員の特殊勤務手当	
診 療 手 当	105
放射線取扱作業等手当	107
臨 床 検 査 手 当	108
感染症治療等手当	108
病院夜間看護手当	109
回転翼航空機搭乗手当	109
待機呼出手当	109
教 務 手 当	109
診療看護師手当	110
第3部 支 給 関 係	
1 給 与 の 支 給	
(1) 支 払 の 原 則	111
(2) 支 給 の 方 法	112
(3) 給 与 の 減 額	115
(4) 減 給	115
2 休職者等の給与	116
3 派遣職員の給与	117

第4部 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(1) 1週間の勤務時間	118
(2) 勤務時間の割振り	118
(3) 週 休 日	118
(4) フレックスタイム制	118
(5) 週休日又は勤務時間を割り振らない日の振替 及び4時間の勤務時間の割振り変更	119
(6) 休 憩 時 間	120
(7) 時間外勤務の制限	120
(8) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、 深夜勤務の制限、時間外勤務の制限	121

2 時間外勤務代休時間	123
-------------------	-----

3 休 日 等	124
---------------	-----

4 休 暇	124
-------------	-----

(1) 年 次 休 暇	124
-------------------	-----

(2) 年次休暇以外の休暇	126
---------------------	-----

5 職務に専念する義務の免除	132
----------------------	-----

6 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業制度	132
------------------------------	-----

7 修学部分休業制度	135
------------------	-----

8 高齢者部分休業制度	135
-------------------	-----

9 自己啓発等休業制度	136
-------------------	-----

10 配偶者同行休業制度	136
--------------------	-----

第5部 参 考 資 料

1 給 料 表 等

(1) 給 料 表	138
(2) 初任給基準表	158
(3) 在 級 期 間 表	161
(4) 昇格時号給対応表	164
(5) 降格時号給対応表	173

2 諸手当算出基礎	182
-----------------	-----

3 諸手当の日割計算による支給	182
-----------------------	-----

4 諸手当の減額等事由別支給関係	183
------------------------	-----

5 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給方法	184
-------------------------------------	-----

6 退 職 手 当	190
-----------------	-----

7 内国旅行の旅費	192
-----------------	-----

8 技能職員等の給与等	195
-------------------	-----

凡 例

法律

地方公務員法	地方公務員法(昭和25年法律第261号)
給与法	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)
教育公務員特例法	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)
端数計算法	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)
育児休業法	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)
公益的法人等派遣法	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)
労働基準法	労働基準法(昭和22年法律第49号)

条例

条例	職員の給与に関する条例(昭和26年7月条例第37号)
教員給与特例条例	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年12月条例第49号)
特勤条例	職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年7月条例第39号)
勤務時間条例	職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月条例第16号)
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月条例第15号)
育児休業条例	職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第5号)
修学部分休業条例	職員の修学部分休業に関する条例(平成17年3月条例第1号)
高齢者部分休業条例	職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年3月条例第2号)
自己啓発等休業条例	職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年3月条例第1号)
配偶者同行休業条例	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年7月条例第68号)
分限条例	職員の分限に関する条例(昭和26年12月条例第98号)
懲戒条例	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年9月条例第57号)
外国派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月条例第4号)
公益的法人等派遣条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第69号)
任期付職員条例	任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月条例第88号)
任期付研究員条例	任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月条例第68号)
退職手当条例	職員の退職手当に関する条例(昭和28年12月条例第62号)
令和4年条例第38号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年10月条例第38号)

規則

規則6-15	人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)
規則6-18	人事委員会規則6-18(公益的法人等への職員の派遣等)
規則7-0	人事委員会規則7-0(給料等の支給)
規則7-3	人事委員会規則7-3(県税事務手当)
規則7-4	人事委員会規則7-4(感染症等防疫作業手当)
規則7-10	人事委員会規則7-10(学校職員の特殊勤務手当)
規則7-27	人事委員会規則7-27(警察職員の特殊勤務手当)
規則7-38	人事委員会規則7-38(給料表の適用範囲)
規則7-39	人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)
規則7-44	人事委員会規則7-44(通勤手当)
規則7-51	人事委員会規則7-51(へき地手当等)
規則7-55	人事委員会規則7-55(復職時等における号給の調整)
規則7-60	人事委員会規則7-60(福祉業務手当)
規則7-62	人事委員会規則7-62(初任給調整手当)
規則7-64	人事委員会規則7-64(職業訓練指導員手当)
規則7-65	人事委員会規則7-65(宿日直手当)

規則7-67	人事委員会規則7-67(管理職手当)
規則7-80	人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)
規則7-81	人事委員会規則7-81(災害派遣手当)
規則7-83	人事委員会規則7-83(衛生検査手当)
規則7-85	人事委員会規則7-85(寒冷地手当)
規則7-86	人事委員会規則7-86(農林漁業普及指導手当)
規則7-90	人事委員会規則7-90(夜間看護手当)
規則7-95	人事委員会規則7-95(地域手当)
規則7-96	人事委員会規則7-96(狂犬病予防等作業手当)
規則7-97	人事委員会規則7-97(病虫害防除手当)
規則7-98	人事委員会規則7-98(家畜診療手当)
規則7-106	人事委員会規則7-106(用地買収交渉等手当)
規則7-109	人事委員会規則7-109(住居手当)
規則7-111	人事委員会規則7-111(特地勤務手当等)
規則7-117	人事委員会規則7-117(公害等調査手当)
規則7-118	人事委員会規則7-118(教職調整額の支給方法)
規則7-133	人事委員会規則7-133(義務教育等教員特別手当)
規則7-135	人事委員会規則7-135(実習指導手当)
規則7-159	人事委員会規則7-159(単身赴任手当)
規則7-162	人事委員会規則7-162(管理職員特別勤務手当)
規則7-166	人事委員会規則7-166(扶養手当)
規則7-170	人事委員会規則7-170(災害応急作業等手当)
規則7-179	人事委員会規則7-179(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
規則7-192	人事委員会規則7-192(退職手当の支給等)
規則7-194	人事委員会規則7-194(放射線取扱手当)
規則7-195	人事委員会規則7-195(食肉衛生検査手当)
規則7-196	人事委員会規則7-196(犯則取締等手当)
規則7-197	人事委員会規則7-197(特殊勤務手当の支給の調整)
規則9-3	人事委員会規則9-3(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)
規則12-1	人事委員会規則12-1(職務に専念する義務の特例)
規則13-8	人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日及び休暇)
規則13-9	人事委員会規則13-9(職員の育児休業等に関する規則)
規則13-10	人事委員会規則13-10(職員の修学部分休業)
規則13-11	人事委員会規則13-11(職員の高齢者部分休業)
規則13-12	人事委員会規則13-12(職員の自己啓発等休業)
規則13-13	人事委員会規則13-13(職員の配偶者同行休業)
危険作業手当支給規程	危険作業手当支給規程(昭和33年3月訓令甲第22号)
技能職員給与規程	技能職員等の給与に関する規程(昭和36年1月訓令甲第1号)
産業教育手当支給規則	産業教育手当支給規則(昭和33年1月教育委員会規則第1号)
診療手当支給規程	診療手当支給規程(昭和27年3月訓令甲第22号)
学校職員特殊勤務手当支給規程	学校職員特殊勤務手当支給規程(昭和36年8月教育委員会訓令甲第9号)
定時制通信教育手当支給規則	定時制通信教育手当支給規則(昭和35年11月教育委員会規則第7号)
企業職員給与規程	青森県企業職員の給与に関する規程(昭和49年4月青森県公営企業管理規程第9号)
病院局職員給与規程	青森県病院局職員の給与に関する規程(平成19年3月青森県病院事業管理規程第10号)
令和4年規則7-80	人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則(令和4年12月16日公布)

令和5年規則7－0

人事委員会規則7－0(給与等の支給)等の一部を改正する規則(令和5年3月29日公布)

運用通知

青人職44第220号
青人委4第233号

人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について
初任給基準の改正に伴う在職者の号給の決定及び令和5年4月1日以降採用者の号給の決定について

青人職56第127号
青人職37第125号
青人職6第1号
青人職49第243号
青人委15第324号
青人職元第153号
青人職46第35号
青人職3第114号
青人職55第128号
青人職39第6号
青人職2第114号

復職時等における号給の調整の運用について
初任給調整手当の運用について
扶養手当の運用について
住居手当の運用について
通勤手当の運用について
単身赴任手当の運用について
特地勤務手当等の運用について
管理職員特別勤務手当の運用について
寒冷地手当の運用について
期末手当及び勤勉手当の支給について
人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)別表第一の職員欄に規定する人事委員会が定める職員について

青人職2第115号

青人職30第196号
平成21年3月30日付
青人第663号

人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)別表第一の加算割合欄に規定する人事委員会が別に定める職員について

地域手当の運用について
特殊勤務手当の運用について

青人委14第521号

青人委14第539号

人事委員会規則7-27(警察職員の特殊勤務手当)第2条第5項の「人事委員会の定める職」について

人事委員会規則7-27(警察職員の特殊勤務手当)第2条第15項の「その他人事委員会が定める警察職員」について

青人職7第58号
昭和45年2月24日付
青人第563号

職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
青森県職員服務規程の運用方針

第 1 部 給 料

第 1 部 給 料

給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当を除いたものとされている。

条例第2条第1項

また、「給料月額」と「給料の月額」の二語が使用されているが、一般的に「給料月額」は職員の属する職務の級について給料表に定められている号給の給料(当分の間、職員が 60 歳に達した日後における最初の4月1日以後は、当該額に 100 分の 70 を乗じて得た額(50 円未満切捨て、50 円以上 100 円未満切上げ)とする。)をいい、「給料の月額」は前記「給料月額」に教職調整額を加えたものを意味している。

条例附則第7項

1 給料表の種類と適用範囲

県職員(臨時の職員又は非常勤の職員(定年再任用短時間勤務職員等及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。))を除く。)に適用される給料表は次のとおり 13 種 22 表があり、それぞれの給料表に適用される職員の範囲は次のとおり定められている。

給料表	適用範囲
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員(臨時の職員又は非常勤の職員(定年再任用短時間勤務職員等及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。))を除く。)
警察職給料表	警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者
海事職給料表	船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士その他これらと同等の職務に従事する職員(総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶、総トン数30トン未満の漁船(人事委員会が定める船舶を除く。))及びしゅんせつ船、起重機船、土運船、えい船等の作業船に乗り組む者を除く。)
教育職給料表(一)	1 県立の高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手 2 県立の特別支援学校で専攻科又は高等部が設置されているものに勤務する校長、教頭、これらの学校の専攻科又は高等部に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭並びにこれらの学校の専攻科又は高等部の教科を担当する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び実習助手 3 市町村立高等学校で、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)のみをおくものの校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程を担当する教諭、助教諭及び講師 4 教育委員会の事務局又は教育委員会の所管する学校以外の教育機関に勤務する指導主事、社会教育主事及び教育事務所の次長等のうち県立の高等学校若しくは特別支援学校又は市町村立の高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭から任命された者

条例第3条
別表第1～6
規則7～38

給料表	適用範囲	
教育職給料表(二)	1 市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立の中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員 2 県立の特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び実習助手 3 教育委員会の事務局又は教育委員会の所管する学校以外の教育機関に勤務する指導主事、社会教育主事及び教育事務所の次長等のうち市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭から任命された者	
研究職給料表	次に掲げる試験研究機関等に勤務し、専門的、科学的知識及び創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員(医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。) 青森県青森環境管理事務所、衛生研究所、美術館、原子力センター、郷土館学芸課及び科学捜査研究所	
医療職給料表(一)	本庁、児童相談所、保健所、衛生研究所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター又は精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員	
医療職給料表(二)	1 保健所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター、精神保健福祉センター、県立学校、市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校、スポーツ健康課等に勤務し、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士等としての業務に従事する職員 2 保健所、動物愛護センター、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務し、獣医師としての業務に従事する職員	
医療職給料表(三)	児童相談所、保健所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター、精神保健福祉センター等に勤務する保健師、看護師及び准看護師である職員	
任期付研究員に適用される給料表 (第1号任期付研究員)	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に基づき採用され、試験研究機関の研究業務に従事する職員(招へい研究員型)	任期付研究員 条例第5条 第1項
任期付研究員に適用される給料表 (第2号任期付研究員)	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に基づき採用され、試験研究機関の研究業務に従事する職員(若手研究員型)	任期付研究員 条例第5条 第2項
特定任期付職員に適用される給料表	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用され、高度の専門的な知識経験等を特に必要とされる業務に従事する職員	任期付職員 条例第7条 第1項
技能職等給料表	技能技師、技能主事、守衛長及び守衛並びに作業船の船長及び機関長並びに甲板長、甲板員及び機関員	技能職員給与 規程第2条
企業職給料表(一)	企業職員のうち、企業職給料表(二)及び(三)の適用を受けないすべての職員	企業職員給与 規程第2条
企業職給料表(二)	企業職員のうち、技能技師及び技能主事	
企業職給料表(三)	企業職員のうち、任期付職員条例第2条第1項により採用された職員	
病院局運営職給料表	病院局医療職給料表(一)、病院局医療職給料表(二)、病院局医療職給料表(三)、病院局医療職給料表(四)及び病院局技能職給料表の適用を受けない職員	病院局職員給与 規程第2条
病院局医療職給料表(一)	病院に勤務する医師及び歯科医師である職員	

病院局医療職給料表(二)	病院に勤務し、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士等としての業務に従事する職員
病院局医療職給料表(三)	病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員
病院局医療職給料表(四)	病院に勤務し、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等としての業務に従事する職員
病院局技能職給料表	病院に勤務する技能技師及び技能主事である職員

2 級別基準職務

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、各給料表のそれぞれの職務の級に分類される。この場合の分類の基準となるべき職務内容は、各給料表ごとに級別基準職務表が定められている。

(例) 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	主査の職務
4 級	主幹の職務
5 級	1 総括主幹の職務 2 出先機関の長の職務
6 級	1 副参事の職務 2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務
7 級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
8 級	1 本庁の次長の職務 2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
9 級	1 本庁の部長の職務 2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
10級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務 2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務

3 初任給

新たに給料表の適用を受けることとなった職員の初任給は、その職務の級と号給を決定することにより決定される。

(1) 職務の級の決定

職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定される。

ア 試験採用の場合

採用試験(規則6-15の規定による試験又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。)に合格して採用された職員については、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定される。

条例第3条第3項

条例別表第7

条例第4条

規則7-39
第11条

(例) 行政職に採用する場合

- 採用試験(大卒程度)合格者の場合
 - 採用試験(高卒程度)合格者の場合
- 行政職1級に決定

ただし、人事委員会の定める者(P6参照)にあつては、当該職務の級の1級上位の職務の級に決定することができる。

イ その他の場合

ア以外の者の職務の級は、初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の級(適用される区分のない職員等は最下位の職務の級)を基礎として、その者の経験年数の期間を同種の職務に在職したものとみなして、在級期間表に定める在級期間(特別な事情がある場合には、その 50/100)に従ったときに昇格させることができる級の範囲内で決定され、その範囲より上位の級に決定するときは、人事委員会の定めるところ(人事委員会に協議すること)により決定される。

なお、行政職8級以上等の級及び特殊の技術、経験等を必要とする職への採用の場合は、人事委員会の承認を得て決定される。

ウ 人事交流等によるかつて職員であった者の場合

イにかかわらず、人事交流等によるかつて職員であった者の職務の級は、引き続き職員であったものとして、昇格の規定の例によるものとした場合に決定できる級の範囲内で決定される。

(2) 号給の決定

ア 号給の決定の原則

(ア) 採用試験により職員となった者は、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給とする。

(イ) (ア)及び(ウ)以外の者

- ① 決定された級の号給が初任給基準表に定められている職員は、当該号給とする。
- ② 決定された級の号給が初任給基準表に定められていない職員は、初任給基準表に定めのある級の号給を基礎としてその者の級に昇格等した場合に得られる号給とする。

(ウ) 初任給基準表にその者に適用される職種欄又は試験欄の区分のない者等は、その者の職務の級の最低の号給とする。

イ 初任給基準表の適用方法

初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めのあるもの)にあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

規則7-39
第12条第1項

規則7-39
第13条

(例) 行政職に採用する場合

- 採用試験(大卒程度)合格者の場合 → 1級 29 号給
- 採用試験(高卒程度)合格者の場合 → 1級9号給

ウ 号給の調整

規則7-39
第12条第2項

資格を超える学歴免許又は経験年数を有する職員の号給については、上位の号給に調整することができる。

(ア) 学歴免許等による初任給調整

規則7-39
第14条

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して上位の学歴免許等を有する者で、上位の学歴免許等を取得するに際し職務に直接有用な知識等を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、初任給基準表の初任給欄の号給に、次表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の区分に応じた右欄の数とその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に応じた右欄の数の差(加算数)に4を乗じて得た数を加えた号給をもって、同欄の号給とすることができる。

博士課程修了	21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒	18
大学専攻科卒	17
大学4卒(大学卒)	16
短大3卒	15
短大2卒(短大卒)	14
短大1卒又は高校専攻科卒	13
高校3卒(高校卒)	12
高校2卒	11

(例) 短大卒業者を採用(行政職)する場合

- 採用試験(高卒程度)による採用 → 初任給基準表に定める号給 1級9号給

短大卒と高校卒の
 修学年数差 2年×4号 + 8号
 1級 17 号給
- その他の選考による採用 → 初任給基準表に定める号給 1級5号給

短大卒と高校卒の
 修学年数差 2年×4号 + 8号
 1級 13 号給

(イ) 経験年数による初任給調整(経験年数調整)

規則7-39
第15条

初任給の号給の号数に、新たに職員となる者(人事委員会の定める者※のうち、(1)ただし書きにより当該職務の級の1級上位の職務の級に決定される者を除く。)が有する採用以前の経験年数を、経験年数換算表(P7参照)を用いて同種の県の職員としての経験年数に換算評価し、この換算された経験年数の月数を 12 月(5年を超える経験年

数(③のb又はcに該当する者で最短昇格期間が5年を超える職務の級に決定されたものにあつては最短昇格期間を超える期間とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18 月)で除して得た数(1未満の端数は切捨て)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

※ 人事委員会の定める者は、大卒程度の採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者のうち行政職給料表が適用されることとなる者であつて、上記の経験年数調整の規定を適用したものとした場合に算定される号数が初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級の最高の号給の号数を超える者とする。なお、この場合において、(1)アただし書きにより当該職務の級の1級上位の職務の級に決定される者の号給は、人事委員会の定める号給とすることができる。

① 経験年数の起算

経験年数は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等を取得した時(それ以外の資格による方が有利な場合はその資格を取得した時)以後の経歴による。

② 経験年数調整表

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表(P8参照)に加減する年数が定められている学歴免許等の資格(①の経験年数の起算に際して用いられるものに限る。)を有する者について、その者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

③ 調整対象となる経験年数

- a 採用試験による採用者については、その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に属する学歴免許等の資格(学歴免許等の資格による初任給の調整を行った場合には、その調整に用いた学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- b 試験採用による採用者で人事交流等後引き続き職員となった者、採用試験による採用者に相当すると認められる者については、最短昇格期間を超える経験年数
※「最短昇格期間」とは、新たに職員となった者に適用される初任給基準表に掲げる職務の級を基礎としてその者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして昇格によりその者の属する職務の級に決定することができる最短の期間をいう。
- c a及びb以外の者で(ア)による調整(学歴免許等の資格による初任給の調整)を行った場合の号給が職務の級の最低の号給であるものについては、その者の最短昇格期間を超える経験年数
- d aからc以外の者については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格((ア)による調整(学歴免許等の資格による初任給の調整)を行った場合には、その調整に用いた学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- e その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で(ア)による初任給の調整を受けないものについては、その調整に用いられる学歴免許等の資格を取得したとき以後の経験年数に加算数を加えた年数

〈 人事委員会の定める者及び人事委員会の定める数 〉

- 1 調整に当たり 12 月で除すこととされる経験年数の月数のうち 12 月に満たない端数の月数がある者

端数の月数	人事委員会の定める数
9 月から 11 月まで	3
6 月から 8 月まで	2
3 月から 5 月まで	1

- 2 調整に当たり 18 月で除すこととされる経験年数の月数のうち 18 月に満たない端数の月数がある者

端数の月数	人事委員会の定める数
14 月から 17 月まで	3
10 月から 13 月まで	2
5 月から 9 月まで	1

青人職 44 第 220 号

経験年数換算表

経 歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	100/100
	その他の期間	100/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	25/100 以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100 以下)

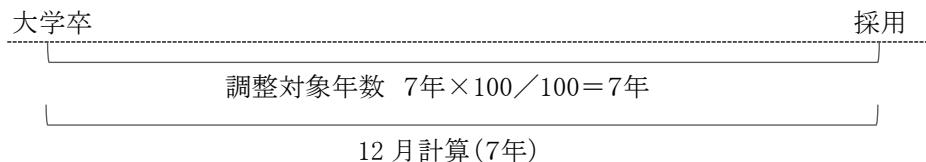
規則7-39
第15条の2
別表第4

経験年数調整表

学歴免許等の区分														
学歴区分(甲)	基準学歴区分					学歴区分(乙)								
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了(大学6卒後のものに 限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒
博士課程修了	+ 5年	+ 6.5年	+ 9年	- 1年	+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	+ 6.5年	+ 8年	+ 8年
修士課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	- 4年	- 3年	- 3年	- 3年	- 3年	+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年
専門職学位課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	- 4年	- 3年	- 3年	- 3年	- 3年	+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年
大学6卒	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	- 4年	- 3年	- 3年	- 3年	- 3年	+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年
大学専攻科卒	+ 1年	+ 2.5年	+ 5年	- 5年	- 4年	- 1年	- 1年	- 1年	- 1年	+ 1年	+ 2年	+ 2.5年	+ 4年	+ 4年
大学4卒		+ 1.5年	+ 4年	- 6年	- 5年	- 2年	- 2年	- 2年	- 1年	- 1年	+ 1年	+ 1.5年	+ 3年	+ 3年
短大3卒	- 1年	+ 0.5年	+ 3年	- 7年	- 6年	- 3年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+ 0.5年	+ 2年	+ 2年
短大2卒	- 2年	+ 0.5年	+ 2年	- 8年	- 7年	- 4年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1年	+ 0.5年	+ 1年	+ 1年
短大1卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年		
高校専攻科卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年		
高校3卒	- 4年	- 2.5年		- 10年	- 9年	- 6年	- 6年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2.5年	- 1年	- 1年
高校2卒	- 5年	- 3.5年	- 1年	- 11年	- 10年	- 7年	- 7年	- 7年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3.5年	- 2年	- 2年
中学卒	- 7年	- 5.5年	- 3年	- 13年	- 12年	- 9年	- 9年	- 9年	- 8年	- 7年	- 6年	- 5.5年	- 4年	- 4年

(経験年数換算率の適用例)

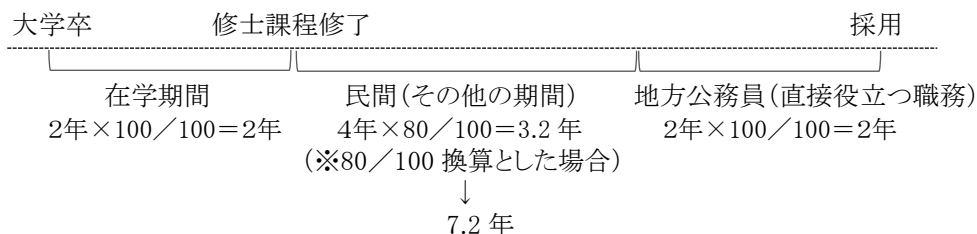
(例1) 大学卒業後7年の経験年数(採用後の職務に直接役立つ職務に従事した場合)を有する採用試験(大卒程度)合格者を行政職に採用する場合



① 12月除算で調整できる経験

$$\frac{7\text{年}(84\text{月})}{12\text{月}} = 7 \times 4\text{号} \rightarrow 28\text{号}$$

(例2) 大学卒業後8年の経験年数(大学院修士課程2年、民間企業(その他の期間)4年、地方公務員(採用後の職務に直接役立つ職務)2年)を有する採用試験(大卒程度)合格者を行政職に採用する場合



① 12月除算で調整できる経験

$$\frac{5\text{年}(60\text{月})}{12\text{月}} = 5 \times 4\text{号} \rightarrow 20\text{号}$$

② 18月除算で調整できる経験

$$\frac{2.2\text{年}(26\text{月})}{18\text{月}} = 1.444\cdots \rightarrow 1 \times 4\text{号} \rightarrow 4\text{号} \quad (1\text{未満の端数は切捨て})$$

②' ②のうち18月に満たない端数の月数

$$8\text{月} \rightarrow 1\text{号}$$

$$\text{計 } ① + ② + ②' = 25\text{号}$$

(ウ) 令和5年4月1日以降採用者の号給の決定に係る経過措置

令和5年4月1日の初任給基準の引上げに伴い、同日以降採用者の初任給と、その者と同年齢・同学歴で同日前に県に新卒採用された者の給料月額とで不均衡が生じることを避けるため、初任給の号給の決定について経過措置を設けている。

① 経過措置の要件

- a 令和5年4月1日以降に新たに職員となったこと。
- b 初任給基準表(医療職給料表(→初任給基準表を除く。))の初任給欄の職務の級に決定されたこと。
- c その者の給料月額の決定について、改正後の規則第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者であること。

青人委4第233号

d 調整月数をさかのぼった日(注1)が令和5年4月1日より前となること。

② 経過措置による号給の決定

改正後の規則第14条から第16条までの規定にかかわらず、改正規則による改正前の規則第12条第1項の規定により得られる号給(同規則第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)

に、調整年数に相当する号数(注2)及び調整月数をさかのぼった日に採用されたものとみなした場合に次に掲げる職員の区分に応じて加えることとなる号数を加えて得た号数の号給とする。

(令和5年4月1日の初任給基準の引上げに伴う在職者調整)

a 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに採用された者 3号

b 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに採用された者 2号

c 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに採用された者 1号

(注1) 調整月数をさかのぼった日とは、採用日の前日から、調整年数に相当する号数を4号で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に12を乗じた数の月数(調整年数に相当する号数から4号の整数倍の号数のうち調整年数に相当する号数以下の最大の号数を減じたとき、4号に満たない端数の号数がある場合は、次の表の端数の号数欄に掲げる号数の区分に応じ、同表の加える月数欄に定める月数を加えた月数)をさかのぼった日をいう。

端数の号数	加える月数
3号	9月
2号	6月
1号	3月

(注2) 調整年数に相当する号数とは、採用日における規則第14条から第16条までの規定により得られる号給の号数から同規則第12条第1項の規定により得られる号給(同規則第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を差し引いた号数をいう。

前頁の例1及び例2の本県採用日が令和7年4月1日の場合、上記(ウ)の①の経過措置の要件を満たすため、次のとおり号給を決定する。

(例1)

経験換算後の号給：1級 57 号給… ア

初任給基準の号給：1級 29 号給… イ

調整年数に相当する号数：ア－イ ＝ 28 号

調整月数を遡った日：平 30.4.1(採用日の前日から換算後の経験 84 月遡及)

平 30.4.1 採用(みなし採用日)

令 7.4.1 1級 25 号給(旧初任給基準) + 28 号(調整年数に相当する号数)

→ 在職者調整なし(H30 採用) → 1級 53 号給

(例2)

経験換算後の号給：1級 54 号給… ア

初任給基準の号給：1級 29 号給… イ

調整年数に相当する号数：ア－イ＝25号→24号＋1号

72月＋3月＝75月

調整月数を遡った日：平 31.1.1(採用日の前日から換算後の経験 75 月遡及)

平 31.1.1 採用(みなし採用日)

令 7.4.1 1級 25 号給(旧初任給基準)＋25号(調整年数相当号数)

→ 在職者調整なし(H30 採用)→ 1級 50 号給

4 昇 格

昇格とは、職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

(1) 昇格の要件

ア 昇格させようとする職務の級がその職務に応じ、かつ、勤務成績に従ったものであること。

イ 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 昇格させようとする日に昇任したこと。

(イ) 昇格させようとする日前1年以内に昇任した場合で、(ウ)の①及び②の要件を満たすこと。

(ウ) 昇格させようとする日以前の人事委員会が定める期間において次の要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格後の職務の級の職務が遂行可能であると認められること。

① 昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間における人事評価の結果が上位又は中位の段階であること。

② 1年以内に懲戒処分等を受けていないこと。

ウ 派遣等により人事評価の結果がない場合には、人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、イに相当すると認められる職員は、イにより昇格させることができる。

エ アからウにより、1級上位の級に決定しようとする時は、次によるものとする。

(ア) 行政職8級以上等への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

(イ) (ア)以外への昇格については、在級期間表に定める在級期間及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い級を決定する。この場合において、直近の人事評価の結果が上位の段階であるとき等は、在級期間表に定める在級期間に50/100 以上 100/100 未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。

オ アからウにより、2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情がある場合として人事委員会の承認を得た場合等は、2級以上上位の級に決定することができる。

カ エの(イ)の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに、部内の他

規則7-39
第20条
青人職44第220号

の職員との均衡を失すると認められる職員に対しては、昇格させようとする日に職員となったものとした場合の経験年数が最短昇格期間(直近の人事評価の結果が上位の段階であるとき等は、その 50/100)以上であること及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い、職務の級を決定する。

キ エの昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。

(2) 在級期間表の適用方法

規則7-39
第20条の2

ア 在級期間表は、給料表の別、職種欄の区分に応じて適用する。

イ 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、その職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

ウ 規則7-39 第13条第2項第2号の者(採用試験により職員となった者で人事交流等によるかつて職員であった者)又は第13条第3項の者(採用試験により採用された者に相当すると認められる者)に対する在級期間表の適用については、採用試験により職員となった者として取り扱う。

エ 次の職員に在級期間表を適用する場合のその者の在級期間は次のとおり取り扱うことができる。

(ア) 人事交流等による職員は、部内均衡を考慮して人事委員会の承認を得て定める期間

(イ) 初任給基準表異動又は給料表異動をした職員は、部内均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して人事委員会の承認を得て定める期間

(3) 昇格の要件の特例

区 分	要 件
職務の特殊性等による昇格	在級年数が1年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。
上位資格取得等による昇格	現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を取得した場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
派遣職員の復帰時の昇格	(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣された場合 職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときには、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。 (2) 公益的法人等に派遣された場合 職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときには、下記により昇格させることができる。 ア 行政職8級以上などの特定の職務の級への昇格 人事委員会の承認を得ること。 イ 上記以外の職務の級への昇格 昇格させようとする日の経験年数が在級期間表による最短昇格期間以上となる級に昇格させることができ、特別の事情があるときは、人事委員会の承認を得て別段の取扱いとすることができる。
殉職者等に対する昇格	職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいとなった場合は、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

規則7-39
第20条第7項
ただし書

規則7-39
第21条

規則7-39
第22条第1項

規則6-18
第4条
青人職13第221号

規則7-39
第22条第2項

(4) 昇格後の号給の決定

ア 昇格の場合の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表に定める昇格後の号給欄に定める号給に決定される。

イ 2級以上上位の級への昇格のときにおけるアの適用については、1級上位の級への昇格が順次行われたものとする。

ウ 上位資格の取得等により昇格させた場合で、ア及びイによる号給が初任給として受けるべき号給に達しないときは、初任給の号給とする。

エ 降格した職員をその降格後最初に昇格させた場合において、アからウにより決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、個別に人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(例) 行政職給料表適用者が昇格した場合

- 3級 65 号給から昇格した場合 → 4級 39 号給に決定
- 6級 73 号給から昇格した場合 → 7級 17 号給に決定

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
略									
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
略									
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

5 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(1) 概要

ア 初任給基準を異にする異動

給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給を定めている他の職種に属する職務に異動すること。(例 看護師が保健師になる場合)

規則7-39
第25条

イ 給料表の適用を異にする異動

給料表の適用を異にして他の職務に異動すること。(例 行政職給料表の適用を受ける技術関係職員が、研究職給料表の適用を受ける研究員になる場合)

規則7-39
第27条

(2) 職務の級の決定

ア 異動後の職務に応じたものであること。

イ 行政職8級以上などの特定の職務の級の異動であるときは、人事委員会の承認を得ること。

ウ その他の職務の級の異動であるときは、異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして「4昇格」の(1)エ(イ)の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内であること。

(3) 号給の決定

規則7-39
第26条第1項

ア 新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し、昇格、昇給等の規定を適用して、その異動の日に受けることとなる号給に決定する。

イ 国等から引き続いて職員となった者又は特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その異動の日に受けることとなる号給に決定する。

6 昇給

昇給とは、同じ職務の級において、その者の号給を上位の号給に変更することをいう。

昇給日に、評価終了日以前1年間(基準期間)におけるその者の勤務成績に応じて行う昇給と、研修・表彰等による昇給及び特別の場合の昇給がある。

(1) 昇給日における昇給

規則7-39
第33条
第34条

職員の昇給は、昇給日に、基準期間におけるその者の勤務成績に応じて行う。この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間(特定期間)に懲戒処分等を受けた場合等にあつては、下位の昇給区分に決定することもできる。

ア 昇給日及び評価終了日

昇給日は毎年4月1日(研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給に係るものを除く。)とし、評価終了日は、昇給日前1年間における人事評価の終了日とする。

規則7-39
第33条

イ 昇給区分及び昇給の号給数

(ア) 直近の人事評価の結果がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分は、次のとおり決定する。

① 人事評価の結果が上位の段階である職員又は公務に対する貢献が顕著であるものとして人事委員会が認める職員のうち、勤務成績が特に良好である職員

(a) 勤務成績が極めて良好である職員 A

(b) (a)以外の職員 B

② ①③以外の職員 C

③ 人事評価の結果が下位の段階である職員、基準期間に懲戒処分を受けた職員、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をした職員及び訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして任命権者があらかじめ指定するものを除く。)があった職員並びに特定期間において懲戒処分を受けたこと、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこと及び訓告その他の矯正措置の対象となる事実があったことにより、下位の昇給区分に決定することが適当であると判断された職員

(a) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(b) 勤務成績が良好でない職員 E

(イ) 職員派遣等により人事評価の全部又は一部がない場合には、(ア)にかかわらず、人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、(ア)に該当すると認められる職員を(ア)のいずれかの昇給区分に決定する。

(ウ) 昇給の号数

職員を昇給させる場合の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。(昇給区分をEに決定された職員及び昇給抑制年齢職員で昇給区分をC又はDに決定された職員は、昇給しない。)

○行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇 給 区 分			A	B	C	D	E
昇給の 号給数	昇給抑制年 齢職員以外	特定職員	8以上	6	3	2	0
		一般職員	8以上	6	4	2	0
	昇給抑制年齢職員		2以上	1	0	0	0

(注)1 行政職給料表7級以下職員等とは、行政職給料表8级以上、警察職給料表9級、研究職給料表5級又は医療職給料表(一)4級である職員以外の職員をいう。

2 昇給抑制年齢職員とは、55 歳(医療職給料表(一)及び技能職給料表適用者は 57 歳)を超える職員をいう。

3 特定職員とは、教育職給料表(一)4級、教育職給料表(二)4級、医療職給料表(二)7級又は医療職給料表(三)6級(管理職手当の区分が6類又は7類の職を占める職員に限る。)若しくは7級である職員をいう。

4 一般職員とは、特定職員以外の職員をいう。

規則7-39
第36条第1項

青人職44第220号

規則7-39
第36条第7項
第9項

条例第4条第7項
規則7-39
第37条
技能職員給与規程
第9条

○行政職給料表8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

(注) 行政職給料表8級以上職員等とは、行政職給料表8級以上、警察職給料表9級、研究職給料表5級又は医療職給料表(一)4級である職員をいう。

ウ 昇給の号給数の調整

規則7-39
第36条第8項

(ア) 前年の昇給日後に新たに職員となった職員等の昇給

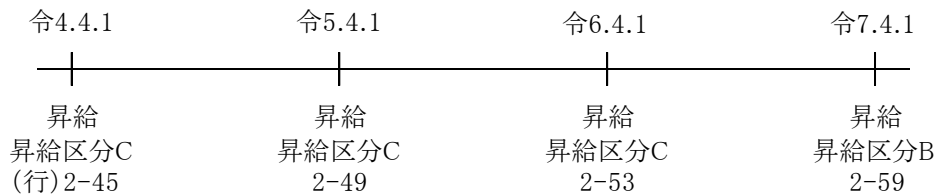
前年の昇給日後に新たに職員となった職員等の昇給の号給数は、イの(ウ)による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日等から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数切上げ)を12で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数切捨て)に相当する号給数(人事交流等による採用者等の昇給号給数については、期間による割落とし前の号給数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して決定した号給数(例2のイの例))とする。

(イ) 昇給の号給数の特例

規則7-39
第36条第10項

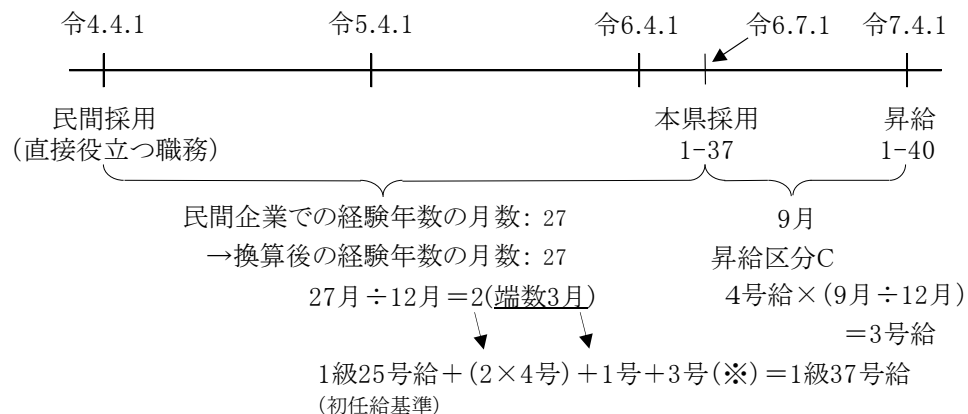
イの(ウ)又はウの(ア)による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合は、当該相当する号給数とする。(職務の級の最高号給を超えて昇給しない。)

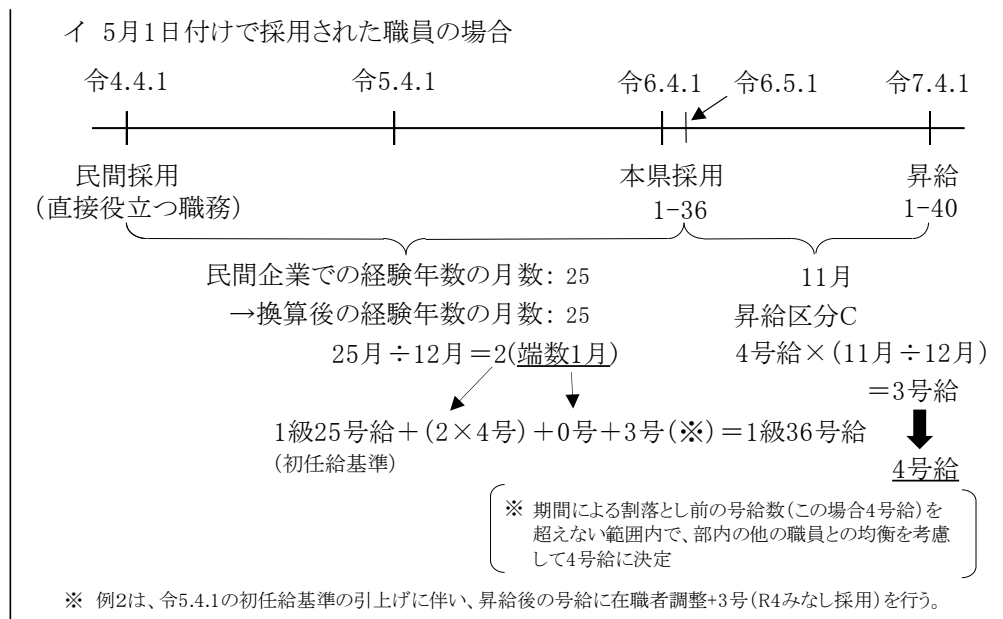
(例1) 昇給抑制年齢職員以外の一般職員の昇給の場合



(例2) 前年の昇給日後に新たに職員となった職員等の最初の昇給の場合

ア 7月1日付けで採用された職員の場合





青人委4第233号

エ 上位の昇給区分に関する基準等

(ア) 上位の昇給区分に決定する職員の割合

各任命権者において、昇給区分を決定する職員の総数に占める A 又は B の昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合又は他の任命権者に所属する職員との均衡上必要があると人事委員会が認める場合を除き、20/100(うちAは 5/100 以内)におおむね合致していなければならない。

規則7-39
第36条第6項
青人職44第220号

(イ) 昇給の号給数の合計の上限

一の昇給日において昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の定数、(ア)の人事委員会が定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

規則7-39
第36条第11項

オ 下位の昇給区分に関する基準

(ア) 次の①から④までの事由に該当する職員については、勤務成績がやや良好でないもの(昇給区分D)として取り扱う。

- ① 基準期間において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものを除く。)を受けた職員
- ② 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員
- ③ 基準期間において、①に掲げる処分を受けることが相当とされる行為をした職員
- ④ 特定期間において、①から③に掲げる職員となり、下位の昇給区分に決定することが適当であると判断された職員

青人職44第220号

(イ) 次の①から③の事由に該当する職員については、勤務成績が良好でないもの(昇給区分E)として取り扱う。

- ① 基準期間において、停職の処分、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものを除く。)又は戒告の処分(その対象

となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員

② 基準期間において①に掲げる処分を受けることが相当とされる行為をした職員

③ 特定期間において、①又は②に掲げる職員となり、下位の昇給区分に決定することが適当であると判断された職員

ただし、上記イ(ア)③に掲げる職員の勤務成績を総合的に判断した場合に下位の昇給区分(D又はE)に決定することが著しく不適當であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、イの(ア)の③の(a)に掲げる職員にあってはCに、イの(ア)の③の(b)に掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

(ウ) (ア)、(イ)にかかわらず、次の①に掲げる職員は昇給区分Dに、②に掲げる職員は昇給区分Eに決定する。

① 人事委員会の定める事由以外の事由により基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員((イ)の事由に該当する職員を除く。)

② 人事委員会の定める事由以外の事由により基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員

ただし、上記①及び②については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBを除く。)に決定することができる。

規則7-39
第36条第4項

規則7-39
第36条第5項

〈 人事委員会の定める事由 〉

- 1 時間外勤務代休時間
- 2 年次休暇
- 3 公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先のものを含む。9において同じ。)又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先団体等の業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤(当該派遣先団体等において就いていた業務に係る就業場所を地方公務員災害補償法上の勤務場所とみなした場合に同法上の通勤に該当するものに限る。9及び10において同じ。)による負傷若しくは疾病に係る病気休暇
- 4 特別休暇
- 5 育児休業
- 6 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- 7 介護休暇
- 8 介護時間
- 9 公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先団体等の業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休職
- 10 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合の休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により公務上の災害若しくは通勤による災害(派遣職員の派遣先のものを含む。)又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先団体等の業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場

青人職 44 第 220 号

合に限る。)

- 11 研修を受ける場合、職員の厚生に関する計画に参加する場合又は規則 12-1 第2条第1号から第8号までに掲げる事由(P129 参照)に該当して勤務しないことについて任命権者の承認があった場合

※第7号(休職その他これに類するものとしての勤務しないことについて特に認める規定による場合)にあつては公務又は派遣先の業務に起因するものに限る。

- 12 外国の地方公共団体の機関等への派遣
13 公益的法人等への派遣

基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間 45 分をもって1日とし、換算の結果を合計した後1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 研修、表彰等による昇給

規則7-39
第 38 条

勤務成績が良好である職員が、次のアからウのいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、それぞれに掲げる日に、昇給させることができる。

ア 研修に参加し、研修の成績が特に良好な場合は、成績認定の日から翌月の初日までの日

イ 職務上特に功績があったこと等により表彰等を受けた場合は、表彰等を受けた日から翌月の初日までの日

ウ 廃職又は過員を生じたことにより退職する場合は、退職の日

(3) 特別の場合の昇給

規則7-39
第 39 条

勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤等となった場合その他特に必要がある場合には、人事委員会の承認を得て昇給をさせることができる。

(4) 最高の号給を受ける職員についての適用除外

規則7-39
第 40 条

号給に関する規定は、昇給させようとする日において職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

7 降給

(1) 降給の種類

降給には、降格及び降号の2種類がある。

降格: 当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

降号: 当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること。

規則7-39
第2条

(2) 降格

ア 降格の場合の職務の級

規則7-39
第24条

職員を降格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、その者が職務を遂行することが可能であると認められる下位の職務の級に決定する。

イ 降格の場合の号給

規則7-39
第24条の2第1項
別表第7の2

職員を降格させた場合の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給となる。

ウ 号給の決定の特例

規則7-39
第24条の2第2項

(ア) 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときは、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして得られる号給とする。

(イ) イ及び上記(ア)によって得られる号給に決定することが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て降格後の号給を決定することができる。この場合、その号給は降格前に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(注) 降格は、地方公務員法に基づく職員の意に反する降格のほか、職員から書面による同意を得た場合にも行うことができる。この場合の職務の級及び号給の決定方法は上記と同じである。

(3) 降号

ア 降号の場合の号給

規則7-39
第41条の2

職員を降号させる場合におけるその者の号給は、次のとおり決定する。

(ア) (イ)に掲げる職員以外の職員にあっては、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)

(イ) 行政職給料表8級以上、警察職給料表9級、研究職給料表5級又は医療職給料表(一)4級である職員にあっては、降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

8 号給の調整

(1) 上位の資格を取得した場合

規則7-39
第42条

在職中の職員が上位の資格を取得した場合において、その資格による初任給として受けるべき号給が、現在の号給より上位であるときは、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給まで上位に決定することができる。

(例) 高校卒2年の経験を有する者が採用試験(高卒程度)により採用され(初任給は行政職給料表1級13号給に決定)、その後2年たって通信制の大学を卒業した場合

令 3.3	高校卒業			
3.4	～	4.3	民間(8割換算とした場合)	12月×0.8＝ 9.6月
4.4	～	5.3	在家庭(2割5分換算該当)	12月×0.25＝ 3 月
				12.6月
				↓ 切上げ
				13 月
令 5.4	採用試験(高卒程度) 採用			
	1－13			
	$\left[1-9(\text{高卒程度初任給}) + 4\text{号} \left(\left(\frac{13\text{月}}{12\text{月}} \text{端数月数は切捨て} \right) \times 4\text{号} \right) \right]$			
令 6.4	1－17(4号昇給)			
7.3	大学卒業			
7.4.1	1－21(4号昇給)→1－25(上位の資格取得による号給調整)			
	$\left[\begin{array}{l} \bigcirc \text{基礎となる初任給 } 1-9(\text{採用試験(高卒程度)}) \\ \bigcirc \text{修学年数調整} \\ \text{高校卒と大学卒の修学年数差は4年なので} \\ \text{16号}(4\text{年} \times 4\text{号} = 16\text{号}) \text{調整して1-25となる。} \end{array} \right]$			

(2) 初任給基準等が改正された場合

青人職 44 第 220 号

初任給基準等が改正された場合において、その基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会が定めるところによりその者の号給を上位に決定することができる。

(3) 復職時等における号給の調整

規則7－55
第2条
育児休業条例
第8条
公益的法人等派遣条例
第6条
自己啓発等休業条例
第10条
配偶者同行休業条例
第10条

休職若しくは専従許可を受けた職員が復職し、派遣された職員、大学院修学休業をした職員、育児休業をした職員、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者の号給を調整することができる。

ア 復職時調整の用語

青人職 56 第 127 号

- 算定期間:評価終了日以前1年間の期間(当該期間の中途において新たに職員となった者等にあつては、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間)
- 基準号給:休職等の期間の初日において受けていた号給(同日が昇給日と当該昇給日の直前の評価終了日の間にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた号給)
- 基準日:休職等の期間の初日の属する算定期間の初日
- 調整期間:各算定期間における休職等の期間を規則7－55 別表に定める休職期間等算定表に定めるところにより換算して得た期間

○ 合算期間:各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間
休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
公務上又は通勤による傷病に係る休職又は休暇の期間	3/3 以内
公務上の災害若しくは通勤による災害を原因とする行方不明の場合に係る休職の期間	
外国の地方公共団体の機関等へ派遣された職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	2/3 以内
傷病による休職又は休暇(公務上又は通勤に係るものを除く。)の期間	1/3 以内 (結核性疾患によるものにあつては、1/2 以内)
行方不明の場合に係る休職(公務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	1/3 以内
刑事事件に関し起訴された場合に係る休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3/3 以内
公益的法人等へ派遣された職員の派遣の期間	100/100 以下
育児休業をした期間	100/100 以下
自己啓発等休業をした期間	50/100 以下 (職員としての職務に特に有用であると認められる場合は、100/100 以下)
配偶者同行休業をした期間	50/100 以下

規則7-55
第2条
別表

規則6-18
第5条

育児休業条例
第8条

自己啓発等条例
第10条

配偶者同行休業
条例第10条

(注) 休職等の期間の計算方法は、次による。

(1) 引き続き1月以上にわたる期間

月の応当日計算による。ただし、最後の1月未満の端数期間は暦日数による。

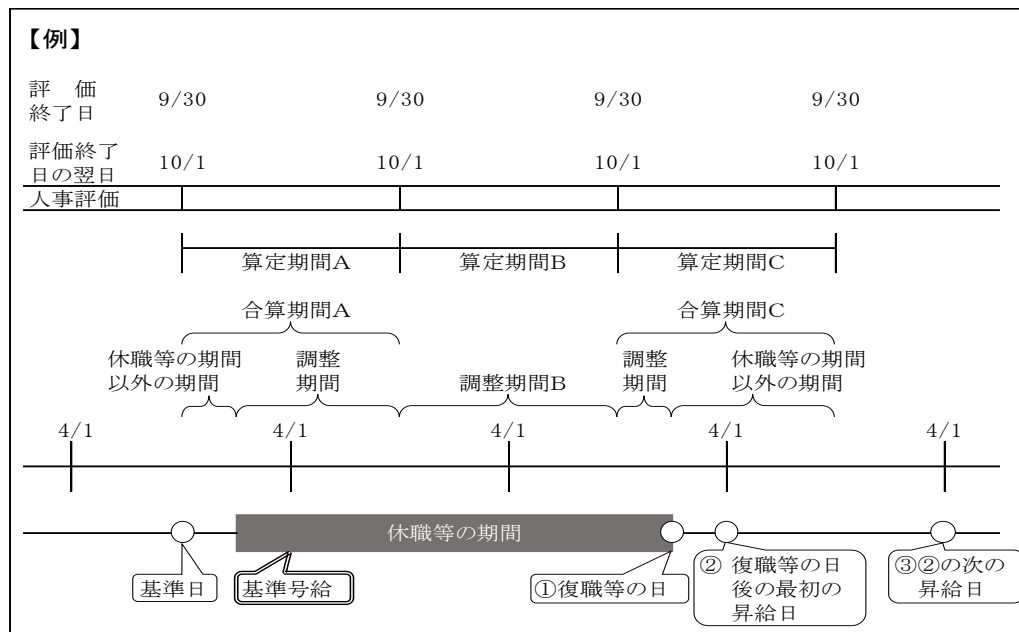
(2) 引き続き1月未満の期間

暦日数による。(勤務を要しない日及び休日も計算に入る。)

(3) 各期間の1月未満の部分合計するときは30日で1月とする。

(4) 換算率を乗じた場合の日数は次の基準により取り扱う。

$$1月 \times \frac{1}{2} = 15 \text{ 日} \qquad 1月 \times \frac{1}{3} = 10 \text{ 日}$$



イ 復職時調整の実施時期

復職等の日(図:①)、復職等の日後の最初の昇給日(図:②)又はその次の昇給日(図:③)において復職時調整の可否及び必要の有無を検討する。

なお、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員等にあつては、復職時調整の時期を延期することができ、復職時調整の時期を延期した休暇等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができる。

ウ 号給調整の基本

復職等の日における復職時調整は、基準号給の号数に基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日(復職等の日が昇給日である場合は、その直前の評価終了日)までの各算定期間(注1)(図:算定期間 A)に係る次の(ア)で述べる調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下同じ。)を加えて得た数を号数とする号給(注2)を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から当該昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間(図:算定期間 A 及びB)に係る調整数の合計数を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間(図:算定期間A～C)に係る調整数の合計数を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。

(注1) 人事交流等により新たに職員となった者等について、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間がある場合で、部内の他の職員との均衡上必要があるときには、人事交流等の期間を職員として在職した期間として取り扱うことができるよう、当該採用等の日の直前の評価終了日の翌日以後において任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間をもって当該算定期間とみなす。

青人職 56 第 127 号

青人職 56 第 127 号
第1第2項第4号

青人職 56 第 127 号
第1第2項第1号

青人職 56 第 127 号
第1第2項第5号

(注2) 休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則7-39 第 38 条若しくは第 39 条の規定による昇給又は分限条例第3条第2項の規定による降号(休職等の期間の初日が昇給日と当該昇給日の直前の評価終了日の間にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。エ(ア)において「昇給等」という。)をした場合は、上記の「調整数の合計数を加えて得た数を号数とする号給」については、当該号給の号数に「当該昇給又は当該降号の号数を加減して得た数を号数とする号給」とする。

(ア) 調整数の算出方法

調整数は、算定期間ごとに、次の要領で算出した数(当該算定期間後の最初の昇給日における昇給(規則7-39 第 38 条又は第 39 条に定めるところにより行うものを除く。)の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数)とする。

$$\text{調整数} = \text{標準号給数(注3)} \times \frac{\text{合算期間又は調整期間の月数}}{12 \text{ 月}}$$

※ 合算期間、調整期間の月数又は調整数の算出過程に生ずる端数処理は行わない。

(注3) 標準号給数とは、給与条例第4条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数をいい、職員区分に応じて以下のとおり。

○一般職員……4号給(0号給)

○特定職員……3号給(0号給)

特定職員は、教育職給料表(一)4級、教育職給料表(二)4級、医療職給料表(二)7級又は医療職給料表(三)6級(管理職手当の区分が6類又は7類の職を占める職員に限る。)若しくは7級である職員をいう。括弧書きは、55 歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員は 57 歳)を超える職員の基準号給数。

(イ) 調整数の算出方法の特例

休職等の期間以外の勤務しなかった日数(青人職 44 第 220 号第 36 条関係第8項に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。なお、引き続かない病気休暇等の日数もこれに含まれる。)が合算期間の6分の1に相当する期間の日数以上となる算定期間又は規則7-39 第 36 条第1項第3号に掲げる職員(昇給区分がD又はEとなる職員)に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、標準号給数に代えて、当該算定期間においてこれらの事実該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数を基礎として調整数を算定する。

$$\text{調整数} = \frac{\text{昇給の取扱いに準じた場合の号給数}}{\text{昇給の取扱いに準じた場合の号給数}} \times \frac{\text{合算期間又は調整期間の月数}}{12 \text{ 月}}$$

※ 合算期間、調整期間の月数又は調整数の算出過程に生ずる端数処理は行わない。

エ 昇格(降格)した場合の復職時調整

休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に昇格又は降格をした職員の昇格(降格)の日以後に行う復職時調整は以下のと

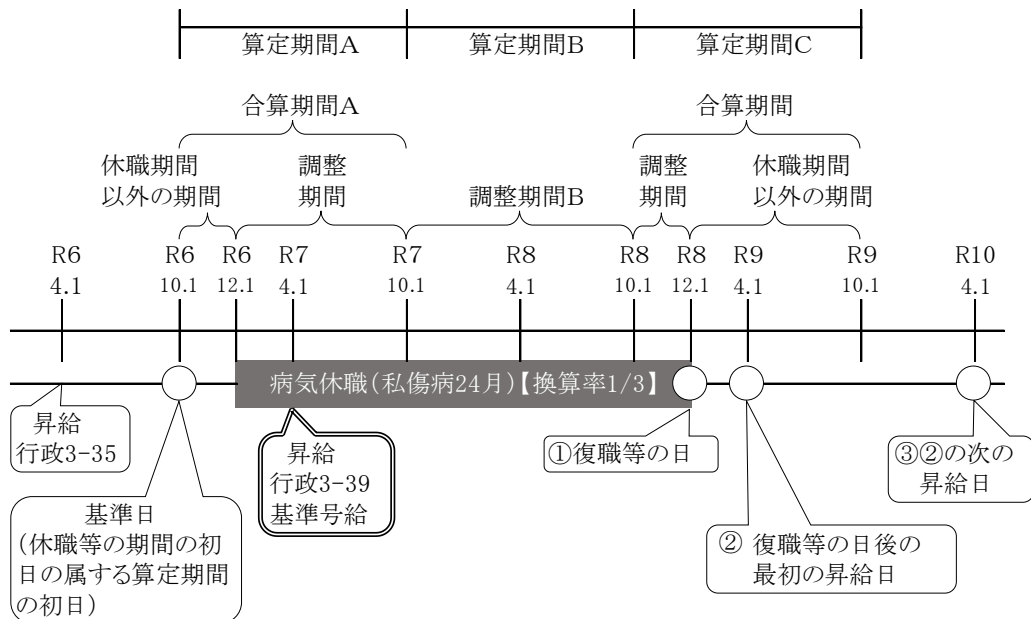
おり行う。

(ア) 昇格(降格)の日を復職等の日とみなし、かつ、休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、ウの要領に従い、基準日から昇格(降格)の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る仮定上の復職時調整を行う。

(イ) (ア)により得られる号給を昇格(降格)の日の前日に受けていたものとみなして昇格(降格)を行ったとした場合に得られる昇格(降格)直後の号給を基礎とし、ウの要領に従い、昇格(降格)の日の直前の昇給日の直前の評価終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を行う。

(注) (ア)による調整の過程において調整数に1未満の端数が生じたときは、これを(イ)による調整の過程における調整数に合算することができる。

標準的な場合(知事部局)



★ 令和8年4月1日の昇給について

基準期間(R6.10.1～R7.9.30)の 1/2 以上の日数を勤務しなかったこととなるので昇給区分Eに決定され昇給しない。

☆ 令和8年 12 月 1 日(復職等の日)の復職時調整について

(1) 合算期間(算定期間A)の算出

休職等の期間以外の期間 2月
調整期間 10 月 $\times 1/3 = 3$ 月 10 日
合算期間 5 月 10 日

(2) 調整数の算出

標準号給数(4号給) $\times 5$ 月 10 日 $\div 12$ 月 $= 1 \cdot 7/9$

(3) 復職時調整の実施

基準号給(3-39)に1号給加えた号給(3-40)まで調整できる。

★ 令和9年4月1日の昇給について

基準期間(R7.10.1～R8.9.30)の 1/2 以上の日数を勤務しなかったこととなるので昇給区分Eに決定され昇給しない。

☆ 令和9年4月1日(復職等の日後最初の昇給日)の復職時調整について

(1) 算定期間Bの算出

休職等の期間以外の期間 無し
調整期間 12 月 $\times 1/3 = 4$ 月

(2) 調整数の算出

標準号給数(4号給) $\times 4$ 月 $\div 12$ 月 $= 1 \cdot 1/3$

(3) 算定期間A及びBに係る調整数の合算

$1 \cdot 7/9 + 1 \cdot 1/3 = 3 \cdot 1/9$

(4) 復職時調整の実施

基準号給(3-39)に3号給を加えた号給(3-42)まで調整できる。

★ 令和10年4月1日の昇給について

基準期間(R8.10.1～R9.9.30)の1/6以上の日数を勤務しなかったことになるので、昇給区分Dに決定され2号給の昇給となる。(3-42→3-44)

☆ 令和10年4月1日(復職等の日後最初の昇給日の次の昇給日)の復職時調整について

(1) 合算期間(算定期間C)の算出

休職等の期間以外の期間 10月
調整期間 $2\text{月} \times 1/3 = 20\text{日}$
合算期間 10月20日

(2) 調整数の算出

標準号給数(4号給) $\times 10\text{月}20\text{日} / 12\text{月} = 3.5/9$

(3) 算定期間A、B及びCに係る調整数の合算

$1.7/9 + 1.1/3 + 3.5/9 = 6.2/3$

(4) 復職時調整の実施

令和10年4月1日における昇給では令和9年4月1日に決定した号給から2号給の昇給(3-44)に決定されるが、復職時調整により、基準号給に6号給を加えた号給(3-45)までの範囲内で調整することができる。

9 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額

暫定再任用職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の基準給料月額(P157 参照)のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、次の式により算出(円未満切捨て)される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{給料表に定められている} \\ \text{定年前再任用短時間勤務職員} \\ \text{の基準給料月額} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{1週間当たりの勤務時間(15時間30分～31時間)}}{38\text{時間}45\text{分}} \right]$$

条例第4条第11項、
令和4年条例第38号
附則第23項
附則第25項
規則7-179

第 2 部 諸 手 当

第 2 部 諸 手 当

1 扶養手当

(1) 概要

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)のある職員に支給する。

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、特定任期付職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員には支給されない。

(2) 扶養親族の要件

- 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。)を含む。)
- 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子
- 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある孫
- 60 歳以上の父母及び祖父母
- 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある弟妹
- 重度心身障がい者

ただし、次の者は扶養親族とすることができない。

ア 民間その他からの扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

イ 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

ウ 重度心身障がい者の場合は、ア及びイによる者以外の者で心身の障がいの程度が終身労務に服することができない程度でない者

(注) 1 「22 歳に達する日」とは、満 22 歳の誕生日の前日をさす。

2 「年額」とは、必ずしも暦年による年額をさすものではなく、将来にわたって1年間という意味である。

3 「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得は含まない。

4 相当長期にわたって毎月定まった収入がある場合には、130 万円に 12 分の1を乗じた額をもって認定する。

5 「所得」の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

(3) 支給方法等

ア 支給の始期及び増額の時期(P184 参照)

(ア) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。

条例第8条

条例第 19 条の 11
第2項
令和4年条例第 38 号
附則第 28 項
任期付職員条例第8条
第1項
任期付職員条例第9条
第1項
任期付研究員条例第6条
第1項
条例第8条
第2項

規則7-166
第2条

青人職6第1号

規則7-166
第5条
第1項、第2項

(イ) 扶養親族のない職員が新たに扶養親族を有することになった場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族が増えることになった場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、又は増額する。

(ウ) (ア)及び(イ)の届出が事実発生の日から 15 日経過後になされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、又は増額する。

イ 支給の終期及び減額の時期(P184 参照)

(ア) 扶養手当を受けている職員が、離職又は死亡した場合には、その者が離職又は死亡した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

(イ) 扶養手当を受けている職員のすべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

(ウ) 扶養手当を受けている職員の一部の扶養親族がその要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から減額する。

(4) 支給額

配偶者	行政職給料表7級以下に相当する職員	3,000 円
	行政職給料表8級以上に相当する職員	支給しない
父母等	行政職給料表7級以下に相当する職員	6,500
	行政職給料表8級に相当する職員	3,500
	行政職給料表9級以上に相当する職員	支給しない
子		11,500
15 歳に達する日後の最初の4月1日から 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子に加算となる額		1人につき 5,000

条例第8条
第3項、第4項

2 通勤手当

条例第 10 条

(1) 概要

職員が通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担することを常例とする場合及び自動車等により通勤することを常例とする場合に支給する。

(注)1 「交通機関等」とは、交通機関又は有料の道路をいう。

2 「運賃等」とは、交通機関等の運賃又は料金をいう。

3 「自動車等」とは、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車をいう。

(2) 支給対象

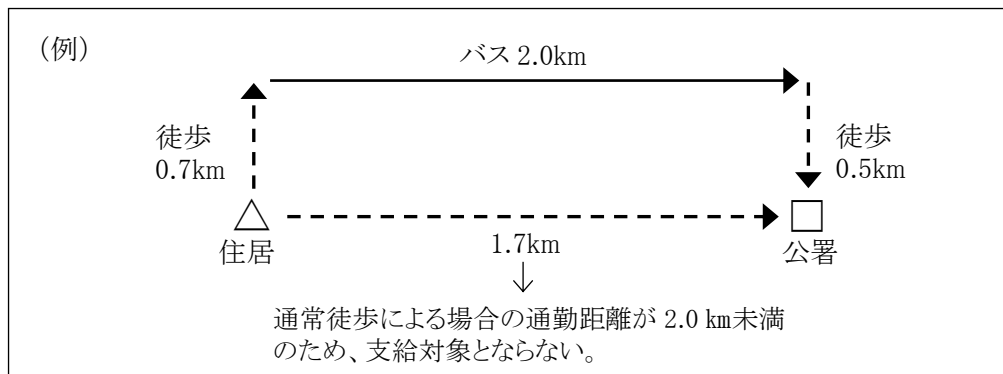
条例第 10 条
第1項

ア 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員(以下「交通機関等利用者」という。)

イ 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(以下「自動車等使用者」という。)

ウ 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(以下「併用者」という。)

いずれの場合も、原則として徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。



(3) 支給方法等

ア 支給単位期間

通勤手当の支給の単位となる期間(以下「支給単位期間」という。)は、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として次の区分に応じ、定める期間とする。

(ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長い期間(5)の要件を満たし、新幹線鉄道等を利用して通勤している場合であって、普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る支給単位期間に相当する期間)

(注)使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合

6か月を単位とし、6か月に満たない通用期間が生じる場合は、その残りの月数が支給単位期間となる。(例:通用期間9か月→支給単位期間は6か月と3か月)

(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

1か月

(ウ) 自動車等

1か月

イ 通勤手当の額の算出の基準

交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとし、運賃等相当額(その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいい、新幹線鉄道等を利用し通勤する職員で(5)の要件を満たす職員にあっては、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を含む。)は、次の区分に応じ、定める額とする。

(ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間

通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

(注) 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合

条例第10条
第7項

規則7-44
第20条の3
第1項

青人委15第324号

条例第10条
第7項

規則7-44
第6条、第8条

規則7-44
第8条

定期券の価額を通用期間の月数で除して得た額(1円未満切捨て)に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、その差額を最初の支給単位期間において支給する。

(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間

回数乗車券等の通勤 21 回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(ウ) 通勤に利用し得る交通機関等がタクシー等以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするときにおけるタクシー等
利用距離に応じた(4)のイの(イ)の例による額

【参考】 IC カードが導入されたバスを利用する職員の手当額の算定方法

IC カードを利用した場合の運賃等相当額(※)と6か月定期券の価額を6で除した額を比較し、低廉な方を支給する。

※IC カードを利用した場合の運賃等相当額

IC カードを1年間(12 か月)利用した場合の実負担額(交通ポイントによる無料運賃分を控除した額)を 12 で除した額(1 円未満切捨て)

ウ 支給日

支給単位期間(人事委員会規則で定める場合は、最長支給単位期間(その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間をいう。以下同じ。))に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。

(人事委員会規則で定める場合)

1か月当たりの運賃等相当額(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額をいう。以下同じ。)及び(4)イに定める額(以下「自動車等の距離に応じた額」という。)の合計額((7)イにおいて「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が 150,000 円を超えるとき

エ 支給の始期、終期及び支給額の改定(P184 参照)

(ア) 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する(増額する場合に限る)。

(注) 定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定された場合の取扱い

定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該定期券に係る支給単位期間の最後の月の末日(ウの(ア)及び(イ)に係る通勤手当を支給されている場合にあつては、最長支給単位期間に係る最後の月の末日、通用期間が6か月を超える定期券に係る通勤手当を支給されている場合にあつては、最後の支給単位期間に係る最後の月の末日)を、通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日とみなす。

青人委 15 第 324 号

条例第 10 条
第5項
規則7-44
第 19 条の2

規則7-44
第 20 条

青人委 15 第 324 号

(例)						
	JRの運賃改定日				みなし改定日	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 (98,220 円)					
バス	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)
支給額	105,856 円	7,636 円	7,636 円	7,636 円	7,636 円	7,636 円
6月1日にJRの定期券の価額が改定されたときは、9月末日を通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日とみなす。(返納額0円)						

(イ) 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

オ 支給単位期間の開始(P184 参照)

規則7-44
第20条の4

(ア) 支給単位期間は、通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月から開始する。

(イ) 月の中途において派遣等となった場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等する場合及び(ウ)に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職等した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

(ウ) 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合((イ)に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(4) 支給額

ア 交通機関等利用者

条例第10条
第2項第1号
第4項

(ア) 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が 150,000 円以下の場合
運賃等相当額

(イ) 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が 150,000 円を超える場合
150,000 円×最長支給単位期間の月数

(例1) (ア)の場合

1か月当たりの運賃等相当額

JR 定期券 (98,220 円/6か月) 16,370 円

バス(回数券) 7,636 円

合計 24,006 円 (150,000 円以下)

支給単位期間 (JR は6か月、バスは1か月)につき、運賃等相当額を支給する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 (98,220 円)					
バス	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)	回数券 (7,636 円)
支給額	105,856 円	7,636 円	7,636 円	7,636 円	7,636 円	7,636 円

(例2) (イ)の場合

1か月当たりの運賃等相当額

新幹線定期券 (FREX3か月) (397,460 円/3か月) 132,486.6… 円

バス定期券 (6か月) (60,550 円/6か月) 10,091.6… 円

バス定期券 (6か月) (52,650 円/6か月) 8,775 円

合計 151,353.3… 円 (150,000 円超)

最長支給単位期間 (6か月)につき、

[150,000 円×最長支給単位期間の月数 (6) = 900,000 円]

を支給する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
支給額	900,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	900,000 円

イ 自動車等使用者

(ア) 四輪の自動車以外を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
5 km 未満	2,000 円	25 km 以上 30 km 未満	13,700 円
5 km 以上 10 km 未満	4,100	30 " 35 "	16,100
10 " 15 "	6,500	35 " 40 "	18,500
15 " 20 "	8,900	40 km 以上	20,900
20 " 25 "	11,300		

条例第 10 条
第2項第2号イ
規則7-44
第8条の2
別表第1

(イ) 四輪の自動車を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
4 km 未満	2,000 円	42 km 以上 44 km 未満	24,600 円
4 km 以上 6 km 未満	3,700	44 " 46 "	25,900
6 " 8 "	4,600	46 " 48 "	27,000
8 " 10 "	5,800	48 " 50 "	28,200
10 " 12 "	7,000	50 " 52 "	29,300
12 " 14 "	8,100	52 " 54 "	30,400
14 " 16 "	9,300	54 " 56 "	31,500
16 " 18 "	10,400	56 " 58 "	32,600
18 " 20 "	11,500	58 " 60 "	33,700
20 " 22 "	12,800	60 " 62 "	35,000
22 " 24 "	14,000	62 " 64 "	36,000
24 " 26 "	14,800	64 " 66 "	37,000
26 " 28 "	15,700	66 " 68 "	38,100
28 " 30 "	16,700	68 " 70 "	39,200
30 " 32 "	17,700	70 " 72 "	40,400
32 " 34 "	18,800	72 " 74 "	41,500
34 " 36 "	19,900	74 " 76 "	42,600
36 " 38 "	21,000	76 " 78 "	43,700
38 " 40 "	22,300	78 " 80 "	44,800
40 " 42 "	23,500	80 km 以上	46,000

条例第 10 条
第2項第2号ロ
規則7-44
第8条の2
別表第2

※ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等で平均1か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない場合は、(ア)及び(イ)の額から、(ア)及び(イ)の額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額

規則7-44
第8条の3
令和4年条例第 38 号
附則第 29 項

ウ 併用者

(ア) 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等を使用する距離が片道2km以上である職員

条例第 10 条
第2項第3号
第4項

a 1か月当たりの運賃等相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額が 150,000 円以下の場合

(a) 四輪の自動車以外を使用する職員の場合

運賃等相当額及びイの(ア)に定める額

(b) 四輪の自動車を使用する職員の場合

運賃等相当額及びイの(イ)に定める額

b 1か月当たりの運賃等相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額が 150,000 円を超える場合

150,000 円×最長支給単位期間の月数

規則7-44
第8条の4

(イ) (ア)以外の職員

a 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額以上である場合
運賃等相当額(1か月当たりの運賃等相当額の合計額が 150,000 円を超える場合は、

150,000 円×最長支給単位期間の月数)

- b 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額未満である場合
自動車等の距離に応じた額

(例1) (ア)のbの例

△	バス	新幹線	自動車	□
住居				公署
	バス バスの区間運賃 200 円 回数券11枚綴 2,000 円	新幹線 新幹線定期券 (FREX3か月) 397,460 円	自動車 16.6km	
1か月当たりの運賃等相当額				140,122 円
	バス (2,000 円/11枚×21回×2(往復)=7,636.36円)			7,636 円
	新幹線 (397,460 円/3か月)			132,486 円
自動車 16.6 km				10,400 円
合計額				150,522 円 (150,000 円超)
最長支給単位期間毎の支給額				
150,000 円×3か月 = 450,000 円				
★最長支給単位期間(3か月)につき 450,000 円を支給する。				

(例2) (イ)のaの例

△	自転車	バス	□
住居			公署
	自転車 1.7km	バス バスの区間運賃 200 円 回数券11枚綴 2,000 円	
1か月当たりの運賃等相当額			
		バス (2,000 円/11枚×21回×2(往復))=7,636.36円	7,636 円
自転車 1.7 km			2,000 円<1か月当たりの運賃等相当額(7,636 円)
★運賃等相当額(1か月につき 7,636 円)を支給する。			

(5) 新幹線鉄道等を利用する職員に係る通勤手当の支給の要件

新幹線鉄道等を利用し通勤する職員で、次に掲げる要件をすべて満たす職員に支給する。

- ア 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が 60 km以上又は通勤時間が 90 分以上)であること。
- イ 新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合の通勤時間に比べて、新幹線鉄道等を利用して通勤するものとした場合の通勤時間が長くなるものを除く。)が認められること。
- ウ 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

(6) 支給制限

出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日ま

条例第 10 条
第 3 項

規則 7-44
第 10 条

青人委 15 第 324 号

規則 7-44
第 21 条

での期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(7) 返納

ア 返納の事由及び事由発生月

返納の事由は、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の事由とし、事由発生月は、次の事由の区分に応じ、定める月とする。

(ア) 離職し、若しくは死亡した場合又は支給対象職員たる要件を欠くに至った場合

当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)

(イ) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

通勤手当の額が改定される月の前月

(ウ) 月の中途において休職にされた場合等(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等する場合を除く。)

休職等の期間の開始した日の属する月

(エ) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が、その月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

イ 返納の額

(ア) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円以下の場合

全ての交通機関等(アの(イ)の場合にあっては当該変更に係る交通機関等)につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(以下「払戻金相当額」という。)

(注) 使用する定期券の通用期間が 6 か月を超える場合

当該定期券の価額を通用期間の月数で除して得た額(1円未満切捨て)×事由発生月の翌月から支給単位期間の最後の月までの月数

(イ) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円を超えていた場合

a 又は b のいずれか低い額

a 150,000 円×支給単位期間等の残月数(事由発生月の翌月からの月数をいう。以下同じ。)

b 当該交通機関等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額

(人事委員会の定める額)

(a) 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

(b) 回数乗車券等の通勤 21 回分の運賃等の額×最長支給単位期間の残月数

(c) 自動車等の距離に応じた額×最長支給単位期間の残月数

条例第 10 条
第 6 項
規則 7-44
第 20 条の 2
第 1 項

規則 7-44
第 20 条の 2
第 2 項第 1 号

青人委 15 第 324 号

規則 7-44
第 20 条の 2
第 2 項第 2 号

青人委 15 第 324 号

(注) 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合

「当該定期券の価額を通用期間の月数で除して得た額(1円未満切捨て)に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額」に基づいて算出することを基本とする。(詳細は青人委 15 第 324 号参照)

(例1) イの(ア)の例

<支給額>

1か月当たりの運賃等相当額

JR 定期券(240,000 円/6か月)	40,000 円
バス定期券(9,000 円/3か月)	3,000 円
自動車	2,000 円
合計	45,000 円(150,000 円以下)

	事由発生		事由発生月の末日			
	↓		↓			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券(240,000 円)					
バス	3か月定期券(9,000 円)			3か月定期券(9,000 円)		
自動車	4km 未満 (2,000 円)	4km 未満 (2,000 円)	4km 未満 (2,000 円)	4km 未満 (2,000 円)	4km 未満 (2,000 円)	4km 未満 (2,000 円)
支給額	251,000 円	2,000 円	2,000 円	11,000 円	2,000 円	2,000 円

<5月中旬に通勤手当の支給対象職員たる要件を欠くに至った場合の返納額>

5月末日における JR6か月定期券の払戻金相当額+5月末日における
バス3か月定期券の払戻金相当額

<5月中旬に通勤経路が変更(JR のみ)になった場合の返納額>

5月末日における JR6か月定期券の払戻金相当額

3 住居手当

(1) 概要

住宅(貸間を含む。)を借り受け、一定額を超える家賃を負担している職員に支給する。

(注) 特定任期付職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員には支給されない。

(2) 支給対象

ア 職員の居住する借家(借間)

職員が自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、職員の生活の本拠とし、月額
12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(注) 次に掲げる職員には支給しない。

- 1 青森県公舎条例の規定による公舎に入居し、入居料を支払っている職員
- 2 国、他の地方公共団体等から貸与された職員宿舎に居住している職員
- 3 扶養親族である者が所有する住宅及び配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係

条例第9条の4

任期付職員条例第8条、
第9条
任期付研究員条例第6条

条例第9条の4
第1項第1号

規則7-109
第2条

と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。を含む。)、
父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でないものが所有し、又は借り受け、居住して
いる住宅等を借り受けて、そこに居住している職員

イ 配偶者等の居住する借家(借間)

(ア) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、当該配
偶者の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

条例第9条の4
第1項第2号

(イ) 単身赴任手当を支給される配偶者のいない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る
子が居住するための住宅(職員が単身赴任の直前に居住していた住宅又はこれに準ずる
住宅に限る。)を借り受け、当該子の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払
っている場合に支給する。

規則7-109
第4条

(注) アの(注)に掲げる住宅は除外される。

(3) 支給の始期、終期及び支給額の改定(P184 参照)

規則7-109
第8条

ア 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場
合には、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の
属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

イ 職員が支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(離職又は死亡した場合を含む。)は、
その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)
まで支給する。

ウ アの場合(支給額の改定のときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から 15
日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の
初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

(4) 支給額

条例第9条の4
第2項第1号

ア 職員の居住する借家(借間)

次に掲げる額(100 円未満切捨て)

(ア) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員

支給額 = 家賃の月額 - 12,000 円

(イ) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員

$$\text{支給額} = \frac{(\text{家賃の月額} - 23,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{2} + 11,000 \text{ 円}}{\downarrow 16,000 \text{ 円限度}}$$

(注)1 家賃には、権利金、電気代、共益費等は含まれない。

2 家賃に、電気、ガス又は水道料金が含まれていてそれを分離できない場合は、その
支払額の 100 分の 90 に相当する額を家賃とする。

3 下宿代に食費等が含まれていてそれを分離できない場合は、その支払額の 100 分
の 40 に相当する額を家賃とする。

青人職 49 第 243 号
条例第9条の4関係
第3項
規則第7条関係

イ 配偶者等の居住する借家(借間)

条例第9条の4
第2項第2号

アの例により算出した額の2分の1に相当する額(100 円未満切捨て)

4 単身赴任手当

(1) 概要

条例第 10 条の2

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(以下「異動等」という。)に伴い住居を移転し、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。)と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給する。

(2) 支給対象

ア 支給の要件

条例第 10 条の2
第1項

次に掲げる要件のすべてを満たす職員に支給する。

(ア) 転居

異動等に伴い、住居を移転すること。なお、出張等に伴う住居の移転は含まない。

(イ) 別居

やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居すること。

(注) 1 異動等の前に既に配偶者と別居していた場合は支給対象とならない。ただし、単身赴任手当を支給されていた者にさらに異動等があつて引き続き単身赴任した場合で、人事委員会規則で定める通勤困難の要件を満たす場合は、引き続き単身赴任手当が支給される。

2 異動等に伴い、配偶者を一時帯同した後に別居した場合は異動等に伴う別居とはいえない。(イ 支給要件の特例(権衡職員)P41 参照)

3 「別居」とは、配偶者との生活の本拠を異にしていると認められる場合をいい、少なくとも月の過半は配偶者と別れて生活していることをいう。

(やむを得ない事情)

規則7-159
第2条

a 配偶者が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

b 配偶者が、学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)に在学している同居の子を養育すること。

c 配偶者が引き続き就業すること。

d 配偶者が、職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

e 配偶者が、職員と同居できないと認められるa～dに類する事情

(a～dに類する事情)

青人職元第 153 号

(a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族(職員又は配偶者の父母を除く。)を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(b) 配偶者が保育所等に在所している同居の子を養育すること。

(c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子(学校等に在学している子及び保育所等に在所している子を除く。)を養育すること。

(d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。

- (e) 配偶者が学校等に在学していること。
- (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- (g) 職員又は配偶者が人事交流等による異動等の前日までに住宅(当該人事交流等による異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。)を購入する契約又は新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該人事交流等による異動等の直前の住居に引き続き居住すること又は当該人事交流等による異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内若しくは当該人事交流等における異動等の直前の住居と同一の市町村内に所在する住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいる場合及び(イ)の d の場合を除く。
- (h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(a)～(g)に類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)

(ウ) 単身

単身で生活することを常況とすること。

(エ) 距離制限

異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められること。なお、単身赴任中にさらに異動等があった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤することが困難でなくなった場合は、その間、単身赴任手当は支給しない。

(人事委員会規則で定める通勤困難の基準)

- a 異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署までの通勤距離が 60 km 以上であること。
- b 通勤距離が 60 km 未満で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から 60 km 以上に相当する程度に通勤が困難(自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。)であると認められること。

(b)に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合)

- (a) 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署の始業時刻前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間(以下「実通勤時間」という。)が2時間以上である場合
- (b) 実通勤時間が1時間 30 分以上2時間未満である場合であって、始業時刻前1時間以内に住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署に到着するために利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
- (c) 実通勤時間が1時間 30 分以上2時間未満である場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署から当該異動等の直前の住居又は配

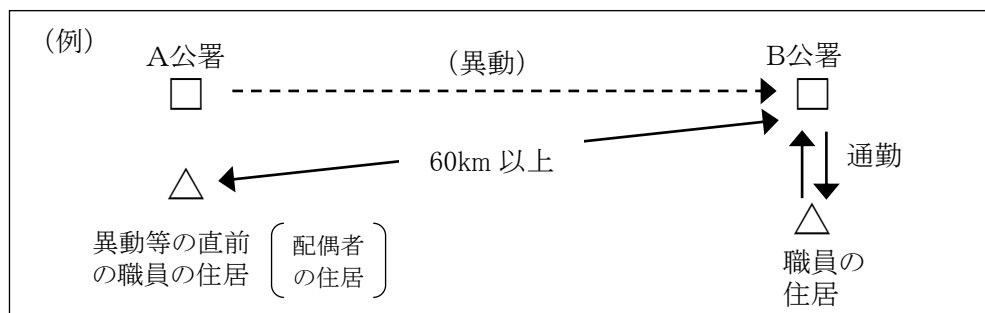
規則7-159
第3条第1号

第2号

青人職元第 153 号

偶者の住居への帰宅に当たって当該公署の終業の時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

(注) 通勤距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合の経路について算定する。



イ 支給要件の特例(権衡職員)

アの支給要件は満たさないが、新たに給料表の適用を受ける職員等のうちアの支給要件に該当する職員との権衡上必要があると認められる次の(ア)から(ク)の職員に対してもアの支給要件に該当する職員に準じて単身赴任手当が支給される。

(ア) 異動等に伴う転居でないが、採用に伴い転居した職員で転居以外のアの支給要件を満たす職員

(イ) 配偶者のない職員で異動等に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居した職員で、アの支給要件のうち単身及び距離制限の要件を満たす職員

(人事委員会の定める事情)

a 子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。

b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)

(ウ) 異動等に伴い転居した後、異動等の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動等の直前に同居していた配偶者と別居し、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤することがアの支給要件のうち距離制限の要件の基準に照らし困難であり、かつ、アの支給要件のうち単身の要件を満たす職員(人事委員会の定める特別の事情)

a 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅(職員がかつて在勤していた公署の通勤圏(当該公署から住宅までの距離が60km未満の範囲をいう。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の公署に勤務し

条例第10条の2
第3項

規則7-159
第5条第1項

規則7-159
第5条第2項
第3号

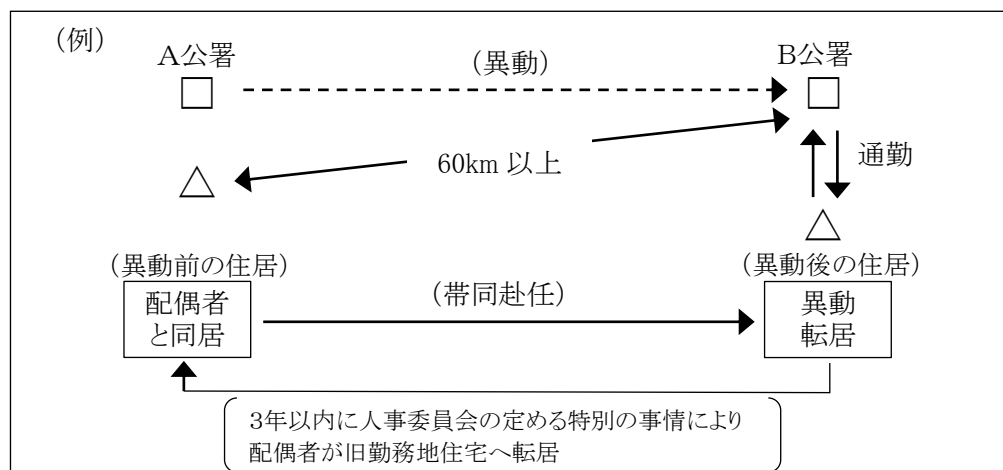
青人職元第153号

規則7-159
第5条第2項
第4号

青人職元第153号

たことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。)以外の職員
にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。

- c 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- d 子が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
- e 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- f 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- g 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
- h 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- i 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- j 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- k その他配偶者が職員と同居できないと認められるa～jに類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)



(エ) 通勤困難と認められないが、異動等後に在勤する公署における職務上の必要性から住居を移転せざるを得ない職員(人事委員会の定める職員に限る。)でアの支給要件のうち距離制限以外の要件を満たす職員

規則7-159
第5条第2項
第2号

(オ) 満 15 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、アの支給要件のうち单身以外の要件を満たす職員

第5号

(カ) 職員派遣から職務に復帰した職員で、アの支給要件を満たす職員

第1号

(キ) 上記の(ア)～(カ)までの権衡職員となる事情が重複する職員

第7号

(ク) その他給与条例第 10 条の2第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

第8号

(人事委員会の定める職員)

青人職元第 153 号

a 单身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動等前から配偶者のない職員であった者とした場合に上記(イ)の職員たる要件に該当する職員

b 单身赴任手当の支給を受けている配偶者の異動等に伴い職員が居住する住居に転居した日と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は満 15 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等

c 定年退職の翌日に暫定再任用職員として採用された職員、再任用職員から引き続き暫定再任用職員として採用された職員又は勤務延長の終了の翌日に暫定再任用職員として採用された職員のうち、アの支給要件を満たす職員

令和5年規則7-0
附則第8項

(3) 支給の始期、終期及び支給額の改定 (P184 参照)

規則7-159
第9条

ア 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

イ 職員が支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(職員が離職又は死亡した場合、配偶

者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満 15 歳又は満 18 歳に達した日以後の最初の3月 31 日の翌日を迎えた場合を含む。)は、その事実の生じた日(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

(人事委員会が定める場合)

単身赴任手当を受けている職員で離職の日又はその翌日(当該翌日が県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員(当該適用の時点で、条例第 10 条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備している職員に限る。)が当該離職のみを理由として、条例第 10 条の2第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至る場合

(人事委員会が定める日)

当該職員が給料表の適用を受けることとなった日

ウ アの場合(支給額の改定の場合は増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

(4) 支給額

支給額＝30,000 円＋加算額

加算額は、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離区分に応じ、次表に掲げる額とする。

交通距離区分		加算額	交通距離区分		加算額
100 km 以上	300 km 未満	8,000 円	1,100 km 以上	1,300 km 未満	46,000 円
300 "	500 "	16,000	1,300 "	1,500 "	52,000
500 "	700 "	24,000	1,500 "	2,000 "	58,000
700 "	900 "	32,000	2,000 "	2,500 "	64,000
900 "	1,100 "	40,000	2,500 km 以上		70,000

5 期末手当

(1) 概要

6月1日及び 12 月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に規則で定める日に支給される手当である。

(2) 支給対象

ア 基準日に在職する職員又は退職し、若しくは死亡した職員

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員

(注) 基準日前1か月以内とは次の期間をいう。

(基準日)

(期間)

6月1日 5月1日 ～ 5月 31 日

12 月1日 11 月1日 ～ 11 月 30 日

青人職元第 153 号

条例第 10 条の2
第2項

規則7-159
第4条

条例第 19 条
第1項

青人職 39 第6号

(3) 支給制限

ア 基準日に在職する職員のうち、無給休職者、刑事休職者、停職者等である場合は、支給しない。

規則7-80
第2条

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次の者には支給しない。

規則7-80
第3条
令和4年規則7-80
附則第3項

(ア) 退職等の日において、無給休職者、刑事休職者、停職者等であった者

(イ) 退職後の基準日までの間において常勤の特別職の職員等となった者

(ウ) 退職後、引き続き他の地方公共団体等の職員となった者(人事委員会の定めるものに限る。)

(エ) 退職後、定年前再任用短時間勤務職員等又は暫定再任用短時間勤務職員となった者

(4) 支給額

支給額＝基礎額×期別支給割合×在職期間別割合

条例第19条
第2項

ア 基礎額＝給料の月額＋扶養手当の月額＋地域手当の月額＋加算(①＋②)

条例第19条
第4項

↓

〔(給料月額＋扶養手当の月額)×地域手当の支給割合〕

(注) 1 地域手当の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。((イ)において同じ。)

2 基礎額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 休職により給料等が8割支給とされている職員の場合にあっても、基礎額は減額前の給料の月額等により算定する。(支給額は8割となる。)

4 条例附則第7項(60歳超職員の給料の7割措置)の適用を受ける職員に係る給料月額は、100分の70を乗じて得た額(50円未満切捨て、50円以上100円未満切上げ)。(以下同じ)

(ア) 加算①＝給料月額×加算割合

条例第19条
第5項
規則7-80
第5条の4

区 分	加算割合
管理職手当の区分が1類又は2類の職員	25/100
任期付職員条例第7条第1項の職員のうち6号給以上の職員	
任期付研究員条例第5条第1項の職員のうち6号給以上の職員	
管理職手当の区分が3類の職員	20/100
管理職手当の区分が4類の職員	15/100
任期付職員条例第7条第1項の職員のうち5号給の職員	
任期付研究員条例第5条第1項の職員のうち4号給及び5号給の職員	
管理職手当の区分が5類の職員	10/100

(イ) 加算②＝(給料の月額＋地域手当の月額)×加算割合



(給料月額×地域手当の支給割合)

給料表 \ 加算割合	20/100	15/100	10/100	5/100
行政職給料表	10級・9級・8級	7級・6級	5級・4級	3級
警察職給料表	9級	8級・7級	6級・5級・4級※ ²	4級・3級※ ¹
海事職給料表			5級・4級・3級※ ²	3級
教育職給料表(一)	4級※ ²	4級	3級・2級※ ²	2級※ ¹
教育職給料表(二)				
研究職給料表	5級	4級	3級	2級※ ¹
医療職給料表(一)	4級・3級※ ²	3級	2級	1級※ ¹
医療職給料表(二)		7級・6級	5級・4級※ ²	4級・3級※ ¹
医療職給料表(三)		7級・6級	5級・4級※ ²	4級・3級※ ¹
任期付職員条例第7条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	4号給及び3号給を受ける職員	2号給及び1号給を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	4号給及び3号給を受ける職員	2号給及び1号給を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第2項の給料表				すべての職員

(注1) ※¹は人事委員会が定める職員に限る。

(注2) ※²は人事委員会が別に定める職員に限る。

(注3) ※²のうち下線を付したものは、現在別に定める職員なし。

イ 期別支給割合

基準日	支給日	期 別 支 給 割 合					
		右以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員		特定任期付職員	任期付研究員
			特定幹部職員		特定幹部職員		
6月1日	6月30日	125/100	105/100	70/100	60/100	95/100	172.5/100
12月1日	12月10日						

(注) 1 支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日になる。

2 「特定幹部職員」とは、管理職手当の区分が1類から5類までの職を占める職員のうち行政職給料表適用者の場合は職務の級が8级以上であるもの並びに同表以外の給料表適用者の場合はその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものをいう。

3 「特定任期付職員」とは、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。

条例第19条
第5項

規則7-80
第5条の3
別表第1

青人職2第114号

青人職2第115号

条例第19条
第2項
第3項
任期付職員条例第8条
第2項
任期付研究員条例第6条
第2項

規則7-80
第5条の2

ウ 在職期間別割合

在職期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

(注) 1 基準日以前6か月以内の在職期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間は、次のとおりである。

(基準日)	(期間)
6月1日	前年 12 月 2 日 ～ 6 月 1 日
12 月 1 日	6 月 2 日 ～ 12 月 1 日

2 在職期間

在職期間＝(ア)－(イ)

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(イ) 除算期間

a 停職、未帰還又は専従休職の職員である期間

b 育児休業期間(育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間※)が1か月以下である職員を除く。)(P130 参照)又は大学院修学休業期間の2分の1の期間

※ 子の出生日から 57 日以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しない

c 自己啓発等休業期間の2分の1の期間

d 配偶者同行休業期間の2分の1の期間

e 休職期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)の2分の1の期間

f 育児短時間勤務期間のうち短縮された部分の2分の1の期間(P130 参照)

g 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間

h 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間

i 会計年度任用職員としての在職期間

条例第 19 条
第2項

規則7－80
第6条
青人職 39 第6号

(例) 4月2日から育児休業の承認を受けた職員が10月10日に職務復帰した場合における6月期及び12月期の期末手当の額は次のとおりである。(職員の基準日(6月1日及び12月1日)における給料は、行政職給料表2級25号給であり、扶養親族はいない。)

○ 6月期の期末手当支給額

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

6か月

(イ) 除算期間

2月(4月2日～6月1日)×1/2=1月

在職期間=6か月-1月= 5月

→ 在職期間別割合 80/100

支給額= 260,400 円 × 125/100 × 80/100 = 260,400 円

○ 12月期の期末手当支給額

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

6か月

(イ) 除算期間

4月8日(6月2日～10月9日)×1/2=2月4日

在職期間=6か月-2月4日= 3月26日

→ 在職期間別割合 60/100

支給額= 260,400 円 × 125/100 × 60/100 = 195,300 円

※ なお、支給額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満切捨て

(注) 期間の計算方法

1 月により計算するときは、民法第143条の例により、応当日の前日をもって1月として計算する。

2 日を月に換算するときは30日をもって1月とし、時間を日に換算するときは7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員等又は暫定再任用短時間勤務職員で、1週間当たりの週休日が2日の場合は、1週間の勤務時間を5で除して得た時間)をもって1日とする。

(5) 不支給・一時差止処分

ア 不支給

基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職とされた場合等には、期末手当は支給されない。

イ 一時差止処分

期末手当を支給されることとされていた離職者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合等には、期末手当の支給を一時差し止めることができる。

青人職 39 第6号

条例第 19 条の2

条例第 19 条の3

6 勤勉手当

(1) 概要

条例第 19 条の4

6月1日及び 12 月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に勤務成績に応じて規則で定める日に支給される手当である。

(注) 任期付研究員には支給されない。

(2) 支給対象

条例第 19 条の4
第1項
青人職 39 第6号

ア 基準日に在職する職員又は退職し、若しくは死亡した職員

イ 基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員

(注) 基準日前 1 か月以内とは次の期間をいう。

(基準日)	(期間)
6月1日	5月1日 ～ 5月 31 日
12月1日	11月1日 ～ 11月 30 日

(3) 支給制限

ア 基準日に在職する職員のうち、休職者(公務傷病等による休職者を除く。)、停職者等である場合は、支給しない。

規則7-80
第8条

イ 基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次の者には支給しない。

規則7-80
第9条

(ア) 退職等の日において、休職者(公務傷病等による休職者を除く。)、停職者等であった者

(イ) 退職後の基準日までの間において常勤の特別職の職員等となった者

(ウ) 退職後、引き続き他の地方公共団体等の職員となった者(人事委員会の定めるものに限る。)

(エ) 退職後、定年前再任用短時間勤務職員等又は暫定再任用短時間勤務職員となった者

(4) 支給額

支給額＝基礎額×期間率×成績率

条例第 19 条の4
第2項
規則7-80
第 10 条

ア 基礎額＝給料の月額＋地域手当の月額＋加算(①＋②)

↓

(給料月額×地域手当の支給割合)

(注)1 地域手当の月額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。((イ)において同じ。)

2 基礎額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 条例附則第7項(60 歳超職員の給料の7割措置)の適用を受ける職員に係る給料月額は、100 分の 70 を乗じて得た額(50 円未満切捨て、50 円以上 100 円未満切上げ)。(以下同じ)

(ア) 加算①＝給料月額×加算割合

加算割合は、期末手当(4)のアの(ア)と同じ。

(イ) 加算②＝(給料の月額＋地域手当の月額)×加算割合

↓

(給料月額×地域手当の支給割合)

加算割合は、期末手当(4)のアの(イ)と同じ。

イ 期間率

勤 務 期 間	期間率	勤 務 期 間	期間率
6か月	100/100	2か月 15 日 以上 3か月 未満	40/100
5か月 15 日 以上 6か月 未満	95/100	2か月 " 2か月 15 日 "	30/100
5か月 " 5か月 15 日 "	90/100	1か月 15 日 " 2か月 "	20/100
4か月 15 日 " 5か月 "	80/100	1か月 " 1か月 15 日 "	15/100
4か月 " 4か月 15 日 "	70/100	15 日 " 1か月 "	10/100
3か月 15 日 " 4か月 "	60/100	15 日 "	5/100
3か月 " 3か月 15 日 "	50/100	0	0

(注) 1 基準日以前6か月以内の勤務期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間とは次のとおりである。

(基準日)

(期間)

6月1日 前年 12 月2日 ～ 6月1日

12 月1日 6月2日 ～ 12 月1日

2 勤務期間

勤務期間＝(ア)－(イ)

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(イ) 除算期間

a 停職、未帰還又は専従休職の職員である期間

b 育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間※)が1か月以下である職員を除く。)(P130 参照)
又は大学院修学休業期間

※ 子の出生日から 57 日以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しない

c 自己啓発等休業期間

d 配偶者同行休業期間

e 休職期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)

f 育児短時間勤務期間のうち短縮された部分の期間(P131 参照)

g 欠勤により給与を減額された期間(7時間 45 分以上の場合)

h 負傷又は疾病(公務傷病及び疾病にかかる傷病を除く。)により勤務しなかった期間が週休日等(週休日、フレックスタイム制による勤務時間を割り振らない

条例第 19 条の4
第4項
(第 19 条第5項
準用)

規則7－80
第 11 条
別表第2

規則7－80
第 12 条

日、時間外勤務代休時間指定日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等)を除いて 30 日を超える場合には、その全期間

- i 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が 30 日を超える場合には、その全期間
- j 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- k 育児部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- l 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
- m 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
- n 会計年度任用職員としての在職期間
- o 基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合には、a～nにかかわらず、その全期間

ウ 成績率

基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の懲戒処分の有無等に応じて定められる割合

(ア) (イ)、(ウ)以外の職員

基準日	区 分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
6 月 1 日 12 月 1 日	特に優秀	122/100 以上 307.5/100 以下	146/100 以上 367.5/100 以下
	優秀	110.5/100 以上 122/100 未満	131.5/100 以上 146/100 未満
	良好	99.5/100	119.5/100
	良好でない	91/100 以下	110/100 以下

(注) 特定幹部職員…期末手当において規定するものと同じ

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員

基準日	区 分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
6 月 1 日 12 月 1 日	優秀	50/100 超	60/100 超
	良好	50/100	60/100
	良好でない	48/100 以下	58/100 以下

(注) 特定幹部職員…期末手当において規定するものと同じ

(ウ) 特定任期付職員

基準日	区 分	
6 月 1 日 12 月 1 日	優秀	85/100 以上 255/100 以下
	良好	77.5/100
	良好でない	71/100 以下

規則7-80
第 14 条

規則7-80
第 14 条の2
令和4年規則7-80
附則第4項

規則7-80
第 14 条の3

令和7年2月 19 日から4月5日まで病気休暇をとった場合

- 病気休暇をとった期間から週休日等を除いて計算すると 31 日となり、30 日を
超えているので除算の対象となる。

- 2月19日から3月18日までを「1月」と計算し、残りの3月19日から4月5日までの期間については、週休日等を除いて計算する。したがって、除算期間は1月12日となる。

なお、勤務期間は、6月－1月 12 日＝4月 18 日となる。

令和7年6月2日から 12 月1日までの間に1日2時間の部分休業の承認を受けた
日が 120 日あった場合

- 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超えるので、その全期間について除算の対象となる。

- なお、勤務期間は、6月－30.9…日＝4月 29.0…日となる。

条例第 19 条の4
第5項

(条例第 19 条の2
準用)

(条例第 19 条の3
準用)

勤勉手当を支給されることとされていた離職者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合等には、勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

条例第9条の2
 条例第9条の3

給料の支給方法に準じて支給する。

(3) 支給額

支給額＝(給料月額＋管理職手当の月額＋扶養手当の月額)×支給割合

支給地域	級地	支給割合
北海道札幌市	5級地	3 %
宮城県多賀城市	4級地	9
宮城県仙台市	4級地	7
東京都特別区	1級地	20
愛知県名古屋市	3級地	14
大阪府大阪市	2級地	16
福岡県福岡市	4級地	9
人事委員会の定める地域	人事委員会の定める級地	

医療職給料表(一)の適用を受ける職員	16
--------------------	----

条例第9条の2
第2項
規則7-95 別表

条例第9条の3

(注)1 この表に規定する「人事委員会の定める地域」及び「人事委員会の定める級地」は、人事院規則9-49(地域手当)別表第一に定めるとおりとする。

2 条例附則第7項(60歳超職員の給料の7割措置)の適用を受ける職員に係る給料月額は、100分の70を乗じて得た額(50円未満切捨て、50円以上100円未満切上げ)。

青人職 30 第 196 号

8 寒冷地手当

(1) 概要

毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において、北海道、県内その他寒冷の地域で人事委員会が定めるもの(以下「寒冷地」という。)に在勤する職員に支給する。

(注) 任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第18条
第1項

任期付職員条例第9条

(2) 支給額

ア 青森県内及び北海道(人事委員会が定める地域を除く。)に在勤する者

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
青森県内	19,800 円	11,400 円	8,200 円
北海道	26,000 円	14,500 円	9,800 円

条例第18条
第2項

(注)1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、扶養親族を有する者又は扶養親族を有しないが居住のため一戸を構えている者若しくは下宿、寮等の一部屋を専用している者をいう。

2 「扶養親族のある職員」には、次の職員を含まないものとする。

(1) 寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの(職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあつては、すべて

規則7-85
第4条

規則7-85
第5条

の当該住居)と寒冷地の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(以下「最短距離」という。)が 60 km 以上であるものに限る。)

(2) 単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が 60 km 以上であるもの

※ 「扶養親族のある職員」に含まない職員は、異動等に伴い、寒冷地以外の地域から寒冷地に、配偶者等と別居して赴任する職員及びそれに相当すると任命権者が認める者に限るものとして取り扱う。

イ 青森県内及び北海道(人事委員会が定める地域を除く。)以外に在勤する者
人事委員会の承認を得て、任命権者が定める額

(3) 支給制限

基準日において寒冷地に在勤する職員のうち、当該基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員のいずれかに該当する職員は支給対象から除く。

- (1) 刑事休職者、(2) 無給休職者、(3) 停職者、(4) 専従休職者、
- (5) 大学院修学休業職員、(6) 育児休業職員、(7) 外国派遣職員、
- (8) 公益的法人等派遣職員(公益的法人等派遣条例の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。)、(9) 自己啓発等休業職員、(10) 配偶者同行休業職員、
- (11) 本邦外にある職員(外国派遣職員及び扶養親族のある職員を除く。)

9 特地勤務手当等

(特地勤務手当)

(1) 概要

へき地その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場を除く。以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

(注)任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) 特地公署

特地公署は、級別に人事委員会規則で定める。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(4) 支給額

支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×支給割合

級別区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
支給割合	2%	4%	6%	8%	10%	12%

(注) 条例附則第7項(60 歳超職員の給料の7割措置)の適用を受ける職員において、給料の月額に係る給料月額は、100 分の 70 を乗じて得た額(50 円未満切捨て、50 円以上 100 円未満切上げ)。(以下同じ)

青人職 55 第 128 号

条例第 18 条
第2項

規則7-85
第2条第2項

条例第 11 条の2

任期付職員条例第9条

規則7-111
第3条

(特地勤務手当に準ずる手当)

(1) 概要

特地公署又は準特地公署(人事委員会が指定する。)に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する公署が移転して特地公署若しくは準特地公署に該当することとなった場合において、当該公署の移転に伴って住居を移転した職員に支給する。

(注) 任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第 11 条の3
第1項

任期付職員条例第9条

(2) 支給期間

職員が異動等に伴って住居を移転した日から、異動等の日から起算して3年に達する日まで支給する。ただし、その期間内において職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日まで支給する。

○ 職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなった場合

…その異動又は移転等の日の前日

○ 職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動しその異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転しその移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特地公署若しくは準特地公署に該当する場合に限る。)

…住居の移転の日の前日

規則7-111
第4条第1項

(3) 支給額

支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×2%

規則7-111
第4条第2項

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(5) 権衡職員への支給

ア 権衡職員の範囲

特地公署又は準特地公署に在勤する職員で(1)の職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員に対しても、(1)の職員に準じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される。

条例第 11 条の3
第2項

(ア) 人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

規則7-111
第5条第1項
第2項

(イ) 公益的法人等派遣法の規定により採用され、特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

規則7-111
第5条第3項

(ウ) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、新たに特地公署等に該当することとなった日(指定日)前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員

(エ) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に、人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法の規定により採用され、当該特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

イ 支給期間及び額

規則7-111
第5条第4項

○ アの(ア)及び(イ)の職員

給料表の適用を受けることとなった日又は公益的法人等派遣法の規定により採用された日に特地公署等に異動したものとした場合に(2)、(3)により支給されることとなる期間及び額

○ アの(ウ)の職員

職員の指定日に在勤する公署が職員の異動の日前に特地公署等に該当していたものとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

○ アの(エ)の職員

職員の指定日に在勤する公署が給料表の適用を受けることとなった日又は公益的法人等派遣法の規定により採用された日前に特地公署等に該当したものとし、かつ、職員がその日に異動したものとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

10 へき地手当等

(へき地手当)

(1) 概要

条例第 11 条の4

へき地教育振興法第5条の2第1項に規定するへき地学校等に勤務する職員に対して支給する。

(注) 任期付短時間勤務職員には支給されない。

任期付職員条例第9条

(2) へき地学校等

へき地学校等は、級別に人事委員会規則で定める。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(4) 支給額

規則7-51
第3条

支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×支給割合

級地区分	準へき地	1級	2級	3級	4級	5級
支給割合	2%	4%	6%	8%	10%	12%

(注) 条例附則第7項(60 歳超職員の給料の7割措置)の適用を受ける職員において、給料の月額に係る給料月額は、100 分の 70 を乗じて得た額(50 円未満切捨て、50 円以上100 円未満切上げ)。(以下同じ)

(へき地手当に準ずる手当)

(1) 概要

条例第 11 条の5
第1項

へき地学校等又は特地学校(人事委員会が指定する。)に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する学校等が移転してへき地学校等若しくは特地学校に該当することとなった場合において、当該学校等の移転に伴って住居を移転した職員に支給する。

(注) 任期付短時間勤務職員には支給されない。

任期付職員条例第9条

(2) 支給期間

規則7-51
第4条第1項

職員が異動等に伴って住居を移転した日から、異動等の日から起算して3年に達する日まで支給する。ただし、その期間内において職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日まで支給する。

○ 職員がへき地学校等若しくは特地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の在勤する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特地学校に該当しないこととなった場合
…その異動又は移転等の日の前日

○ 職員が他のへき地学校等若しくは特地学校に異動しその異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する学校等が移転しその移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該学校等が引き続きへき地学校等又は特地学校に該当する場合に限る。)
…住居の移転の日の前日

(3) 支給額

規則7-51
第4条第2項

支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×2%

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(5) 権衡職員への支給

条例第11条の5
第2項

へき地学校等又は特地学校に在勤する職員で(1)の職員との権衡上必要があると認められる職員に対しても、(1)の職員に準じてへき地手当に準ずる手当が支給される。

ア 権衡職員

規則7-51
第5条

新たにへき地学校等又は特地学校に該当することとなった学校等に在勤する職員のうち、そのへき地学校等又は特地学校に該当することとなった日(指定日)前にその学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、その異動の日から起算して3年を経過していないもの

イ 支給期間及び額

アの職員の指定日に在勤する学校等が、職員の異動の日前にへき地学校等又は特地学校に該当していたものとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

11 時間外勤務手当

(1) 概要

条例第13条

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間外に勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第1号任期付研究員には支給されない。

(2) 支給制限等

ア 管理職手当を受ける職員には支給しない。

イ 学校に勤務する教育職員には支給しない。

ウ 出張等の公務により旅行中の場合は、命令を受け勤務したことについて明確に証明でき

る場合に限る。

(3) 支給対象勤務

ア 正規の勤務時間が割り振られた日(休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びに休日になる代休日)を除く。)において正規の勤務時間外に勤務した場合、その全時間に対して支給する。

イ 週休日等(週休日、フレックスタイム制による勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)において勤務した場合又は休日等において正規の勤務時間外に勤務した場合、その全時間に対して支給する。

(注) 休日等における正規の勤務時間内の勤務に対しては、休日勤務手当が支給される。

ウ 週休日等の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合、その割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(ただし、下記の職員の区分に応じて、それぞれに定める時間を除く。)に対して支給する。

条例第13条
規則7-0
第12条

令和5年規則7-0
附則第2項

職員の区分	除く時間
下記以外の職員	休日等が属する週において、休日勤務手当が支給される時間
定年前再任用短時間勤務職員等 育児短時間勤務職員等 暫定再任用短時間勤務職員 (割振り変更前の正規の勤務時間が 38時間45分以上の週の場合)	
定年前再任用短時間勤務職員等 育児短時間勤務職員等 暫定再任用短時間勤務職員 (割振り変更前の正規の勤務時間が 38時間45分未満の週の場合)	38時間45分から割振り変更前の勤務時間を 差し引いた時間(休日等が属する週において は、その時間に休日勤務手当が支給される 時間を加えた時間)に達するまでの時間

(4) 支給額

支給額 = (勤務1時間当たりの給与額 × 次表に掲げる支給割合) × 勤務時間数

↓

(P114 参照)

○支給割合

ア 時間外勤務時間が月 60 時間以内までの場合

区 分	支 給 割 合
(3)のアの場合	$\frac{125}{100}$ (午後 10 時～翌日の午前 5 時 $\frac{150}{100}$)
(3)のイの場合	$\frac{135}{100}$ (午後 10 時～翌日の午前 5 時 $\frac{160}{100}$)
(3)のウの場合	$\frac{25}{100}$

(注) (3)のアの場合、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間 45 分に達するまでは 100/100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前5時までの間の場合は、25/100 を加算した割合)

イ 時間外勤務時間が月 60 時間を超える場合

条例第 13 条
第4項

区 分	支 給 割 合
(3)のア、イの場合	$\frac{150}{100}$ (午後 10 時～翌日の午前 5 時 $\frac{175}{100}$)
(3)のウの場合	$\frac{50}{100}$

(注) (3)のアの場合、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び暫定再任用短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間 45 分に達するまでは 150/100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前5時までの場合は、25/100 を加算した割合)

ただし、時間外勤務代休時間(P123 参照)を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分((4)のアとイの差の割合)の時間外勤務手当の支給を要しない。

条例第 13 条
第5項

(例) 土・日曜日を週休日とする者の場合

	平日	平日深夜	土曜・日曜	土曜・日曜深夜
60 時間前	125/100	150/100	135/100	160/100
60 時間超	150/100	175/100	150/100	175/100

※ 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び暫定再任用短時間勤務職員に、月 60 時間を超える時間外勤務を行わせた場合の平日の7時間 45 分に達するまでの勤務の支給割合(60 時間前 100/100)も 150/100 となる。

(5) 支給方法

規則7-0
第 10 条

ア 一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日までに支給する。

イ 時間外勤務代休時間に勤務した場合、当該時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務手当は、当該時間外勤務代休時間が指定された日が属する給与期間の次の給与期間における給料の支給定日までに支給する。

ウ ア、イ以外については、給料の支給方法に準ずる。

あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間が、月曜日から金曜日までの5日間にそれぞれ1日7時間45分である職員で、時間外勤務が月60時間以内の場合の例である。

(例1) 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更に伴う時間外勤務手当について

① 週休日の振替により土曜日に勤務を命じた場合

(週休日)								(週休日)	(週休日)
日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m		(7h45m)	
							振替		

1週間の勤務時間が46時間30分となり、割振り変更前の正規の勤務時間(38時間45分)を超えるので、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した7時間45分について、25/100の時間外勤務手当を支給する。

② 休日等のある週において、週休日の振替により土曜日に勤務を命じた場合で、当該休日等の勤務に対して休日勤務手当が支給されている場合

(週休日)				(休日)				(週休日)	(週休日)
日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	7h45m	7h45m	休日勤務 7h45m	7h45m	7h45m	7h45m		(7h45m)	
							振替		

1週間の勤務時間が46時間30分となり、割振り変更前の正規の勤務時間(38時間45分)を超えるが、休日である水曜日の勤務(7時間45分)に対して休日勤務手当が支給されるため、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した7時間45分に相当する時間について、時間外勤務手当を支給しない。

※ フレックスタイム制により正規の勤務時間を割り振られた場合に、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、その超えて勤務した時間1時間につき25/100の時間外勤務手当を支給する。

＜フレックスタイム適用の場合(1週間の勤務時間が必ずしも38h45mではなくなる)＞

	日	月	火	水	木	金	土	週当たり勤務時間
第1週		8h45m	8h45m	6h0m	9h45m	0h0m		33h15m
第2週		8h45m	8h45m	8h45m	9h45m	8h45m		44h45m
第3週		8h45m	8h45m	6h0m	9h45m	4h45m		37h45m
第4週		8h45m	8h45m	6h0m	9h45m	6h0m		39h15m

振替発生時は、設定された週当たり勤務時間を判定基準とする。



フレックス適用時の正規の勤務時間となる
4週合計155h

＜フレックスタイム適用職員が週休日の振替等を行った場合＞

4hの割振変更

	日	月	火	水	木	金	土	週当たり勤務時間
第1週		8h45m	8h45m	6h0m	9h45m	0h0m	4h0m	33h15m
第2週		8h45m	8h45m	4h45m	9h45m	8h45m		44h45m
第3週		8h45m	8h45m	6h0m	9h45m	4h45m		37h45m
第4週		8h45m	8h45m	6h0m	9h45m	6h0m		39h15m

この場合、第1週の勤務時間は33h15mであったのに対し、4hの勤務時間の割振り変更により37h15mとなったため、その超過分(4h)が時間外勤務手当(25/100)の対象となる。

この4hに対して、時間外勤務手当(25/100)が発生

(例2) 週休日と休日が重なった場合の時間外勤務手当等について

① 時間外勤務命令の場合

週休日と休日が重なった場合は週休日として扱うため、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した時間数に応じて135/100の時間外勤務手当を支給する。

(週休日)							(週休日) (休日)		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	時間外勤務 7h45m		7h45m	

7時間45分の勤務命令 ↑

② 週休日の振替及び代休日の指定の場合

週休日の振替により土曜日は勤務時間が割り振られた休日となり、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した時間数に応じて135/100の休日勤務手当を支給する。

(週休日)							(週休日) (休日)		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	(7h45m)	休日勤務 7h45m		7h45m	

振替 ↑

休日に割り振られた勤務時間の全部(1日単位)について、さらに代休日を指定した場合は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

(週休日)							(週休日) (休日)		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	(7h45m)	勤務 7h45m		代休日 (7h45m)	

振替 ↑ 代休日指定 ↑

12 夜間勤務手当

(1) 概要

正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第一号任期付研究員には支給されない。

(2) 支給方法等

深夜勤務中、その勤務が休日勤務手当の支給される日に当たるときは、その勤務に対しては休日勤務手当も併せて支給する。

(3) 支給制限等

条例第 16 条

ア 正規の勤務時間外において深夜に勤務した場合は、当該勤務に対しては夜間勤務手当は支給せず、時間外勤務手当を支給する。

イ 管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(4) 支給額

支給額＝(勤務1時間当たりの給与額×25/100)×勤務時間数

↓

(P114 参照)

13 休日勤務手当

(1) 概要

条例第 14 条

休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日及びこれらの休日に代わる代休日)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第一号任期付研究員には支給されない。

(2) 支給制限等

ア 管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

イ 学校に勤務する教育職員には支給しない。

ウ 休日等において正規の勤務時間外に勤務した場合は、時間外勤務手当を支給する。

エ 休日が週休日等(週休日、フレックスタイム制による勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)に当たっている場合は、時間外勤務手当を支給する。

(3) 交替制勤務者等の特例

規則7-0
第 13 条

交替制勤務者等で週休日等が祝日法による休日と重なった場合には、休日勤務手当を支給される日は次に掲げる日となる。

ア 原則として、祝日法による休日の直後の正規の勤務日

イ 直後の正規の勤務日が休日等又は時間外勤務代休時間指定日に当たるときは、当該休日等又は時間外勤務代休時間指定日の直後の正規の勤務日

ウ 職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日

(4) 支給額

規則7-0
第 14 条

支給額＝(勤務1時間当たりの給与額×135/100)×勤務時間数

↓

(P114 参照)

14 宿日直手当

(1) 概要

条例第 15 条
規則7-65
第2条

正規の勤務時間以外の時間及び休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びに休日に代わる代休日)に本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給する。

(2) 病院局職員以外の宿日直手当

ア 支給方法等

一般の宿日直及び次の特殊な宿日直をした場合に支給する。

- (ア) 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務
- (イ) 警察本部、警察署又は警察学校における警備又は事件の捜査、処理等のための待機等が伴う勤務
- (ウ) 警察学校における学生の点呼、確認等が伴う勤務
- (エ) 公立学校の寄宿舎における児童等の点呼、確認等が伴う勤務
- (オ) 中央児童相談所における一時保護児童の点呼、確認等が伴う勤務
- (カ) 防災危機管理課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

イ 支給制限

宿日直勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務には含まれないものとする。

ウ 支給額

区 分	一般の宿日直の場合	特殊な宿日直の場合			
		(ア)	(イ)	(ウ)(エ)(オ)	(カ)
勤務1回につき	4,400 円	21,000 円	7,400 円	6,100 円	5,300 円
勤務1回が5時間未満の場合	2,200 円	10,500 円	3,700 円	3,050 円	2,650 円
半日勤務日※の退庁時から引き続き勤務した場合	6,600 円	31,500 円	11,100 円	9,150 円	—

※ 表中、「半日勤務日」とは、勤務時間が午前8時 15 分～午後0時 15 分までと定められている日及びこれに相当する日をいう。

(3) 病院局職員の宿日直手当

ア 支給方法等

次に掲げる宿日直をした場合に支給する。

- (ア) 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務
- (イ) 臨床工学技士及び診療放射線技師による緊急の外来患者及び入院患者に緊急に対処するための勤務

イ 支給制限

宿日直勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務には含まれないものとする。

ウ 支給額

区 分	(ア)	(イ)
勤務1回につき	20,000 円	4,100 円
勤務1回が5時間未満の場合	10,000 円	2,050 円

条例第 15 条第 1 項
規則 7-65
第 2 条第 2 項

条例第 15 条
第 2 項

規則 7-65
第 3 条

病院局職員給与
規程第 19 条

15 管理職手当

(1) 概要

条例第7条の2

管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するもの(支給対象職)について、その職務の特殊性に基づき支給する。

(2) 支給方法等

規則7-0
第5条の3

給料の支給方法に準じて支給する。

(3) 支給制限

規則7-0
第5条の4

月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

ただし、次のア及びイに該当する場合は、勤務しなかった場合から除く。

ア 公務傷病及び通勤に係る傷病による休職

イ 公務傷病及び通勤に係る傷病(派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。)に係る休暇

(4) 支給額

規則7-67
第3条
別表第2

区分	管理職手当額	
	医療職給料表(一)以外の 給料表適用職員	医療職給料表(一) 適用職員
1類	139,300 円	— 円
2類	130,300	137,700
3類	104,200	110,100
4類	94,000	102,800
5類	82,200	89,900
6類	77,400	83,500
7類	66,400	71,600
8類	62,300	—
8類の2	57,100	—
9類	51,900	59,700
9類の2	49,600	—
10 類	31,700	—

※ 任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、この額にその者の勤務時間数を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

※ 条例附則第7項(60 歳超職員の給料の7割措置)の適用を受ける職員にあつては、この額に 100 分の 70 を乗じて得た額(50 円未満切捨て、50 円以上 100 円未満切上げ)。

規則7-67
第4条

(5) 支給対象職及び区分

規則7-67
第2条
別表第1

組織	職	区分
知事の 事務部局	本庁部長 危機管理局長 国スポ・障スポ局長 会計管理者	2類
	本庁理事 東京事務所長	3類
	本庁部次長 水産局長 危機管理局次長 国スポ・障スポ局次長 出納局次長	4類
	参事 保健医療対策監 危機管理統括監 東京事務所次長 地域連携事務所長 福祉事務所長(区分6類のものを除く。) 美術館副館長 農林水産事務所長(区分6類のものを除く。) 県土整備事務所長(区分6類のものを除く。)	5類
	本庁課長 知事公室長 本庁室長 県税事務所長 児童相談所長 子ども自立センターみらい所長 環境管理事務所長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 保健所長 福祉事務所長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 衛生研究所長 動物愛護センター所長 食肉衛生検査所長 あすなろ療育福祉センター所長 あすなろ療育福祉センター生活支援部長 あすなろ療育福祉センター診療部長 さわらび療育福祉センター所長 さわらび療育福祉センター生活支援部長 さわらび療育福祉センター診療部長 精神保健福祉センター所長 高等技術専門校長(区分8類のものを除く。) 八戸工科学院長 県外情報センター所長 農林水産事務所長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 農林水産事務所家畜保健衛生所長(職務の級医療職給料表(二)7級のものに限る。) 営農大学校長 県土整備事務所長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 県土整備事務所港管理所長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 西北県土整備事務所鯨ヶ沢道路河川事業所長 青森空港管理事務所長 消防学校長	6類

組織	職	区分
知事の 事務部局	総括副参事 IT専門監 航空推進監 防災調整監 消防力向上推進監 農林水産事務所次長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 県土整備事務所次長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。)	7類
	環境管理事務所長(区分6類のものを除く。) 障がい者相談センター長 高等技術専門校長(職務の級行政職給料表6級のものに限る。) 障がい者職業訓練校長 農林水産事務所家畜保健衛生所長(区分6類のものを除く。) 農林水産事務所水産事務所長 県土整備事務所港管理所長(区分6類のものを除く。) 原子力センター所長	8類
	本庁課長代理 副参事 土木工事検査監 建築工事検査監 県境再生対策監 津波防災地域づくり推進監 津軽港利用促進監 県税事務所次長 中央児童相談所次長 保健所次長 福祉事務所次長 衛生研究所次長 食肉衛生検査所次長 食肉衛生検査所支所長 精神保健福祉センター次長 精神保健医長 高等技術専門校教頭(職務の級行政職給料表6級のものに限る。) 生涯職業能力開発推進監 八戸工科学院副学院長 県外情報センター次長 美術統括監 農林水産事務所次長(区分7類のものを除く。) 農林水産事務所農業普及振興室長 農林水産事務所水産事務所副所長(職務の級行政職給料表6級のものに限る。) 畜産推進監 林務調整監 農村整備調整監 営農大学校教頭 県土整備事務所次長(区分7類のものを除く。) 駒込ダム建設推進監 むつ南・白糠バイパス整備推進監 青森空港管理事務所次長 消防学校副校長 原子力センター次長	9類
	病虫害防除所長	10類

組織	職	区分
議会の事務部局	事務局長	2類
	事務局次長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
監査委員の事務部局	事務局長	4類
	事務局次長	6類
	副参事	9類
選挙管理委員会の事務部局	副参事	9類
人事委員会の事務部局	事務局長	4類
	事務局次長	6類
	副参事	9類
労働委員会の事務部局	事務局長	4類
	事務局次長	9類
	副参事	9類
海区漁業調整委員会の事務部局	事務局長	9類
教育委員会の事務部局	理事	3類
	図書館長	
	総合社会教育センター所長	
	総合学校教育センター所長	
	教育次長	4類
	参事	5類
	埋蔵文化財調査センター所長	
	郷土館長	
	三内丸山遺跡センター所長	
	本庁課長	6類
	高等学校教育改革推進室長	
	教育事務所長	
	少年自然の家所長	
	総括副参事	7類
	埋蔵文化財調査センター次長	
	図書館副館長	
	総合社会教育センター副所長	
	総合学校教育センター副所長	
	郷土館副館長	
	三内丸山遺跡センター副所長	
	本庁課長代理	9類
	本庁室長代理	
	教育政策課学校の幸せ推進室長	
	学校教育課特別支援教育推進室長	
	スポーツ健康課競技力向上対策室長	
	副参事	
	生涯学習課学校地域連携推進監	
	郷土館課長	
県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校	校長のうち人事委員会が定めるもの	6類
	校長	8類
	教頭のうち人事委員会が定めるもの	8類の2
	教頭	9類
	事務長のうち人事委員会が定めるもの	9類の2
	事務長	10類

組織	職	区分
警察	総務室長	3類
	本部部長 首席監察官(区分5類のものを除く。) 首席参事官 警察学校長 警察署長(職務の級警察職給料表9級のものに限る。)	4類
	首席監察官(職務の級警察職給料表8級のものに限る。) 参事官 参事 警察署長(職務の級警察職給料表8級のものに限る。)	5類
	本部課長 科学捜査研究所長 監察官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警察署長(区分4類及び5類のものを除く。)	6類
	総括副参事 総括研究管理官 理事官 管理官 警察学校副校長 警察署副署長(区分9類のものを除く。)	7類
	副参事 研究管理官 警察署副署長(職務の級警察職給料表6級のものに限る。)	9類
公営企業	参事 所長(企業職給料表(一)7級のものに限る。) 総括副参事 所長 副参事	82,200 円 77,400 円 66,400 円 62,300 円 51,900 円
病院局	病院局長 中央病院長	2類
	病院事業管理者特命補佐 地域医療調整監 理事 中央病院副院長 医療管理監 中央病院医療の質総合管理センター長	3類
	運営部長 つくしが丘病院長	4類

企業職員給与
規程第3条

病院局職員給与
規程第5条
別表第5

組織	職	区分
病院局	参事 中央病院がん診療センター長 中央病院循環器センター長 中央病院脳神経センター長 中央病院糖尿病センター長 中央病院総合周産期母子医療センター長 中央病院救命救急センター長 中央病院の診療部門の長 地域医療情報推進監 救急医療連携推進監 新興感染症対策推進監 医療安全推進監 こども・家族支援推進監 中央病院看護部長	5類
	経営企画室長 中央病院の副センター長、統括部長及びサポーターケアセンター長並びに科及び部の長(病院局医療職給料表(一)適用者に限る。) つくしが丘病院副院長 つくしが丘病院診療部長 つくしが丘病院の診療科の長 つくしが丘病院看護部長	6類
	総括副参事 中央病院看護部次長 中央病院総括看護指導監	7類
	副参事 総務課長 中央病院医学物理指導監 中央病院病理指導監 中央病院臨床検査指導監 中央病院薬剤部長 中央病院薬剤指導監 中央病院医療の質向上推進監 中央病院リハビリテーション指導監 中央病院統括臨床検査技師長 中央病院腫瘍放射線指導監 中央病院放射線診断指導監 中央病院看護指導監 中央病院看護企画監 つくしが丘病院運営室長 つくしが丘病院看護部次長	9類

16 管理職員特別勤務手当

(1) 概要

条例第 16 条の2

管理職手当の支給を受ける職員が次のいずれかに該当する場合に支給する。

ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日に代わる代休日)(以下「週休日等」という。)に勤務した場合

イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 10 時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

(2) 支給方法等

規則7-0
第 10 条
青人職3第 114 号
条例第 16 条の2
関係

ア 給料の支給方法に準じて支給する。

イ (1)アの臨時又は緊急の必要による勤務とは、週休日等に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

ウ (1)イの臨時又は緊急の必要による勤務とは、午後 10 時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

エ 公務の運営の必要による勤務には、休日等において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する職員が当該休日等の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。

オ (1)アの手当の支給対象となる勤務は、週休日等((2)キにより(1)アの勤務とみなされる勤務については、午後 10 時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。))の勤務であり、連続する勤務(二以上の週休日等にまたがる勤務及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。また、休憩等に要した時間(3時間未満)をはさんで引き続く勤務を含む。)の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それらの場合の(1)アの勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

(ア) 一の週休日等において(1)アの勤務の開始が二以上ある場合((イ)の場合を除く。)

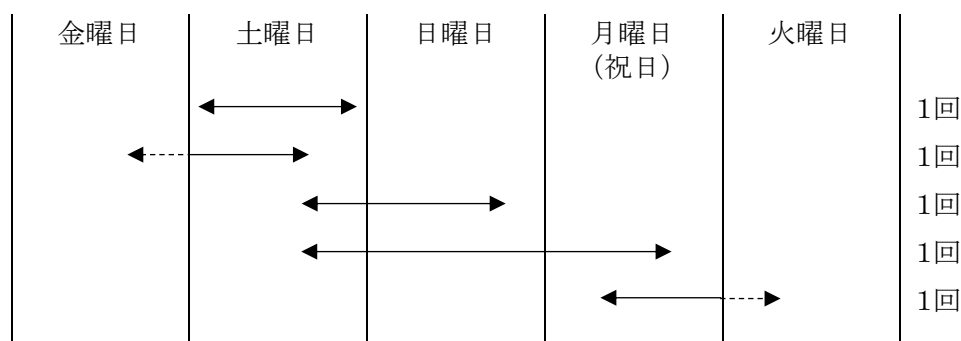
(イ) 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において(1)アの勤務の開始が二以上ある場合

カ (1)イの手当の支給対象となる勤務は、午後 10 時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。)の勤務((1)アの勤務を除く。)であり、連続する勤務(二の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。また、休憩等に要した時間(3時間未満)をはさんで引き続く勤務を含む。)の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等以外の日に開始する勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

キ (1)アの勤務をした後、引き続いて(1)イの勤務をした場合又は(1)イの勤務をした後、引き続いて(1)アの勤務をした場合は、(1)アの勤務をしたものとみなし、(1)イに係る手当は支給しない。

規則7-162
第4条

(例) 勤務回数の取扱いについて



(注) 自宅等において部下職員に指示を行えば足りるようなものまで含むものではない。
直後の勤務日の始業時刻以降に処理できるものについては、支給対象となる勤務として取り扱わない。

(3) 支給額

管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、職員の区分に応じて、次の表に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合等は、その額に 150/100 を乗じて得た額とする。

ア 管理職手当の支給区分に応じた手当額

(ア) 病院局職員以外の職員の場合

管理職手当の区分		手当額(週休日等)	手当額(平日深夜)
1類及び2類		12,000 円	6,000 円
3類		11,000	5,500
4類		10,000	5,000
5類		9,000	4,500
6類		8,500	4,300
	学校の校長	7,000	3,500
7類		7,500	3,800
8類		7,000	3,500
8類の2、9類 9類の2、10類		6,000	3,000

条例第 16 条の2
第2項
規則7-162
第2条第2項

規則7-162
第3条第1項
第1号
第3条第2項
第1号

青人職3第 114 号
規則第3条関係

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の場合

管理職手当の区分	手当額(週休日等)	手当額(平日深夜)
1類及び2類	11,000 円	5,500 円
3類	10,000	5,000
4類	9,000	4,500
5類	8,000	4,000
6類	7,500	3,800
7類	6,500	3,300
8類	6,000	3,000
8類の2、9類 9類の2、10 類	5,000	2,500

規則7-162
第3条第1項
第2号
第3条第2項
第2号
令和5年規則7-0
附則第11項

(ウ) 病院局職員の場合

管理職手当の 区分	手当額(週休日等)		手当額(平日深夜)
	右記以外の業務	医師の患者病状急変等 対処のための診療業務	
2類	12,000 円	14,400 円	6,000 円
3類	11,000	13,200	5,500
4類	10,000	12,000	5,000
5類	9,000	10,800	4,500
6類	8,500	10,200	4,300
7類	7,500	9,000	3,800
9類	6,000	7,200	3,000

病院局職員給与
規程第20条

イ 特定任期付職員の給料表の号給等に応じた手当額

給料表	職 員	手当額 (週休日等)	手当額 (平日深夜)
任期付職員 条例第7条第 1項の給料表	6号給及び7号給並びに同条 第3項の職員	12,000 円	6,000 円
	5号給の職員	10,000	5,000
	2号給から4号給までの職員	8,500	4,300
	1号給の職員	7,000	3,500

規則7-162
第3条第1項
第3号
第3条第2項
第3号

ウ 任期付研究員の給料表の号給等に応じた手当額

給料表	職 員	手当額 (週休日等)	手当額 (平日深夜)
任期付研究 員条例第5条 第1項の給料 表	6号給及び同条第4項の職員	12,000 円	6,000 円
	4号給及び5号給の職員	10,000	5,000
	2号給及び3号給の職員	8,500	4,300
	1号給の職員	7,000	3,500

規則7-162
第3条第1項
第4号
第3条第2項
第4号

17 初任給調整手当

(1) 概要

一般に専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用され、又は異動した職員に支給する。

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、特定任期付職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第7条の3

条例第19条の11
第2項
令和4年条例第38号
附則第28項
任期付職員条例第8条、
第9条
条例第7条の3
第1項

(2) 支給対象職

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるもの(以下「1項職員」という。)

イ 1項職員以外の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められるもの(以下「2項職員」という。)

ウ 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められるもの(以下「3項職員」という。)

エ 1項職員、2項職員及び3項職員以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもの(以下「4項職員」という。)

(3) 支給対象職員の資格要件

ア 1項職員及び2項職員は、大学卒業の日から37年(臨床研修を経た者にあつては39年、実地修練を経た者にあつては38年)内に採用又は異動が行われたものであること。

イ 3項職員は、大学卒業の日から36年以内に採用又は異動が行われたものであること。

ウ 4項職員は、人事委員会の定めるところによるものであること。

条例第7条の3
第1項
規則7-62
第3条、第4条

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

1項職員及び2項職員は、大学卒業後4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えた後に採用された場合、その超える期間手当が支給されていたものとする。

規則7-0
第5条の2
規則7-62
第6条第1項

(5) 支給制限

休職(公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。)又は派遣等の期間(地方独立行政法人青森県産業技術センターにおいて初任給調整手当を支給されていた期間を除く。)は、支給期間に含まれない。また、手当も支給されない。

規則7-62
第6条第2項
青人職37第125号
規則第6条関係

(6) 支給期間及び支給額

ア 1項職員、2項職員及び3項職員では35年間とし、採用等の日以後の期間の区分(3項職員は獣医師免許を取得した日以後の期間の区分)に応じ、表1に掲げる額を支給する。

イ 4項職員は、人事委員会規則の定めるところにより5年以内の期間、2,500円の範囲内で支給する。

条例第7条の3
規則7-62
第6条

(7) 給料の7割措置の適用を受ける60歳超職員の支給期間及び支給額

2項職員及び3項職員は、表2に掲げる額を支給する。

規則7-62
第7条の2

表1

規則7-62
第6条
別表第1

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1 年未満	円	円	円	円	円	円	円
1 年以上 2 年未満							
2 " 3 "						51,600	70,000
3 " 4 "							
4 " 5 "							
5 " 6 "							
6 " 7 "						49,800	
7 " 8 "	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	
8 " 9 "						46,200	
9 " 10 "						44,400	
10 " 11 "						42,600	67,000
11 " 12 "						40,800	64,000
12 " 13 "						39,000	61,000
13 " 14 "						37,200	58,000
14 " 15 "						35,800	55,000
15 " 16 "						34,400	52,000
16 " 17 "	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	49,000
17 " 18 "	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	46,000
18 " 19 "	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	44,000
19 " 20 "	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	42,000
20 " 21 "	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	40,000
21 " 22 "	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	38,000
22 " 23 "	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	36,000
23 " 24 "	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	34,000
24 " 25 "	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	32,000
25 " 26 "	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	30,000
26 " 27 "	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	28,000
27 " 28 "	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	27,000
28 " 29 "	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	26,000
29 " 30 "	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30 " 31 "	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31 " 32 "	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	25,000
32 " 33 "	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33 " 34 "	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34 " 35 "	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

(注) 1 表1中の1項職員の1種から5種の区分は次のとおりである。

1種…青森県下北児童相談所又は青森県下北保健所に置かれる職

2種…青森県西北児童相談所、青森県上北児童相談所、青森県西北保健所又は青森県上北保健所に置かれる職

3種…1種、2種以外の職で、地域手当が支給されない地域に所在する公署に置かれる職又は、地域手当の支給区分が5級地、6級地又は7級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職

4種…地域手当の支給区分が4級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職

5種…地域手当の支給区分が1級地、2級地又は3級地とされていた地域に所在する公署に置か

れる職

2 育児短時間勤務職員等にあつては、この額にその者の勤務時間数を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。(表2において同じ。)

表2

職員の区分		2項職員	3項職員
期間の区分			
1 年未満		円	円
1 年以上	2 年未満		
2 "	3 "		
3 "	4 "	36,100	49,000
4 "	5 "		
5 "	6 "		
6 "	7 "	34,900	
7 "	8 "	33,600	
8 "	9 "	32,300	
9 "	10 "	31,100	
10 "	11 "	29,800	46,900
11 "	12 "	28,600	44,800
12 "	13 "	27,300	42,700
13 "	14 "	26,000	40,600
14 "	15 "	25,100	38,500
15 "	16 "	24,100	36,400
16 "	17 "	23,100	34,300
17 "	18 "	22,100	32,200
18 "	19 "	21,100	30,800
19 "	20 "	20,200	29,400
20 "	21 "	19,200	28,000
21 "	22 "	18,800	26,600
22 "	23 "	18,300	25,200
23 "	24 "	17,600	23,800
24 "	25 "	17,200	22,400
25 "	26 "	16,800	21,000
26 "	27 "	16,400	19,600
27 "	28 "	16,000	18,900
28 "	29 "	15,400	18,200
29 "	30 "	15,200	17,500
30 "	31 "	14,900	
31 "	32 "	14,500	
32 "	33 "	13,900	
33 "	34 "	13,200	
34 "	35 "	12,700	

規則7-62
第7条の2
別表第2

18 農林漁業普及指導手当

(1) 概要

条例第 19 条の9

農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導すること(以下「普及事務」という。)を職務とする職員に対して支給する。

(2) 支給対象職員

農業、林業又は水産業に係る普及指導員(管理職手当支給対象者を除く。)

規則7-86
第2条

(3) 支給要件

ア 常勤の職員

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日のうち、普及事務に従事している日及び公務傷病及び通勤に係る傷病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していなければならない。

規則7-86
第3条
令和5年規則7-0
附則第5項

イ 定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間及び公務傷病及び通勤に係る傷病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない時間の合計が、その月に定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していなければならない。

※ 勤務を要する日とは、週休日、フレックスタイム制による勤務時間を割り振らない日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等に該当しない日をいう。

(4) 支給額

月額 12,600 円

規則7-86
第4条

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

令和5年規則7-0
附則第6項

19 義務教育等教員特別手当

(1) 概要

学校教育の水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教育職員及び高等学校等の教育職員に支給する。

条例第19条の6

(2) 支給方法等

教育職給料表の適用を受ける職員で、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する者に対して給料表、職務の級及び号給の別(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては、職務の級の別)に応じて月額8,000円の範囲内で給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-0
第5条の2

規則7-133
第4条
令和5年規則7-0
附則第7項

(3) 支給額

ア 別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者

規則7-133
第4条第1号
別表第1

職員の 区 分	職務の級 号給		1 級	2 級	3 級	4 級
	1 から	4 まで				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5 "	8 "	2,000	2,300	5,100	7,500
	9 "	12 "	2,100	2,400	5,200	7,600
	13 "	16 "	2,200	2,500	5,400	7,700
	17 "	20 "	2,300	2,600	5,500	7,900
	21 "	24 "	2,400	2,800	5,700	8,000
	25 "	28 "	2,600	2,900	5,900	
	29 "	32 "	2,700	3,000	6,000	
	33 "	36 "	2,800	3,200	6,100	
	37 "	40 "	2,900	3,300	6,300	
	41 "	44 "	3,100	3,500	6,400	
	45 "	48 "	3,200	3,700	6,600	
	49 "	52 "	3,300	3,800	6,800	
	53 "	56 "	3,400	4,100	6,900	
	57 "	60 "	3,500	4,300	7,000	
	61 "	64 "	3,600	4,500	7,100	
	65 "	68 "	3,700	4,800	7,200	
	69 "	72 "	3,800	4,900	7,300	
	73 "	76 "	3,900	5,100	7,400	
	77 "	80 "	4,000	5,300	7,500	
	81 "	84 "	4,100	5,400	7,500	
	85 "	88 "	4,100	5,500		
	89 "	92 "	4,200	5,600		
	93 "	96 "	4,300	5,800		
	97 "	100 "	4,400	5,900		
	101 "	104 "	4,400	6,100		
	105 "	108 "	4,500	6,200		
	109 "	112 "	4,500	6,300		
	113 "	116 "	4,600	6,400		
	117 "	120 "	4,700	6,500		
	121 "	124 "	4,700	6,600		
	125 "	128 "	4,800	6,700		
	129 "	132 "		6,800		
	133 "	144 "		6,900		
	145 "	148 "		7,000		
	149			7,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職員			3,200	3,800	5,100	6,400

※ 暫定再任用職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員とみなして同表を適用し、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、アの額にその者の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得

た額(1円未満切捨て)。イの(ア)についても同じ。

※給料の7割措置を受ける 60 歳超職員にあっては、アの額に 100 分の 70 を乗じて得た額(50 円未満切捨て、50 円以上 100 円未満切上げ)。イの(ア)についても同じ。

規則7-133
第5条

イ 別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者

規則7-133
第4条第2号
別表第2

(ア) (イ)及び(ウ)に該当する者以外の者の額

職員の 区 分	職務の級 号給		1 級	2 級	3 級	4 級
	1 から	4 まで				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5 "	8 "	2,000	2,600	5,900	7,500
	9 "	12 "	2,100	2,800	6,000	7,600
	13 "	16 "	2,200	2,900	6,100	7,700
	17 "	20 "	2,300	3,000	6,300	7,900
	21 "	24 "	2,400	3,200	6,400	8,000
	25 "	28 "	2,600	3,300	6,600	
	29 "	32 "	2,700	3,500	6,800	
	33 "	36 "	2,800	3,700	6,900	
	37 "	40 "	2,900	3,800	7,000	
	41 "	44 "	3,100	4,100	7,100	
	45 "	48 "	3,200	4,300	7,200	
	49 "	52 "	3,300	4,500	7,300	
	53 "	56 "	3,400	4,800	7,400	
	57 "	60 "	3,500	4,900	7,500	
	61 "	64 "	3,600	5,100	7,500	
	65 "	68 "	3,700	5,300		
	69 "	72 "	3,800	5,400		
	73 "	76 "	3,900	5,500		
	77 "	80 "	4,000	5,600		
	81 "	84 "	4,100	5,800		
	85 "	88 "	4,100	5,900		
	89 "	92 "	4,200	6,100		
	93 "	96 "	4,300	6,200		
	97 "	100 "	4,400	6,300		
	101 "	104 "	4,400	6,400		
	105 "	108 "	4,500	6,500		
	109 "	112 "	4,500	6,600		
	113 "	116 "	4,600	6,700		
	117 "	120 "	4,700	6,800		
	121 "	124 "	4,700	6,900		
	125 "	128 "	4,800	6,900		
	129 "	132 "	4,900	6,900		
	133 "	136 "	4,900	7,000		
	137 "	140 "	4,900	7,100		
	141 "	144 "	5,000			
	145 "	153 "	5,100			

職員の 区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		3,200	3,800	5,100	6,400
定年前 再任用 短時間 勤務職員					

(イ) 農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育(夜間に限る。)若しくは通信教育に従事して、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給されている者

(ア)の表の職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては、職務の級)に対応する額に4分の3を乗じて得た額(産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間は、(ア)の表の額)

(ウ) (イ)に該当する者以外の者で産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給されている者

(ア)の表の職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては、職務の級)に対応する額に4分の2を乗じて得た額(産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間は、(ア)の表の額)

規則7-133
第4条第3号

規則7-133
第4条第4号

20 産業教育手当

(1) 概要

高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興のため、公立の高等学校のこれらの教育に従事する教員及び実習助手に支給する。

条例第19条の7

(2) 支給対象

ア 農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く県立の高等学校又は市町村立の高等学校(定時制の課程を置くものに限る。)の教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に限る。)(いずれも市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当するものに限る。)で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合

イ アに規定する県立の高等学校の実習助手であつて人事委員会規則7-47(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助けた場合

条例第19条の7
第1項

令和4年条例第38号
附則第29項

条例第19条の7
第2項

(3) 支給制限

ア 定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。

イ 教諭、助教諭又は講師で、次の者には支給しない。

(ア) 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者

産業教育手当支給
規則第1条

産業教育手当支給
規則第2条

(イ) 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の2分の1に満たない者

ウ 実習助手で次の者には支給しない。

実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助けて行う次に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

(ア) 実習指導並びにこれに直接必要な準備及び整理

(イ) 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

エ 月の一日から末日までの間において引き続き 16 日以上次のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(ア) 出張中の場合

(イ) 研修中の場合

(ウ) 勤務しなかった場合(公務傷病及び通勤に係る傷病による場合を除く。)

(4) 支給額

月額 12,600 円

(注) 定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

産業教育手当支給
規則第3条

産業教育手当支給
規則第5条

産業教育手当支給
規則第1条

21 定時制通信教育手当

(1) 概要

県立の高等学校又は市町村立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に限る。))及び人事委員会規則7-56(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)で定める実習助手に限る。)に対して支給する。

条例第 19 条の8
令和4年条例第 38 号
附則第 29 項

(2) 支給制限

月の一日から末日までの間において引き続き 16 日以上次のいずれかに該当する場合は、支給しない。

ア 出張中の場合

イ 研修中の場合

ウ 勤務しなかった場合(公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。)

定時制通信教育
手当支給規則
第3条

(3) 支給額

月額 12,600 円

(注) 定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

条例第 19 条の8
第1項
定時制通信教育
手当支給規則
第2条

22 教職調整額

(1) 概要

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給する。

(2) 支給対象

教育職給料表の適用を受ける職員で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する教育職員のうち職務の級が1級又は2級である者に支給する。

(3) 支給額

支給額＝給料月額×4%

(注) 教職調整額を受けている者には、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

教員給与特例条例
第3条

23 災害派遣手当

(1) 概要

災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給する。

(2) 支給期間

支給期間は、派遣職員として青森県の区域内に到着した日から同地域を出発する日の前日までの期間とする。

(3) 支給額

施設の利用区分 滞在期間	公用の施設等 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30日を超え60日以内の期間	3,970	5,870
60日を超える期間	3,970	5,140

条例第19条の10

規則7-81
第2条

規則7-81
第3条

24 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給する。

特勤条例

(1) 一般職員の特殊勤務手当

県税事務手当

1 支給範囲

(1) 勤務公署

税務課、県税事務所

(2) 支給対象業務

出張して納税義務者等(国及び地方公共団体等を除く。)と直接接して行う県税の調

特勤条例
第3条
第4条
規則7-3

査、検査、徴収、滞納処分又は犯則事件の調査若しくは処分に関する業務

2 支給額

日額 600 円

感染症等防疫作業手当

1 支給範囲

(1) 対象職員

本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員

(2) 支給対象作業

ア 感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき。

イ 家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

(支給対象作業のイの作業のうち、家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却、汚染物品の焼却、埋却若しくは消毒又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合は、日額 600 円)

特勤条例
第5条
第6条
規則7-4

福祉業務手当

1 支給範囲

勤務公署	支給対象職員	支給対象業務
福祉事務所	現業を行う所員及び指導監督を行う所員	① 生活保護法の規定により要保護者若しくは被保護者又はその扶養義務者を訪問し面接して行う指導、相談若しくは調査の業務又は児童福祉法の規定により援護若しくは育成の措置を要する者等を訪問して行う指導、相談若しくは調査の業務
児童相談所	児童福祉司 次長及び課長(管理職手当の支給を受けない児童福祉司指導教育担当(スーパーバイザー)に限る。)	② 要保護児童の相談、調査、指導及び措置の業務
	児童指導員及び保育士	③ 児童の一時保護に関する業務
	判定業務に従事する者であって、児童福祉法第 12 条の3第2項第1号、第2号又は第5号に該当する者若しくは2年以上判定業務に従事した経験を有する者	④ 児童の心理判定に関する業務
	次長及び課長(管理職手当の支給を受けない児童福祉司指導教育担当(スーパーバイザー)を除く。)	⑤ 援護又は育成の措置を必要とする者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務
	上記以外の職員	⑥ 要保護児童等と直接接見して行う相談、調査又は指導の業務(愛護手帳の交付に係る業務、障害児施設給付費制度に係る業務等を除く。)
女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」という。)又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)の規定による事務を行う職員	⑦ 困難女性支援法に基づく一時保護に係る困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法に基づく一時保護に係る被害者の付添業務として女性相談支援センター以外の場所において行う指導、援助等の業務
あすなろ療育福祉センター	児童指導員及び保育士	⑧ 入所者の生活指導等の業務
さわらび療育福祉センター	看護助手	⑨ 看護補助業務
子ども自立センターみらい	児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	⑩ 児童と起居を共にして行う自立支援又は生活支援の業務
指定なし	職員	⑪ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の2の2第1項の規定により精神障害者を移送する業務

2 支給額

(1) 支給対象業務の⑧及び⑨に従事することを常例とする職員

月額 12,600 円(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 600 円)

特勤条例
第9条
第10条
規則7-60

技能職員給与規程
第6条

- (2) 支給対象業務の②から④まで又は⑩に従事することを常例とする職員

月額 18,900 円(定年前提任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

- (3) (1)及び(2)以外の職員のうち、支給対象業務の①から⑥まで、⑧、⑨及び⑪に従事した職員

日額 600 円

- (4) (1)及び(2)以外の職員のうち、支給対象業務の⑦に従事した職員

日額 300 円

3 手当の減額

支給対象業務の②から④まで、⑧から⑩までに従事することを常例とする職員(定年前提任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 支給対象業務の⑧及び⑨に従事することを常例とする職員

勤務した日1日につき600円として計算した額

- (2) 支給対象業務の②から④まで及び⑩に従事することを常例とする職員

勤務した日1日につき900円として計算した額

職業訓練指導員手当

1 支給範囲

- (1) 勤務公署

職業能力開発校(高等技術専門校)、障がい者職業能力開発校

- (2) 支給対象職員

職業訓練に従事する職業訓練指導員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)

2 支給額

月額 18,900 円(定年前提任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

3 支給制限

次に掲げる場合には、手当を支給しない。

- (1) 職員が担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該学科及び実技の訓練の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、所定の訓練期間中のその者の勤務時間数の2分の1に満たない場合
- (2) 職員が月の初日から末日までの間において引き続き16日以上出張し、研修に参加し又は勤務しなかった場合(公務傷病及び通勤に係る傷病による場合を除く。)

診療手当

1 支給範囲

(1) 勤務公署

児童相談所、保健所、衛生研究所、精神保健福祉センター、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

(2) 支給対象職員

医師又は歯科医師として医療に従事する職員

2 支給額

支給額＝基準額＋加算額

(1) 基準額

区 分		基準額
精神保健福祉センター所長、あすなろ療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長		80,000 円
児童相談所長、保健所長、衛生研究所長		65,000
その他の職員	経験年数 10 年以上	43,000
	経験年数 1 年以上 10 年未満	38,000
	経験年数 1 年未満	32,000

(2) 加算額

次に掲げる職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額とする。

・あすなろ療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長

3 手当の減額

基準額について、休職(公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、基準額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

基準額について、常勤職員の手当額にその者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

4 支給制限

次に掲げる場合には、手当を支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

危険作業手当

特勤条例
第 15 条～
第 16 条の2
危険作業手当
支給規程

1 支給範囲

(1) 勤務公署

経済産業政策課、消防保安課、農林水産事務所、県土整備事務所及び空港管理事務所

(2) 支給対象職員及び支給対象作業

(1)の勤務公署に勤務する職員が、以下に掲げる作業に従事したとき。

ア 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所における作業

イ 坑内における作業

ウ 11 月から翌年4月までの期間内において、滑走路の摩擦係数を測定する作業

2 支給額

日額 300 円

衛生検査手当

特勤条例
第 17 条の6
第 17 条の7
規則7-83

1 支給範囲

(1) 支給対象職員

ア 食肉衛生検査所に勤務する職員(食肉衛生検査手当を受ける者を除く。)

イ 青森県青森環境管理事務所、衛生研究所、青森県上北農林水産事務所又は原子力センターに勤務する職員(青森県上北農林水産部事務所に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける者を除く。)

(2) 支給対象作業

ア (1)のア又はイの職員が、寄生虫若しくは寄生虫卵又は結核菌その他の病原体の検索又は調査の作業に従事したとき。

イ (1)のイの職員が、健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業

2 支給額

(1) 支給対象作業に従事することを常例とする職員

月額 6,300 円(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)

(2) 支給対象作業に従事することを常例としない職員

日額 300 円

3 手当の減額

支給対象作業に従事することを常例とする職員(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、作業に従事した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、作業に従事した日1日につき 300 円として計算して得た額とする。

夜間看護手当

特勤条例
第 17 条の 11
第 17 条の 12
規則 7-90

1 支給範囲

(1) 勤務公署

あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

(2) 支給対象職員及び支給対象業務

(1)の勤務公署に勤務する看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。

2 支給額

勤務 1 回につき 3,600 円

放射線取扱手当

特勤条例
第 17 条の 13
第 17 条の 14
規則 7-194

1 支給範囲

(1) 勤務公署

保健所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

(2) 支給対象職員及び支給要件

(1)の勤務公署に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項に定める測定(同項第 1 号ただし書によるものを除く。)により認められた場合

2 支給額

支給要件に該当することとなった月 1 月につき 6,300 円

食肉衛生検査手当

特勤条例
第 17 条の 15
第 17 条の 16
規則 7-195

1 支給範囲

食肉衛生検査所に勤務する職員が、獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務に従事したとき。

2 支給額

(1) 支給対象業務に従事することを常例とする職員

月額 18,900 円(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

(2) 支給対象業務に従事することを常例としない職員

日額 900 円(月額の衛生検査手当の支給を受ける職員については 600 円)

3 手当の減額

支給対象業務に従事することを常例とする職員(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)が 1 の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日 1 日につき 900 円として計算して得た額とする。

狂犬病予防等作業手当

1 支給範囲

- (1) 狂犬病予防員等である職員が、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業に従事したとき。
- (2) 動物愛護センターに勤務する職員が、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 17 条の 17
第 17 条の 18
規則 7-96
技能職員給与規程
第 6 条

病虫害防除手当

1 支給範囲

病虫害防除所に勤務する職員が、植物防疫法第 32 条第 4 項に規定する事務のうち、有害動物又は有害植物の発生を予察するための現地調査に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 17 条の 19
第 17 条の 20
規則 7-97

家畜診療手当

1 支給範囲

農林水産事務所の家畜保健衛生所に勤務する獣医師の資格を有する職員が、家畜の診療、家畜の病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に従事したとき。

2 支給額

月額 12,600 円(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 600 円)

3 手当の減額

支給対象職員(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日 1 日につき 600 円として計算して得た額とする。

特勤条例
第 17 条の 21
第 17 条の 22
規則 7-98

用地買収交渉等手当

1 支給範囲

(1) 勤務公署

農村整備課、監理課、農林水産事務所及び県土整備事務所、学校施設課

(2) 支給対象職員及び支給対象業務

(1)に勤務する職員が、用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 17 条の 29
第 17 条の 30
規則 7-106

犯則取締等手当

1 支給範囲

- (1) 医療薬務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第 5 項に規定する職務で、司法警察員として行う職務のうち捜査(事務的作業を除く。)又は被疑者の逮捕に従事したとき。
- (2) 水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事したとき。
- (3) 病虫害防除所に勤務する職員が、農薬取締法第 29 条の規定による立入検査の業務で、検査の妨害を行う者や度重なる指導によっても違反状態を改善しない者等への立入検査の業務その他職員の心身に著しい負担を与えるものと人事委員会が認める業務に従事したとき。

2 支給額

日額 600 円

公害等調査手当

1 支給範囲

(1) 支給対象職員

- ア 環境政策課又は原子力安全対策課に勤務する職員
- イ 環境管理事務所又は原子力センターに勤務する職員で、月額の衛生検査手当を受ける者以外の者
- ウ 資源循環推進課に勤務する職員

(2) 支給対象業務

- ア (1)の ア 及び イ の職員が、出張して行えばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務に従事したとき。
- イ (1)の イ のうち環境管理事務所の職員が検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務に従事したとき。
- ウ 資源循環推進課又は環境管理事務所の職員が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 17 条の 37
第 17 条の 38
規則 7-196

特勤条例
第 17 条の 39
第 17 条の 40
規則 7-117

実習指導手当

特勤条例
第 17 条の 41
第 17 条の 42
規則 7-135

1 支給範囲

(1) 支給対象職員

ア 消防学校に勤務する職員

イ 営農大学校に勤務する職員のうち、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員

(2) 支給対象業務

ア (1)のアの職員が、地上 10 メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務

イ (1)のイの職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務で、次に掲げる業務以外の業務に従事したとき。

(ア) 講義室又は実験室で行う業務

(イ) 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機器、器具等の維持及び管理の業務

(ウ) 監督業務又は引率業務

2 支給額

(1) 支給対象業務のアの業務に従事する職員

日額 300 円

(2) 支給対象業務のイの業務に従事することを常例とする職員

月額 6,300 円(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)

(3) 支給対象業務のイの業務に従事することを常例としない職員

日額 300 円

3 手当の減額

支給対象業務のイの業務に従事することを常例とする職員(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 300 円として計算して得た額とする。

実習指導補助手当

技能職員給与規程
第6条

1 支給範囲

営農大学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)が、実習指導手当の支給対象業務の補助業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

災害応急作業等手当

特勤条例
第 17 条の 43
第 17 条の 44
規則 7-170

1 支給範囲

(1) 農林水産事務所及び県土整備事務所、空港管理事務所に勤務する職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある河川及び道路

等において、次に掲げる作業又はこれらに相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

ア 巡回監視

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

(2) 消防保安課に勤務する職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法第 43 条第1項又は高圧ガス保安法第 62 条第1項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務に従事したとき。

(3) 職員が、回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務に従事したとき。

ア 災害対策業務

イ 傷病者の緊急搬送

ウ ア及びイに掲げる業務のほか、人事委員会が別に定める業務

(4) 職員が、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で次に掲げるものに従事したとき。

ア 特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げる作業を除く。)

2 支給額

(1)支給範囲の(1)に掲げる作業

ア 日額 300 円

イ 日額 600 円

(作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、上記の各額に 300 円を加算した額)

※ 支給範囲の(1)に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、上記の各額に 300 円を加算した額とする。

(2)支給範囲の(2)に掲げる業務 日額 300 円

(3)支給範囲の(3)に掲げる業務 搭乗時間1時間につき 1,900 円

(飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、搭乗時間1時間につき 2,470 円)

(4)支給範囲の(4)に掲げる作業 日額4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

3 手当の計算方法等

1の(3)の業務に係る1の月の手当額は、支給対象業務の区分ごとの搭乗時間の合計時間を基礎として算定するものとし、当該業務ごとの合計時間における 30 分以上1時間未満の端数は1時間とし、30 分未満の端数は切り捨てる。

4 能登半島地震に対処するための作業に係る特例

能登半島地震に対処するため、次の作業に従事した職員に対し災害応急作業等手当を支給する。

業務内容	対象職員	日 額
罹災証明に係る家屋調査	一般職員	300 円
避難所等における住民の健康支援等	保健師等	300
漁港被害調査	土木職員	300

【特殊勤務手当の支給の調整】

職員が、同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等に2以上従事した場合は、次のとおり特殊勤務手当の支給の調整を行う。

- (1) 月額の特務手当が支給される職員には、食肉衛生検査手当の日額の手当を除き、他の特殊勤務手当を支給しない。
- (2) 同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等(月額に係るものを除く。)に2以上従事した場合には、その従事した業務等に係る手当のうち最も多額のもののみを支給することとし、他の手当は支給しない。

ただし、最も多額のものが2以上である場合は、次に定めるところによる。

ア 支給すべき手当の額が日額 600 円の場合で、福祉業務手当を含むときは当該福祉業務手当を支給しない。

イ 支給すべき手当の額が日額 300 円の場合は次のとおりとする。

(ア) 衛生検査手当、病虫害防除手当及び実習指導手当を含むときは当該衛生検査手当、病虫害防除手当及び実習指導手当を支給しない。

(イ) (ア)に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる手当が含まれるときは、右欄に掲げる手当は支給しない。

感染症等防疫作業手当	狂犬病予防等作業手当、用地買収交渉等手当、公害等調査手当、災害応急作業等手当(巡回監視の業務に限る。以下同じ。)
狂犬病予防等作業手当	用地買収交渉等手当、公害等調査手当、災害応急作業等手当
用地買収交渉等手当	災害応急作業等手当
危険作業手当	感染症等防疫作業手当、狂犬病予防等作業手当、用地買収交渉等手当、災害応急作業等手当

特勤条例
第 17 条の 45
規則 7-197
平成 21 年 3 月 30 日付
青人第 663 号

(2) 学校職員の特殊勤務手当

教員特殊業務手当

1 支給対象職員

教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、定年前再任用短時間勤務職員等及び暫定再任用短時間勤務職員に限る。)、寄宿舍指導員又は実習助手で、その属する職務の級が教育職給料表の1級又は2級であるもの

2 支給対象業務及び支給額

(1) 非常災害緊急補導手当

学校の管理下において行う次に掲げる業務

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

日 額 8,000 円

被害が特に甚大な非常災害(人事委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

日 額 7,500 円

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

日 額 7,500 円

(2) 修学旅行等引率手当

修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画して実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

日 額 5,100 円

(3) 対外運動競技等引率手当

対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は週休日等(週休日及びフレックスタイム制による勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)若しくは休日等(祝日法による休日等及び年末年始の休日等)に行うもの

日 額 5,100 円

(4) 部活動指導手当

学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間以下である日に行うもの

ア 児童に対する指導業務

日 額 1,800 円

イ 生徒に対する指導業務

日 額 2,700 円

多学年学級担当手当

1 支給対象業務

小学校、中学校又は義務教育学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭及び講師が、当該学級における授業又は指導に従事したとき。

特勤条例第 18 条

特勤条例第 18 条
第1項第1号
規則7-10
第2条第1号
令和5年規則7-0
附則第3項

特勤条例第 18 条
第1項第2号
規則7-10
第2条第2号

2 支給額

- (1) 三の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導

日 額 350 円

- (2) 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導

日 額 290 円

3 支給制限

手当は、次に掲げる者には支給しない。

- (1) 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- (2) 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間に付き12時間に満たない者

教育業務連絡指導手当

1 支給対象業務

教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき。

学校	主 任 等
小学校及び義務教育学校の前期課程	教務主任、学年主任、研修主任、生徒指導主任
中学校及び義務教育学校の後期課程	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任
高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、渉外主任、図書主任、寮務主任（五所川原農林高等学校及び三本木農業恵拓高等学校に置かれるものに限る。）
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、中学部及び高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、部主任

2 支給額

日 額 200 円

3 支給制限

手当は、次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭には支給しない。

学級制限	主 任 等
3学級未満の学年	学年主任
6学級未満の学校	研修主任、生徒指導主任、渉外主任、図書主任
3学級未満の学校	生徒指導主事、学科主任、農場長
6学級未満の中学校・中学部 3学級未満の高等学校・高等部	進路指導主事
3学級未満の特別支援学校	寮務主任
6学級未満の部	部主任

特勤条例第18条
第1項第3号
規則7-10
第2条第3号

特別支援教育手当

1 支給対象業務及び支給対象職員

学校職員のうち次に掲げる職員が、障がいのある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事するとき。

- (1) 特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの及び学校教育法施行規則第 140 条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とするもの

2 支給額

月額 12,600 円（定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、月額 600 円）

3 手当の減額

1に規定する職員（定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 600 円として計算して得た額とする。

漁業実習指導手当

1 支給対象業務

八戸水産高等学校の実習船の乗組職員が、次により、生徒の漁業実習指導に従事したとき。

- (1) 遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合
- (2) 沿岸漁業実習（操業中に限る。）において当該職員の職務に従事する場合

2 支給額

(1) 遠洋漁業実習

ア 航海中 月額 600 円

イ 操業中 次の表に掲げる額

職 種	日 額
船長	5,280 円
機関長	4,200
通信長	3,240
一等航海士、一等機関士	2,520
二等航海士、二等機関士、船舶通信士、甲板員（甲板長）、機関員（操機長）	2,280
甲板員（司厨長・甲板次長）	2,100
甲板員（冷凍作業に従事する者）	1,620
甲板員、機関員	1,200

特勤条例第 18 条
第 1 項第 4 号
規則 7-10
第 2 条第 4 号

令和 5 年規則 7-0
附則第 3 項

規則 7-10
第 3 条

特勤条例第 18 条
第 1 項第 5 号
学校職員特殊勤務
手当支給規程
第 2 条

- (2) 沿岸漁業実習
操業中 日額 300 円

(3) 警察職員の特殊勤務手当

刑事警備作業手当

特勤条例第 19 条

規則7-27
第2条第1項
第5条第1項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、刑事警備作業に従事したとき。

2 支給額

日額 560 円(少年補導職員が当該作業に従事した場合は 340 円)

警衛警護手当

規則7-27
第2条第2項
第5条第2項

1 支給範囲

警察本部長が指定する警察官が、側近警衛又は身辺警護の作業に従事したとき。

2 支給額

- (1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛

日額 1,150 円

- (2) (1)に掲げる皇族以外の皇族の警衛

日額 640 円

- (3) 警衛要則第 2 条に規定する警護対象者の警護

日額 1,150 円

犯罪鑑識作業手当

規則7-27
第2条第1項
第5条第3項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、犯罪鑑識作業に従事したとき。

2 支給額

日額 560 円(専ら内勤作業に従事した場合は 280 円)

交通捜査取締等手当

規則7-27
第2条第1項
第5条第4項
第5項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、交通捜査取締等に従事したとき。

2 支給額

- (1) 交通事件、違反等の捜査作業

日額 560 円

- (2) 高速道路上における交通人身事故等の捜査作業

日額 840 円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 1,260 円)

(3) 一般道路上における交通人身事故等の捜査作業

日額 560 円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 840 円)

(4) 交通指導、取締りのため交通取締用自動二輪車を運転する作業

日額 560 円

(5) 交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業

日額 420 円

(6) 高速道路上における交通整理、交通取締り等の作業

日額 460 円

(7) 一般道路上における交通整理、交通取締り等の作業

日額 310 円

警ら作業手当

規則7-27
第2条第3項
第5条第6項

1 支給範囲

警察官が、警ら、雑踏警備又は重要な施設の警戒等の作業に従事したとき。

2 支給額

(1) 交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業

日額 420 円

(2) 犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業

日額 340 円

看守護送手当

規則7-27
第2条第4項
第5条第7項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事したとき。

2 支給額

日額 280 円

死体取扱手当

規則7-27
第2条第5項
第5条第8項
青人委 14 第 521 号

1 支給範囲

警察職員(管理職手当の支給を受ける職員で警察本部科学捜査研究所の総括研究管理官及び研究管理官の職以外の職にあるものを除く。)が、死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業又は死体解剖補助作業に従事したとき。

2 支給額

(1)死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業

死体一体につき 1,600 円(心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定めるものに従事したときは 3,200 円)

(2)死体解剖補助作業

死体一体につき 3,200 円

夜間特殊業務手当

規則7-27
第2条第6項
第5条第9項

1 支給範囲

交替制勤務を行う警察職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前5時前の間)において行われる警ら、警備、看守等の業務に従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき 730 円(深夜における勤務時間が2時間未満の場合は、410 円)

爆発物等処理作業手当

規則7-27
第2条第7項
第5条第10項

1 支給範囲

(1) 警察本部の爆発物処理班員が次に掲げる爆発物処理作業に従事したとき又は爆発物処理班員以外の警察職員が、周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められる場合において、爆発物処理作業に従事したとき。

ア 容疑物件(爆発物又はその疑いのある物件をいう。以下同じ。)の種類等の識別及び認定の作業

イ 危険防止のため、容疑物件の周囲の砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業

ウ 容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影作業

エ 容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業

オ 容疑物件の解体作業

カ 容疑物件の爆破のための特に危険な作業

キ アからカまでの作業に当たり容疑物件に接近して指揮を行う作業

(2) 警察職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質)又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)の処理作業で次に掲げるもの

(ア) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業

(イ) 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの

イ 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(アに掲げる処理作業を除く。)

(3) 警察本部の生活保安課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴き、火薬類取締法第 43 条第2項又は高圧ガス保安法第 62 条第5項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務に従事したとき。

2 支給額

(1) 支給範囲の(1)に掲げる作業

作業1回につき 5,200 円

(2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については、作業1回とする。)

(2) 支給範囲の(2)アに掲げる作業

日額 2,600 円

(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は 4,600 円)

(3) 支給範囲の(2)イに掲げる作業

日額 250 円

(4) 支給範囲の(3)に掲げる作業

日額 300 円

潜水作業手当

規則7-27
第2条第8項
第5条第11項

1 支給範囲

警察職員が、人命救助、捜索等のため潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

2 支給額

潜水深度	手当額(1時間につき)
20メートルまで	310 円
30メートルまで	780
30メートルを超えるとき	1,500

3 手当の計算期間等

規則7-27
第8条

合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。

緊急作業手当

規則7-27
第2条第9項
第5条第12項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、正規の勤務時間(休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。)に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事する場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき。

(1) 刑事警備作業

(2) 警衛警備作業

(3) 犯罪鑑識作業

(4) 交通捜査取締等作業

(5) 看守護送作業

(6) 爆発物等処理作業

2 支給額

作業1回につき 1,240 円

航空手当

規則7-27
第2条第10項
第5条第13項
第14項

1 支給範囲

- (1) 次に掲げる警察職員が回転翼航空機の操縦又は整備の業務に従事したとき
 - ア 航空法第24条に規定する事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員
 - イ 航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員
- (2) 警察職員が回転翼航空機に搭乗し、次に掲げる作業に従事したとき
 - ア 回転翼航空機の操縦業務
 - イ 回転翼航空機の整備業務
 - ウ 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締りに関する業務
 - エ その他人事委員会が認める業務

2 支給額

- (1) 支給範囲の(1)アに掲げる職員
月額 30,000 円
- (2) 支給範囲の(1)イに掲げる職員
月額 10,000 円
- (3) 支給範囲の(2)アに掲げる業務
搭乗時間1時間につき 5,100 円
(日没時から日出時までの間に行う場合、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。))その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 6,630 円)
- (4) 支給範囲の(2)イに掲げる業務
搭乗時間1時間につき 2,200 円
(飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。))その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 2,860 円)
- (5) 支給範囲の(2)ウ又はエに掲げる業務
搭乗時間1時間につき 1,900 円
(飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。))その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 2,470 円)

3 手当の減額

規則7-27
第6条

- (1) 支給範囲の(1)アに掲げる職員が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 1,500 円として計算して得た額とする。
- (2) 支給範囲の(1)イに掲げる職員が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 500 円として計算して得た額とする。

4 手当の計算方法等

1の月の手当額は、支給対象業務の区分ごとの搭乗時間の合計時間を基礎として算定するものとし、当該業務ごとの合計時間における 30 分以上1時間未満の端数は1時間とし、30 分未満の端数は切り捨てる。

規則7-27
第9条

災害応急警備等手当

規則7-27
第2条第11項
第5条第15項
第16項
第17項

1 支給範囲

- (1) 警察職員が、豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えると人事委員会の認める作業に従事したとき。
- (2) 警察職員が、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の搜索又は救助の作業に従事したとき。
- (3) 警察職員が、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で次に掲げるものに従事したとき。
 - ア 特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業
 - イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げる作業を除く。)

2 支給額

(1) 支給範囲の(1)に掲げる作業

日額 840 円(作業が警戒区域等で行われた場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額)

※ 警察職員が、大規模な災害として人事委員会が定める災害に対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に従事した場合は、日額 1,080 円とする。

※ 警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、日額 1,680 円を支給する。

(2) 支給範囲の(2)に掲げる作業

日額 560 円

(3) 支給範囲の(3)に掲げる作業

日額4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

核物質輸送警備手当

規則7-27
第2条第12項
第5条第17項

1 支給範囲

警察官が、核物質の防護に関する条約附属書 I の2の(b)に規定する第一群の核物質を輸送する車両に追従し、又は当該車両を先導して行う警備作業に従事したとき。

2 支給額

日額 640 円

銃器犯罪捜査手当

規則7-27
第2条第13項
第5条第18項

1 支給範囲及び支給額

警察職員が、銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場等において次に掲げる業務に従事したとき、それぞれに掲げる額を支給する。

支給対象業務	日額
銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務	1,640 円
上記業務に付随して行われる現場配置の業務	1,100
銃器を所持する犯人の逮捕の業務	1,100
上記業務に付随して行われる現場配置の業務	820
銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務	820
暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	820

海上警備手当

規則7-27
第2条第14項
第5条第19項

1 支給範囲

警察用船舶に乗り組む海事職給料表の適用を受ける警察職員が、次に掲げる業務又はその補助業務に従事したとき。

- (1) 違法事犯の警戒・取締活動業務
- (2) 違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務
- (3) 犯罪の捜査活動業務
- (4) 上記のほか、人事委員会が認める業務

2 支給額

日額 500 円

用地買収交渉等手当

規則7-27
第2条第15項
第5条第20項
青人委14第539号

1 支給範囲

警察本部施設装備課に勤務する警察職員及び警察署において会計事務に従事する職員が、用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

【手当の併給禁止】

同一の日において、特殊勤務手当の支給対象作業等（死体取扱手当、夜間特殊業務手当及び緊急作業手当に規定する作業等を除く。）に2以上従事した場合にあっては、その従事した作業等に係る手当のうち最も多額のもの（最も多額のものが2以上である場合には、いずれか1の手当。）のみを支給する。

(4) 企業職員の特殊勤務手当

○ 支給対象作業及び手当額

支給対象作業		手当額
地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所において、命綱の使用が必要とされる作業	300 円	
乗出し作業		
活線近接作業		
天井走行起重機を使用する作業		
地表下又は水面下4メートル以上の深所における作業		
交通頻繁のため危険があると認められる道路上において交通を遮断することなく行う配水管等の弁の操作、点検及び修繕の作業		
豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある公営企業が管理する施設及びその周辺において、右欄に掲げる作業又はこれらに相当すると認められる作業	巡回監視	300
	応急作業又は応急作業のための災害状況調査	600

(注) 同じ日に上表に掲げる2以上の作業に従事した場合の手当額は、その従事した主たる作業に係る手当の額とする。

(5) 病院局職員の特殊勤務手当

診療手当

1 支給対象職員

医師又は歯科医師として医療に従事する職員

2 支給額

支給額＝基準額＋加算額①＋加算額②＋加算額③＋加算額④＋加算額⑤
＋加算額⑥＋加算額⑦

(1) 基準額

区 分		基準額
中央病院長		97,000 円
・ 病院事業管理者特命補佐、中央病院副院長、医療管理監、中央病院医療の質総合管理センター長 ・ 中央病院のがん診療センター、循環器センター、脳神経センター、糖尿病センター、総合周産期母子医療センター、救命救急センター及び診療部門の長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者 ・ 中央病院の副センター長、統括部長及びサポーターケアセンター長並びに科、部及びユニットの長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者 ・ つくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び科の長		80,000
中央病院及びつくしが丘病院の副部長		49,000
その他の職員	経験年数 10 年以上	43,000
	経験年数1年以上 10 年未満	38,000
	経験年数1年未満	32,000

(2) 加算額①

次に掲げる職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額

- ・ 中央病院長、病院事業管理者特命補佐、中央病院副院長、医療管理監、中央病院医療の質総合管理センター長
- ・ 中央病院のがん診療センター、循環器センター、脳神経センター、糖尿病センター、総合周産期母子医療センター、救命救急センター及び診療部門の長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者
- ・ 中央病院の副センター長、統括部長及びサポーターケアセンター長並びに科、部及びユニットの長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者
- ・ つくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び科の長

(3) 加算額②

次に掲げる職員が、宿日直勤務をした場合において救急患者の診療に従事した時の当該診療に従事した勤務1回(1の宿日直勤務中に2回以上救急患者の診療に従事した場合は、1回の勤務として計算する。)につき 23,000 円として計算した額とする。

ただし、当該救急患者の診療に従事した勤務につき管理職員特別勤務手当の支給を受ける場合にあっては、上記の計算で得た額から支給を受けた管理職員特別勤務手当

病院局職員給与
規程第 10 条
第1項

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第1号

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第2号

の額に相当する額を差し引いた額

- ・ 病院事業管理者特命補佐、中央病院副院長、医療管理監、中央病院医療の質総合管理センター長
- ・ 中央病院のがん診療センター、循環器センター、脳神経センター、糖尿病センター、総合周産期母子医療センター、救命救急センター及び診療部門の長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者
- ・ 中央病院の副センター長、統括部長及びサポーターケアセンター長並びに科、部及びユニットの長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者
- ・ つくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び科の長

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第3号

(4) 加算額③

中央病院の医師及び歯科医師(加算額①に掲げる職員を除く。)が救急患者に対処するため、正規の勤務時間外に出勤し、又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額

(5) 加算額④

職員が、他の自治体病院等の応援診療に従事した場合、勤務1回につき当該自治体病院等との協定で定める一月当たりの負担金の額に 100 分の 80 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)として計算して得た額

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第4号

(6) 加算額⑤

産科又は産婦人科に勤務する職員が、分娩時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき 10,000 円として計算して得た額

※ 当該業務に複数の職員が従事した場合は、主として従事した職員1名に限る。

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第5号

(7) 加算額⑥

新生児科に勤務する職員が、新生児集中治療管理室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき 10,000 円として計算して得た額

※ 当該業務に複数の職員が従事した場合は、主として従事した職員1名に限る。

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第6号

(8) 加算額⑦

職員が、正規の勤務時間以外の時間、休日等において、救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するため、当該患者の手術又は処置(処置にあつては 1,000 点以上)の業務に従事した場合の業務1回につき、保険診療の点数に次の表に掲げる割合を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)として計算して得た額

※ 当該業務が加算額⑤又は加算額⑥と重複する場合はその額を控除する。

対象職員		割合	限度額
手術にあつては執刀医1名及び執刀医以外の医師1名まで(特に必要がある場合は、医師2名まで。麻酔に従事する医師は除く。) 処置にあつては主として従事する医師1名	管理職手当を受ける職員	10 分の 10	50,000 円
	その他の職員	10 分の 2.5	12,500

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項第7号

手術において主として麻酔に従事する医師1名	管理職手当を受ける職員	10 分の 5	25,000
	その他の職員	10 分の 1.25	6,250

3 手当の減額

基準額について、休職(公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、基準額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

基準額について、常勤職員の手当額に、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

4 支給制限

手当は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

放射線取扱作業等手当

1 支給範囲

次に掲げる場合に支給する。

- (1) 診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射性同位元素を取り扱う作業に従事したとき
- (2) 臨床工学技士が、防護衣を着用し、エックス線透視診断中の作業を補助する業務に従事したとき
- (3) 心臓カテーテル室、血管造影室、呼吸器内視鏡室、消化器内視鏡室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師が、防護衣を着用し、次のいずれかの作業又は業務に従事したとき
 - ア エックス線その他の放射線の照射を受けている患者に接して行う介添えの作業
 - イ エックス線透視診断中の作業を補助する業務
 - ウ エックス線透視下で行われる手術の介助業務
- (4) RI病棟に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素で治療中の患者に行う看護業務(病室内で行うものに限る。)又は当該患者の使用物の処理作業若しくは病室等の除染作業に従事したとき
- (5) 放射線部又は腫瘍放射線科に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条第1号に規定する管理区域内で看護業務に従事したとき
- (6) 看護師又は准看護師が、放射性医薬品を静脈注射する業務に従事したとき

病院局職員給与
規程第 10 条
第2項

病院局職員給与
規程第 10 条
第3項

病院局職員給与
規程第 11 条

2 支給額

日額 300 円

臨床検査手当

1 支給対象職員

臨床検査技師又は衛生検査技師

2 支給対象業務

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務

イ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務

ウ 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務

3 支給額

ア 支給対象業務に従事することを常例とする職員

月額 6,300 円(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)

イ 支給対象業務に従事することを常例とする職員以外の職員

日額 300 円

4 手当の減額

支給対象業務に従事することを常例とする職員(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、その業務に従事した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき300円として計算して得た額とする。

感染症治療等手当

1 支給範囲

(1) 支給対象職員

医師、看護師又は准看護師、その他感染症病棟において直接患者の治療等に従事することを依頼された職員

(2) 支給対象作業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟において勤務する職員が感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

病院局職員給与
規程第12条

病院局職員給与
規程第13条

病院夜間看護手当

病院局職員給与
規程第 14 条

1 支給範囲

病院の病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。

2 支給額

深夜における勤務時間	手当額(勤務1回につき)
深夜全部	7,300 円
4時間以上	3,550
2時間以上4時間未満	3,100
2時間未満	2,150

回転翼航空機搭乗手当

病院局職員給与
規程第 15 条

1 支給範囲

職員が回転翼航空機に搭乗して救急の医療、患者の介助、搬送等の業務に従事したとき。

2 支給額

搭乗時間1時間につき 1,900 円(飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、1時間につき 2,470 円)

待機呼出手当

病院局職員給与
規程第 16 条

1 支給範囲

救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(二)又は病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)が、正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急医療等の業務に1時間以上従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき 1,620 円

教務手当

病院局職員給与
規程第 17 条

1 支給範囲

病院事業管理者が指定する学校において講師として授業等に従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき当該学校との協定で定める1回当たりの負担金の額

診療看護師手当

1 支給範囲

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会が認定する診療看護師として専ら特定行為（保健師助産師看護師法第 37 条の2第2項第1号に規定する特定行為をいう。）に従事する職員（管理者が指定する診療部門で勤務する看護師に限る。）

2 支給額

月額 50,000 円

3 手当の減額

休職（公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。）をし、又は停職にされた職員にあっては、月額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

常勤職員の手当額に、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

4 支給制限

手当は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合（公務傷病及び通勤に係る傷病によるものを除く。）
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

第3部 支給関係

第 3 部 支 給 関 係

1 給与の支給

(1) 支払の原則

給与は、法令で特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を、毎月一定の日に、支払わなければならない。

ア 給料……………その月分を原則として、給料の支給定日に支給する。

給料の支給定日…その月の 21 日

その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日

地方公務員法
第 25 条第2項

規則7-0
第2条

(給料の支給定日以外の日には支給される特例)

事 由	支 給 日
給料の支給定日後に職員として採用された場合	その際
給料の支給定日前に職員が退職し、又は死亡した場合	その際
休職、専従許可、停職中等の職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合	その際
災害により給料の支給定日に支給できない場合	給料の支給定日後に支給できる日

規則7-0
第3条第1項

規則7-0
第3条第1項

規則7-0
第5条第2項

規則7-0
第3条第2項

イ 各手当等

(ア) 給料の支給定日に支給される手当等

手 当 等	支 給 方 法
管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当	その月分を給料の支給定日に支給する。
時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、特殊勤務手当	その月分を次の月の給料の支給定日までに支給する。
通勤手当	支給単位期間分を当該支給単位期間に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。
寒冷地手当	基準日の属する月の給料の支給定日に支給する。

規則7-0
第5条の2
第5条の3
第6条

産業教育手当支給
規則第4条
定時制通信教育
手当支給規則
第3条

規則7-0第 10 条
規則7-81 第4条
規則7-86 第5条

規則7-44
第 19 条の2

規則7-85
第7条

(注) 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当に係る事実が給料の支給定日までに確認できない場合等には、給料の支給定日後に支給できる。

(イ) 特定の日には支給される手当

手 当	支 給 日
期末手当 勤勉手当	6月 30 日、12 月 10 日 左の各日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、最も近い日曜日又は土曜日以外の日には支給する。

規則7-80
第 15 条
別表第3

ウ 給与の口座振替

条例第 24 条

給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(2) 支給の方法

ア 支給の始期及び終期等

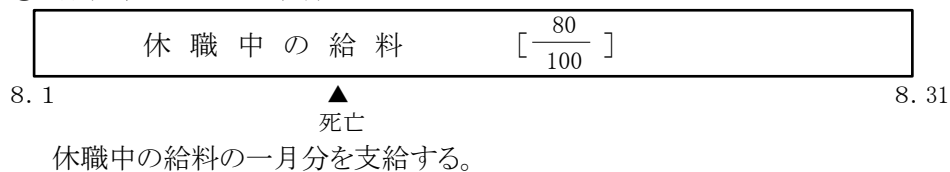
条例第6条

(ア) 給料は、新たに職員となった日から、職員が退職した日まで支給する。

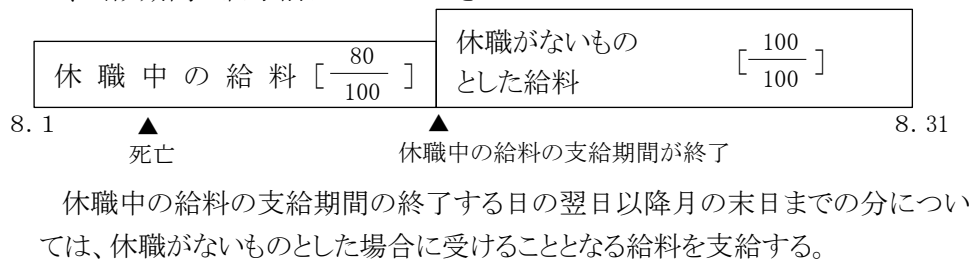
また、職員が死亡した時は、その月まで給料を支給する。

(例)

① 休職中に死亡した場合



② 月の中で休職中の給料の支給される期間が終了することとなっている場合で、当該期間の終了前に死亡したとき



(イ) 昇格、昇給、給料表の適用を異にする異動、降格等により給料月額に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた給料を支給する。

条例第6条

(ウ) 給料の支給義務者を異にして異動した場合は、発令の前日までの分を従前所属していた支給義務者において支給し、発令の当日以降の分をその者が新たに所属することとなった支給義務者において支給する。

規則7-0
第4条

(エ) 休職、専従許可、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は停職の終了により復職し、又は職務に復帰した場合は、その日から支給する。

規則7-0
第5条

休職若しくは停職にされた場合、派遣された場合又は専従を許可された場合、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業の承認を受けた場合は、その日の前日まで支給する。

(オ) 諸手当の支給については、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を除き原則として(ア)から(エ)までの例による。(扶養手当等の支給については、参考資料2から5まで参照)

イ 給料の日割計算

次のような場合の給料は、日割計算によって支給する。

(ア) 給料の計算期間(月の初日から末日までの期間。以下「給与期間」という。)の初日から支給されない場合

(イ) 給与期間の末日まで支給されない場合

(ウ) 給与期間の途中で給料月額に異動を生じた場合

日割計算に当たっては、その給与期間の現日数から週休日及びフレックスタイム制による勤務時間を割り振らない日の合計日数(休日は週休日に含まれない。)を差し引いた日数を基礎として行う。また、休日と週休日重なった場合は、週休日として取り扱う。

(例)

① 令和7年5月 12 日付け採用(行政職1-9(194,500 円))の場合

$$194,500 \times \frac{20 - 5}{31 - 9} = 132,613.636 \cdots \rightarrow 132,613 \text{ 円 (1円未満切捨て)}$$

5月の全日数	31 日
5月の週休日及び勤務時間を割り振らない日の合計日数	9 日
採用の日から月の末日までの日数	20 日
採用の日から月の末日までの週休日の日数	5 日

② 令和7年7月9日付け退職(行政職6-41(407,300 円))の場合

$$407,300 \times \frac{9 - 2}{31 - 8} = 123,960.869 \cdots \rightarrow 123,960 \text{ 円 (1円未満切捨て)}$$

7月の全日数	31 日
7月の週休日及び勤務時間を割り振らない日の合計日数	8 日
月の初日から退職の日までの日数	9 日
月の初日から退職の日までの週休日の日数	2 日

ウ 勤務1時間当たりの給与額

給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給額を算定する際の勤務1時間当たりの給与額は、次のとおりである。

区 分	勤務1時間当たりの給与額
給与の減額 の場合	$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$
時間外勤務 手当、休日 勤務手当及 び夜間勤務 手当の支給 の場合	$\frac{(\text{給料月額} + \text{次に掲げる給与の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 - \text{人事委員会規則で定める時間}}$ ※ 人事委員会規則で定める時間とは、毎年4月1日から翌年の3月 31 日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間 45 分を乗じて得た時間(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、当該時間に、その職員の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間) ① 地域手当 ② 特地勤務手当等 (①～③については、給料の月額に対する手当の月額) ③ へき地手当等 ④ 初任給調整手当 ⑤ 寒冷地手当 ⑥ 義務教育等教員特別手当 ⑦ 産業教育手当 ⑧ 定時制通信教育手当 ⑨ 農林漁業普及指導手当 ⑩ 月額の特種勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。) なお、月額以外の特種勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)の支給対象となる勤務をした場合には、人事委員会規則で定める額を別に加算する。

条例第 12 条
第 17 条

規則7-0
第 10 条の2
第 11 条

エ 端数の処理方法

(ア) 支給すべき給与の各給与種目別の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(イ) 給与を減額する場合の1時間当たりの給与額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の1時間当たりの額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

端数計算法
第2条第1項

給与法
第 18 条の2準用

(例) 正規の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)における時間外勤務の場合

(1) 給料月額 323,900 円(行政職3-51)である職員

$$\frac{323,900 \times 12}{38.75 \times 52 - 147.25} = 2,081.006 \cdots (\text{端数処理はしない。})$$

※令和7年度の人事委員会規則で定める時間は 147.25 時間

① 午後 10 時までに行われる時間外勤務の単価

$$2,081.006 \cdots \times \frac{125}{100} = 2,601.258 \cdots \rightarrow 2,601 \text{ 円 (50 銭未満切捨て)}$$

② 午後 10 時以降翌日午前5時までに行われる時間外勤務の単価

$$2,081.006 \cdots \times \frac{150}{100} = 3,121.509 \cdots \rightarrow 3,122 \text{ 円 (50 銭以上1円未満切上げ)}$$

(2) (1)の例において月額 300 円の特殊勤務手当が算出の基礎に加えられる場合

① 午後 10 時までに行われる時間外勤務の単価

$$\left(2,081.006 \cdots + \frac{300}{38.75 \div 5} \right) \times \frac{125}{100} = 2,649.645 \cdots \rightarrow 2,650 \text{ 円 (50 銭以上1円未満切上げ)}$$

② 午後 10 時以降翌日午前5時までに行われる時間外勤務の単価

$$\left(2,081.006 \cdots + \frac{300}{38.75 \div 5} \right) \times \frac{150}{100} = 3,179.574 \cdots \rightarrow 3,180 \text{ 円 (50 銭以上1円未満切上げ)}$$

(3) 給与の減額

職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの給与額に勤務しなかった時間数を乗じて得た給与額を減じて支給する。

条例第 12 条

(4) 減給

減給とは、懲戒処分の一つであり、6月以下の期間、給料の月額の 10 分の1以下の額を給与から減ずるものである。

ア 減給は、休職等で給料を減ぜられている場合でも、本来受けるべき給料の月額を基礎として計算した額を給与から減ずる。

イ 給与条例の給料表の適用を受ける職員については、減給期間は一般的に月単位で表示され、この場合は、その効力発生の日の直後の給料の支給定日から、減給期間として示された月数に応じて給料の支給定日ごとに差し引く。

ウ 減給期間中に降格、休職その他給料が変更された場合でも、減給額は減給発令時の給料の月額を基礎として行う。

地方公務員法
第 29 条
懲戒条例第4条

2 休職者等の給与

(1) 休職者の給与

休職者の給与は、その休職の事由に応じ、次に掲げる割合及び期間で支給する。

休職の事由		期間	割合	支給する給与
(1) 公務傷病及び通勤に係る傷病		全期間	100/100	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当(勤務した日がある場合)、義務教育等教員特別手当
(2) 私傷病((1)以外の傷病をいう。)		1年間	80/100	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当
(3) 刑事事件による起訴		全期間	60/100	給料、扶養手当、地域手当、住居手当
(4) 校長、教員、学校事務職員の結核性疾患		2年間 (特に必要ときは予算の範囲内で、満3年まで延長できる。)	100/100	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当(勤務した日がある場合)、特勤勤務手当等、へき地手当等、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当(勤務した日がある場合)、義務教育等教員特別手当
(5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	公務上の災害の場合	全期間	100/100以内	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当
	その他	全期間	70/100以内	

条例第21条
第1項

条例第21条
第2項

条例第21条
第3項

教育公務員特例法
第14条

公立の学校の事務
職員の休職の特例
に関する法律

条例第21条
第7項

(2) 私傷病による病気休暇中の職員の給与

私傷病による病気休暇中の職員の給与(特殊勤務手当を除く。)の支給は、次のとおりである。

給与の種類	区 分
給料、扶養手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、地域手当、住居手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当、寒冷地手当	その月に勤務した日がなくとも支給する。
通勤手当	その月に通勤した日がないときは、支給しない。
管理職手当	その月に勤務した日がないときは、支給しない。
産業教育手当、定時制通信教育手当	その月において引き続き16日以上勤務しない場合は、支給しない。
農林漁業普及指導手当	その月において勤務しない日の合計が勤務を要する日の2分の1を超えるときは、支給しない。

規則7-44
第21条

規則7-0
第5条の4

産業教育手当支給
規則第5条
定時制通信教育
手当支給規則
第3条

規則7-86
第3条

3 派遣職員の給与

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員

外国派遣条例
第4条

- ア 人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ $\frac{100}{100}$ 以内を支給する。
- イ 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めた場合は、給与を支給しない。
- ウ 派遣期間中の給与の支払いは、あらかじめ職員の指定する者に行うことができる。

(2) 公益的法人等に派遣される職員

公益的法人等派遣法
第6条
公益的法人等派遣
条例第4条

- ア 派遣期間中、給与を支給しない。
- イ 派遣先団体において従事する業務が地方公共団体委託等業務である場合又は地方公共団体委託等業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、その派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ $\frac{100}{100}$ 以内を支給することができる。

第 4 部 勤務時間その他の勤務条件

第 4 部 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(1) 1週間の勤務時間

38 時間 45 分(定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員については、15 時間 30 分から 31 時間以内。任期付短時間勤務職員については、31 時間以内。育児短時間勤務職員等については、19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(2) 勤務時間の割振り

月曜日から金曜日までの5日間に、1日につき7時間 45 分ずつ割り振る。(定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、1 日につき7時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(3) 週休日(勤務時間を割り振らない日)

日曜日及び土曜日(定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において週休日を設けることができる。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(4) フレックスタイム制

職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位とした期間(以下「単位期間」という。)につき1週間当たり 38 時間 45 分の勤務時間となるように、週休日の他に勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ることができる。

ア 対象職員

(ア) 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子(養子等を含む。)を養育する職員

(イ) 要介護者を介護する職員

(注) 定年前再任用短時間勤務職員等、育児短時間勤務職員等には適用されない。

(備考)

「要介護者」とは、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。)を含む。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

イ 基準等

(ア) 単位期間

1週間、2週間、3週間又は4週間のうち、育児介護職員が選択する期間

(イ) 勤務時間を割り振らない日の設定

通常の週休日(土曜日及び日曜日)のほか、1週間の平均勤務時間の基準の範囲内にお

勤務時間条例
第2条
令和4年条例第 38 号
附則第 29 項
任期付職員条例
第 10 条
育児休業条例
第 23 条
育児休業法
第 10 条

勤務時間条例
第3条第2項
令和4年条例第 38 号
附則第 29 項
任期付職員条例
第 10 条
育児休業条例
第 23 条
育児休業法
第 10 条

勤務時間条例
第3条第1項
令和4年条例第 38 号
附則第 29 項
任期付職員条例
第 10 条
育児休業条例
第 23 条
育児休業法
第 10 条

勤務時間条例
第3条第3項

規則 13-8
第1条の2

勤務時間条例
第 15 条第1項
規則 13-8
第 14 条

規則 13-8
第1条の6

規則 13-8
第1条の3

いて、「勤務時間を割り振らない日」を設定することができる。(週休3日制)

(ウ) 1日の最低勤務時間

4時間

(エ) 特定の日の勤務時間の設定

休日その他人事委員会が定める日については、7時間 45 分の勤務時間を割り振る。

(人事委員会が定める日)

a 職員が日を単位として出張する日

b 職員が1日の執務の全部を離れて受ける研修を受ける日

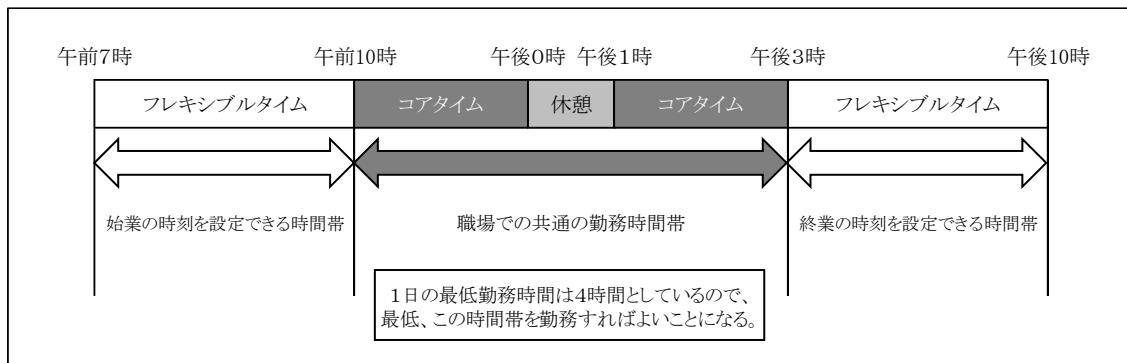
c 職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定している日

(オ) 職場での共通の勤務時間帯(コアタイム)

月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後3時までの間において、標準的な休憩時間を除いた連続する4時間

(カ) 勤務時間を設定できる時間帯(フレキシブルタイム)

午前7時から午後 10 時まで



(5) 週休日又は勤務時間を割り振らない日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更

週休日等(週休日又はフレックスタイム制による勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)において特に勤務を命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日等に変更して、当該勤務日の全勤務時間をその勤務を命ずる必要がある日に割り振り(週休日等の振替)、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間をその勤務を命ずる必要がある日に割り振る(4時間の勤務時間の割振り変更)ことができる。

週休日等に変更する日は、特に勤務することを命ずることとなった日を起算日とする前4週間、後8週間の期間内である。

青人職7第 58 号

規則 13-8
第1条の3

勤務時間条例
第5条第1項
規則 13-8
第3条

(例)  週休日に勤務を命じられた部分  振り替えられた部分

- ① 日曜日又は土曜日に7時間 45 分勤務を命じ、勤務日1日(7時間 45 分)を週休日とする場合
＜日曜日に7時間 45 分勤務を命じ、火曜日を週休日とする例＞



- ② 日曜日又は土曜日に4時間勤務を命じ、勤務日の勤務時間(7時間 45 分)のうち4時間を勤務を要しないこととする場合

＜日曜日に4時間勤務を命じ、月曜日の勤務時間のうち4時間を勤務を要しないとする例＞



ただし、週休日等の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、その振替又は割振り変更が行われた後においても、週休日等が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(6) 休憩時間

ア 1日の勤務時間が6時間を超える場合…45 分又は1時間

1日の勤務時間が7時間 45 分を超える場合…1時間

休憩時間は、勤務時間の途中に置かなければならない。

イ 次に掲げる場合においては、アにかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間について別に定めることができる。

(ア) 職務の特殊性がある場合

(イ) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合

(ウ) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

ウ 休憩時間は、次に掲げる場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、一斉には置かないことができる。

(ア) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(イ) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合

(ウ) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

(7) 時間外勤務の制限

次に定める時間の範囲を超えて、職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務(人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

勤務時間条例
第6条第1項

勤務時間条例
第6条第2項
規則 13-8
第4条

勤務時間条例
第7条
規則 13-8
第4条の2

勤務時間条例
第8条の2
第1項
規則 13-8
第6条の2
第1項
青人職7第58号

ア 時間の範囲は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間

職 員	時間の範囲
1 2の部署以外の部署に勤務する職員	
① ②の職員以外の職員	1月 45 時間を超えない範囲
	1年 360 時間を超えない範囲
② 1年において勤務する部署が2の部署から1の部署となった職員	1年 720 時間を超えない範囲
	人事委員会が定める期間 人事委員会が定める時間を超えない範囲
2 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員	1月 100 時間未満の範囲(1年のうちに1月において 45 時間を超えて時間外勤務をさせることができる月数は、6月以内)
	1年 720 時間を超えない範囲
	1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間 1月当たりの平均時間について 80 時間を超えない範囲

※ 労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員(教育職員を除く。)の時間外勤務については、労働基準法の定めるところによる。

(備考)「人事委員会規則で定める勤務」は、次に掲げる勤務とする。

- 1 監視又は断続的勤務(P122 のウ(備考)2の「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」に同じ。)
- 2 大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務(以下「特例業務」という。)に従事する勤務(特例業務に従事する職員に対し、アに定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合における当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)
- 3 人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、アに定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合として人事委員会が定める場合に当該職員が従事する勤務(当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)

イ 任命権者は、職員に対し、備考2又は3に掲げる勤務をさせた場合は、当該勤務をさせた日の属する1年の期間の末日の翌日から起算して6月以内に、当該勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(8) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限

ア 育児を行う職員の早出遅出勤務

小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとする。

(備考)

この請求は子が出生する前においてもすることができる。

子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。この場合において、産後休暇の届出を行った女性

勤務時間条例
第8条の2
第1項
規則 13-8
第6条の2
第2項

規則 13-8
第6条の2
第3項

勤務時間条例
第8条の3

規則 13-8
第6条の3
青人職7第 58 号

職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。

イ 育児を行う職員の深夜勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員で、深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の親である配偶者がいない職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(備考)

- 1 「深夜」とは、午後 10 時から翌日の午前5時までの間をいう。
- 2 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。
届出については、ア(備考)と同じ。
- 3 「深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の親である配偶者」とは、次の(1)～(3)のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

ウ 育児を行う職員の時間外勤務の免除

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。)をさせてはならない。

(備考)

- 1 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。
届出については、ア(備考)と同じ。
- 2 「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」とは、次に掲げる勤務をいう。
 - (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎(校舎を含む。)、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び発送、庁内の監視等を目的とする勤務
 - (2) 次に掲げる宿日直勤務
 - (ア) 警察本部、警察署又は警察学校において行われる警備又は事件の捜査、処理等のための待機等が伴う勤務
 - (イ) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務
 - (ウ) 警察学校において行われる学生の点呼、確認等が伴う勤務
 - (エ) 公立学校の寄宿舎において行われる児童及び生徒の点呼、確認等が伴う勤務
 - (オ) 中央児童相談所において行われる一時保護児童の点呼、確認等が伴う勤務
 - (カ) 防災危機管理課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

勤務時間条例
第8条の4
第1項

規則 13-8
第6条の6

勤務時間条例
第8条の4
第2項

規則 13-8
第6条の9

エ 育児を行う職員の時間外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。）をさせてはならない。

（備考）

1 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。

届出については、ア（備考）と同じ。

2 「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」とは、ウ（備考）2と同じ。

オ 介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限

要介護者の介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限については、ア（育児を行う職員の早出遅出勤務）、イ（育児を行う職員の深夜勤務の制限）、ウ（育児を行う職員の時間外勤務の免除）及びエ（育児を行う職員の時間外勤務の制限）を準用する。

※ 育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

2 時間外勤務代休時間

月 60 時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる。

(1) 時間外勤務代休時間を指定できる期間

時間外勤務代休時間を指定できる期間は、60 時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

(2) 時間外勤務代休時間の時間数

時間外勤務代休時間を指定する場合には、月 60 時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定するものとする。

区 分	時間数
通常の勤務日の時間外勤務時間数	25/100 を乗じて得た時間数
短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間 45 分に達するまでの間の時間外勤務時間数	50/100 を乗じて得た時間数
週休日の時間外勤務時間数	15/100 を乗じて得た時間数

(3) 時間外勤務代休時間の単位

時間外勤務代休時間の指定は4時間又は7時間 45 分を単位として行う。（時間外勤務代休時間と年次休暇を合わせた4時間又は7時間 45 分とすることも可能。）

勤務時間条例
第8条の4
第3項

規則 13-8
第6条の9

勤務時間条例
第8条の3
第2項
第8条の4
第4項

勤務時間条例
第8条の3
第8条の4

勤務時間条例
第8条の5

規則 13-8
第6条の15
第1項

規則 13-8
第6条の15
第2項

規則 13-8
第6条の15
第3項

(4) 時間外勤務代休時間を指定する時間帯

時間外勤務代休時間を指定する場合には、始業の時刻又は終業の時刻に連続する勤務時間について行わなければならない。(業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、この限りでない。)

規則 13-8
第6条の 15
第4項

(5) 指定に当たっての考慮事項等

ア 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

規則 13-8
第6条の 15
第5項

イ 任命権者は、時間外勤務代休時間制度の趣旨にかんがみ、職員が時間外勤務代休時間の指定を希望しない場合を除き、月 60 時間を超える時間外勤務をした職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

規則 13-8
第6条の 15
第6項

3 休日等

(1) 休日

国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。)

勤務時間条例
第9条

(備考)

- 1 休日が週休日に当たる場合には、その日は週休日となる。
- 2 休日は、勤務時間を割り振られている日であるが、特に命ぜられない限り勤務しなくてもよい日であり、給与は支給される。

(2) 休日の代休日

勤務時間条例
第 10 条

ア 任命権者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、代休日として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

イ 代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務を要しない。

(注) 1 代休日の指定は、当該休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間にあり、同一の勤務時間数が割り振られた勤務日等について行う。

規則 13-8
第7条

2 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、指定しないものとする。

4 休暇

(1) 年次休暇

勤務時間条例
第 12 条

ア 常勤の職員

規則 13-8
第8条の2第1項

(ア) 付与日数

一の年(1月1日から 12 月 31 日までをいう。以下同じ。)に 20 日

ただし、年の中途において採用された職員の日数は、次の表による。

採用日の 属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日 数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

(注) 割愛職員等については、別に人事委員会規則で定めるところによる。	
(イ) 繰越日数	勤務時間条例 第12条第2項 規則13-8 第9条
年次休暇は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。	
(ウ) 休暇の単位	規則13-8 第10条第1項
1日、半日又は1時間	
ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	
(エ) 休暇の換算	規則13-8 第10条第2項
1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。	
イ 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日数又は勤務日ごとの勤務時間が同一である職員をいう。）	
(ア) 付与日数	規則13-8 第8条
一の年に次の算式により得られる日数	
$20 \text{ 日} \times \frac{\text{職員の1週間の勤務日の日数}}{5 \text{ 日}}$	
ただし、年の中途において採用された職員の日数は、人事委員会が別に定める日数	
(イ) 繰越日数	規則13-8 第9条
年次休暇は、(ア)の日数を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。	
(ウ) 休暇の単位	規則13-8 第10条第1項
1日又は1時間	
(エ) 休暇の換算	規則13-8 第10条第2項
1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。	
ウ 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。）	
(ア) 付与日数	規則13-8 第8条
一の年に次の算式により得られる時間を職員の1日当たりの勤務時間で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入した日数)	
$155 \text{ 時間} \times \frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}}$	
(注) 「1日当たりの勤務時間」とは、4週間を超えない期間内の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除して得た時間をいう。	
(イ) 繰越日数	規則13-8 第9条
年次休暇は、(ア)の日数を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができ	

る。

(ウ) 休暇の単位

1時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間 45 分を超えない時間とされている場合においては、1日又は1時間)

規則 13-8
第 10 条第1項

(エ) 休暇の換算

1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、職員の1日当たりの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。

規則 13-8
第 10 条第2項

(注) 1週間ごとの勤務日の日数、又は勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更される場合には、その勤務形態の変更の内容に応じて、年次休暇の日数を変更する。

規則 13-8
第8条の3
青人職7第 58 号

(2) 年次休暇以外の休暇

ア 休暇の種類とその期間等

(ア) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇をいう。

勤務時間条例
第 13 条
規則 13-8
第 11 条

理 由	期 間
結核性疾患で、任命権者が長期の療養又は休養を要すると認めたもの	連続する 180 日以内の期間において医師の必要と認めた期間
上記の疾病以外の疾病(妊娠に起因する障がいを含む。)又は負傷	連続する 90 日以内の期間において最小限度必要と認める期間
高血圧症(脳卒中を含む。)、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病	連続する 180 日以内の期間において最小限度必要と認める期間
精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの	

(イ) 特別休暇

職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇をいう。

勤務時間条例
第 14 条
規則 13-8
第 12 条

選挙等休暇

(事由) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(期間) 必要と認められる期間

裁判員等休暇

(事由) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(期間) 必要と認められる期間

骨髄移植等休暇

(事由) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合
(期間) 必要と認められる期間

ボランティア休暇

(事由) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支

援となる活動を除く。)を行う場合

ア 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める活動

(期間) 一の年において7日の範囲内の期間

結婚休暇

(事由) 結婚する場合

(期間) 週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間

出生サポート休暇

(事由) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(期間) 一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合は10日)の範囲内の期間

妊婦の業務軽減等休暇

(事由) 妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

(期間) 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間

妊婦の通勤緩和休暇

(事由) 妊娠中の女性職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

(期間) 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間

妊産婦通院休暇

(事由) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合

(期間)	妊娠期間	付与期間	
			医師等の特別な指示があった場合には、その指示された回数
	満23週まで	4週間に1回	
	満24週から満35週まで	2週間に1回	
	満36週から出産まで	1週間に1回	
	産後1年まで	その間に1回	

1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

産前休暇

(事由) 8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合

(期間) 出産の日までの申し出た期間

産後休暇

(事由) 女性職員が出産した場合

(期間) 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(学校職員については、期間経過後も医師の証明に基づいて延長できる。)

育児休暇

(事由) 生後満1年6月に達しない子を育てるため職員が申し出た場合

(期間) 1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。))が育児休暇を承認され、又は労働基準法第67条の規定による育児時間(他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。))を請求した場合はその分を差し引いた時間を限度とする。)

健康管理休暇

(事由) 生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合

(期間) 申し出た必要な期間

配偶者出産休暇

(事由) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。))が出産する場合

(期間) 3日の範囲内の期間

育児参加休暇

(事由) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。))が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。))を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合

(期間) 5日の範囲内の期間

子の看護等休暇

(事由) 義務教育終了までの子(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))の子を含む。))を養育する職員が、その子の看護等(予防接種又は健康診断を受けさせること、感染症予防のための学級閉鎖時の世話をすること及び入園・入学式又は卒園・卒業式への参加をすることを含む。))のために勤務しないことが相当であると認められる場合

(期間) 一の年において5日(義務教育終了までの子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間

短期介護休暇

(事由) 要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合

(期間) 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間

服忌休暇

(事由) 親族の喪に服する場合

親 族	日 数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。))	10日
父母	7日
子	7日
祖父母 ※	3日(7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば ※	1日(7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母 *	3日(7日)
子の配偶者又は配偶者の子 *	1日(7日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 *	1日(3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 *	1日(3日)
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

備考 1 葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

2 ※…代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、()内の日数

3 * …職員と生計を一にしていた場合は、()内の日数

祭日休暇

(事由) 父母、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。)及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合

(期間) 1日の範囲内の期間

夏季休暇

(事由) 夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合

(期間) 6月から10月までの期間内における、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間

現住居の滅失等休暇

(事由) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(期間) 必要と認められる期間

出勤困難休暇

(事由) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合

(期間) 必要と認められる期間

退勤途上の危険回避休暇

(事由) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合

(期間) 必要と認められる期間

(注) 1 選挙等休暇について

「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

2 骨髄移植等休暇について

提供に伴い必要な検査又は入院等については、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合に限る。

3 ボランティア休暇について

「一の年」とは1暦年をいい、「7日」の取扱いについては暦日による。

4 結婚休暇について

「連続する7日」の取扱いについては、暦日による。

5 出生サポート休暇について

(1) 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会へ

規則 13-8
第 12 条
青人職7第 58 号
昭和 45 年2月 24 日付
青人第 563 号
第3 第5条関係
2(3)

- の出席(これらにおいて必要と認められる移動を含む。)等をいう。
- (2)「人事委員会が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。
- (3)「一の年」とは、1暦年をいう。
- 6 妊婦の業務軽減等休暇について
- 「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断する。
- 7 妊婦の通勤緩和休暇について
- (1)「交通機関等の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務をする場合の登庁又は退庁の時間帯における常例として利用する交通機関等の混雑の程度をいい、「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、妊婦の業務軽減等休暇と同様に判断する。
- (2)「交通機関等」には、公共交通機関のほか、自家用車も含まれ、「混雑」には公共の交通機関の乗降場、車内又は道路における混雑も含まれる。
- 8 産前休暇について
- (1)「8週間(多胎妊娠の場合は、14 週間)」は、分べん予定日から起算する。
- (2)産前の休暇8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)を経過してもなお出産しないで、出産予定日を相当日数経過して出産した場合は、その出産が延びた日数についても産前休暇として取り扱う。
- (3)出産日は、産前休暇として取り扱う。
- 9 産後休暇について
- (1)「出産」とは、妊娠満 12 週以後の分べんをいう。(11 及び 12 において同じ。)
- (2)妊娠満 12 週以後の早産、流産(妊娠中絶の場合を含む。))の場合は、産後休暇を与える。
- 10 育児休暇について
- 育児休暇の1回の時間には育児場所との往復に要する時間も含まれるので、職員から願出があった場合には1日1回2時間として与えることができる。
- 11 配偶者出産休暇について
- 「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。))が出産する場合」とは、職員が配偶者の出産に伴い、病院等に入院させ、又は病院等から退院させるため配偶者を移送する場合、分べんに付き添う場合、入院中の配偶者の世話をを行う場合、当該出産に係る子の出生の届出する場合等職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合をいうものである。
- 12 育児参加休暇について
- 「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」とは、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子と同居してこれらを監護することをいう。
- 13 子の看護等休暇について
- (1)「義務教育終了までの子を養育する」とは、義務教育終了までの子と同居してこれを監護することをいう。
- (2)「一の年」とは、1暦年をいう。
- 14 短期介護休暇について
- (1)「人事委員会が定める世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。
- (2)「一の年」とは、1暦年をいう。
- 15 服忌休暇について
- (1)日数計算の起算日は、職員の申請に基づき承認を与えた期間の初日となる。
- (2)妊娠 12 週以上である場合、死産の場合においても与えられる。
- (3)「連続する日数」の取扱いは、暦日によるものとする。
- 16 夏季休暇について
- 「原則として連続する5日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができる。
- 17 現住居の滅失等休暇について
- 「これらに準ずる場合」とは、例えば地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶

者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。

- 18 骨髄移植等休暇、育児休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、服忌休暇及び祭日休暇に係る子の範囲には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

規則 13-8
第6条の3
第1項

(ウ) 介護休暇

【事由】 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。(エ)において同じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合

【期間】 要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内において必要と認められる期間

(注) 給与の減額

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(P112 参照)を減額して支給する。

勤務時間条例
第15条
規則 13-8
第14条

勤務時間条例
第15条第3項

(エ) 介護時間

【事由】 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合

【期間】 要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(注) 給与の減額

(ウ)介護休暇と同じ。

勤務時間条例
第15条の2
規則 13-8
第14条の3

勤務時間条例
第15条の2
第3項

イ 休暇の単位等

(ア) 休暇の単位

休暇の種類	休暇の単位
病気休暇	1日、半日又は1時間(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては1日又は1時間)
特別休暇のうち不妊治療休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇	1日、半日又は1時間(定年前再任用短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては1日又は1時間)。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合には、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
介護休暇	1日又は1時間
介護時間	30分

青人職7第58号
規則 13-8
第12条第2項
第14条の2
第1項
第14条の3
第1項

青人職7第58号

(イ) 休暇の換算

1時間を単位として使用した不妊治療休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇を日に換算する場合は、7時間45分(斉一型短時間勤務職員にあつて

規則 13-8
第12条第3項

は勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間 45 分を超える場合は7時間 45 分とし、1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間))をもって1日とする。

(ウ) 週休日等の取扱い

病気休暇、産前休暇、産後休暇及び服忌休暇の日数、週数及び年数中には、週休日、休日又は休日の代休日を含む。

昭和 45 年2月 24 日付
青人第 563 号
第3 第5条関係
3(7)

5 職務に専念する義務の免除

次に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間、職務に専念する義務の免除を受けることができる。

地方公務員法
第 35 条
職専免条例

(1) 研修を受ける場合

(2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) その他人事委員会が定める場合

- 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- 地方公務員法第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- 地方公務員法第 49 条の2の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
- 地方公務員法第 55 条第 11 項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
- 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
- 前各号に掲げるものの外、人事委員会が特に認める場合
(例) スポーツ競技大会等に役員として参加する場合
家族の看護に当たる場合
消防団の活動(災害発生等による出動、教育訓練活動)に従事する場合
勤務公署の敷地内又は近接地で献血を行う場合

規則 12-1
第2条

6 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業制度

(1) 概要

子を養育する職員の継続的な勤務の促進と職員の福祉の増進を図るとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度であり、3歳に満たない子の養育のため一定期間休業を認める育児休業と小学校就学前の子の養育のため短時間勤務を認める育児短時間勤務と、小学校就学前の子の養育のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める部分休業(正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間以内(育児休暇を含む。))で、30 分を単位とする。)からなる。

※ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含

育児休業法
育児休業条例

育児休業法
第2条第1項
育児休業条例
第2条の2

む。

(2) 給与上の取扱い

ア 育児休業

(ア) 育児休業期間中の給与

育児休業期間中は、給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給しない。

育児休業法
第4条第2項
育児休業条例
第7条

(イ) 職務復帰時の号給の調整

育児休業期間の期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

育児休業条例
第8条
規則7-55
第2条

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間※)が1か月以下のものを除く。)の2分の1を在職期間から除算する。

育児休業条例
第7条
規則7-80
第2条第7号
第6条第2項
第8条第4号
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間※)が1か月以下である職員を除く。)の全期間を勤務期間から除算する。

※ 子の出生日から 57 日以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しない。

○ 期末手当及び勤勉手当は、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない場合は、支給しない。

(エ) 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、育児休業期間の3分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

育児休業条例
第9条第2項
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、育児休業の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて3分の1に相当する数までにある月を除算する。

イ 育児短時間勤務

育児休業法
第14条
育児休業条例
第18条

(ア) 育児短時間勤務期間中の給与

次の給与については、育児短時間勤務職員としての勤務時間数に応じた額を支給する。

給料月額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、月額の特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、教職調整額

(イ) 期末手当及び勤勉手当

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分期間を勤務期間から除算する。

(ウ) 通勤手当

規則7-44
第8条の3

平均1か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。

(エ) 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、育児短時間勤務をした期間の3分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、育児短時間勤務の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて3分の1に相当する数までにある月を除算する。

育児休業条例
第 19 条第2項
規則7-192
第5条

ウ 部分休業

育児休業条例
第 28 条

(ア) 給与の減額

勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額(P114 参照)を減額して支給する。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

規則7-80
第6条第2項
第 12 条第2項

- 期末手当に係る在職期間の算定については、部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務時間から除算しない。
- 勤勉手当に係る在職期間の算定については、部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が時間を日に換算して 30 日を超える場合は、その勤務しなかった全期間を勤務期間から除算する。

7 修学部分休業制度

地方公務員法
第 26 条の2
修学部分休業条例

(1) 概要

教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間以内)について勤務しないことを認める制度である。

(2) 給与上の取扱い

修学部分休業条例
第3条第1項

ア 給与の減額

勤務しない1時間につき次の額を減額した給与を支給する。

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額を算定基礎とする手当等} + \text{人事委員会規則で定める手当}) \times 12}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52}$$

(注) 1 給料の月額を算定基礎とする手当等

地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当

2 人事委員会規則で定める手当

福祉業務手当、職業訓練指導員手当、診療手当、衛生検査手当、食肉衛生検査手当、家畜診療手当、実習指導手当、警察職員の特殊勤務手当

規則 13-10
第2条第1項

イ 期末手当及び勤勉手当

規則 7-80
第6条第2項
第 12 条第2項

- 期末手当に係る在職期間の算定については、修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務期間から除算する。

ウ 通勤手当

修学部分休業条例
第3条第2項
規則 13-10
第2条第2項

平均1か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。

8 高齢者部分休業制度

(1) 概要

地方公務員法
第 26 条の3
高齢者部分休業
条例

定年から5年を減じた年齢に達した日以後の日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間以内)について勤務しないことを認める制度である。

(2) 給与上の取扱い

高齢者部分休業
条例第3条第1項

ア 給与の減額

勤務しない1時間につき、7(2)アの算式により算出される額を減額した給与を支給する。

イ 期末手当及び勤勉手当

規則 7-80
第6条第2項
第 12 条第2項

- 期末手当に係る在職期間の算定については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつ

った期間の全期間を勤務期間から除算する。

ウ 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。

高齢者部分休業
条例第3条第2項
規則 13-11
第2条第2項

エ 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、高齢者部分休業の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて2分の1に相当する数までにある月を除算する。

高齢者部分休業
条例第4条
規則7-192
第5条

9 自己啓発等休業制度

(1) 概要

大学等課程の履修又は国際貢献活動のために3年を超えない期間中、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない制度である。

地方公務員法
第 26 条の5
自己啓発等休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 自己啓発等休業期間中の給与

自己啓発等休業期間中は、給与を支給しない。

地方公務員法
第 26 条の5
第3項

イ 職務復帰時の号給の調整

職員としての職務に特に有用であると認められる自己啓発等休業にあつては自己啓発等休業の期間を、それ以外の場合にあつては自己啓発等休業の期間の 100 分の 50 の期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。

自己啓発等休業
条例第 10 条

ウ 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、自己啓発等休業期間の2分の1を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、自己啓発等休業期間の全期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第 12 条第2項

エ 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、自己啓発等休業をした全期間(公務の能率的な運営に特に資するものについては2分の1の期間)を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、自己啓発等休業の全月(公務の能率的な運営に特に資するものについては、職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて2分の1に相当する数までにある月)を除算する。

自己啓発等休業
条例第 11 条
規則7-192
第5条

10 配偶者同行休業制度

(1) 概要

職員が外国で勤務等をする配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(同性カップルの相手方(同性パートナー)を含む。))を含む。)と外国において生活を共にするため、職

地方公務員法
第 26 条の6
配偶者同行休業
条例

員としての身分を保有したまま職務に従事しない制度である。

(2) 給与上の取扱い

ア 配偶者同行休業期間中の給与

配偶者同行休業期間中は、給与を支給しない。

地方公務員法
第 26 条の6
第 11 項

イ 職務復帰時の号給の調整

配偶者同行休業の期間の 100 分の 50 の期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。

配偶者同行休業
条例第 10 条

上記による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができる。

ウ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、配偶者同行休業期間の2分の1を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第 12 条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、配偶者同行休業期間の全期間を勤務期間から除算する。

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、配偶者同行休業をした全期間を在職期間から除算する。

配偶者同行休業
条例第 11 条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、配偶者同行休業の全月を除算する。

第5部 参 考 資 料

1 給 料 表 等

(1) 給 料 表

行政職給料表

条例第3条別表第1

職員の区分	職務の級 号 給	主事(定型)	主事(高度)	主 査	主 幹	総 括 主 幹	副 参 事	課 長	次 長	部 長	部長(困難)
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				

勤務職員以外 の職員	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000	386,600						
	87	256,300	297,400	346,400	387,000						
	88	256,600	297,700	346,800	387,400						
	89	256,900	298,000	347,000	387,700						
	90	257,200	298,300	347,400	388,200						
	91	257,500	298,600	347,800	388,600						
	92	257,800	299,000	348,200	389,000						
	93	258,100	299,200	348,400	389,300						
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員及び附則第三項に規定する職員を除く。

警察職給料表

条例第3条別表第2

職員の区分	職務の級 号 給	巡 査 級 1	主 任 級 2	係 長 級 3	課 長 補 佐 級 4	課 の 次 長 級 5	専 門 職 級 6	課 長 級 7	参事官・大規模署長 級 8	部 長 級 9
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	211.600	232.600	255.500	295.400	331.900	353.300	384.100	420.300	466.000
	2	214.000	234.800	257.500	296.400	333.400	355.000	385.800	421.900	472.200
	3	216.400	237.000	259.700	297.400	334.900	356.700	387.500	423.500	477.200
	4	218.800	239.200	261.900	298.300	336.400	358.300	389.200	425.000	481.500
	5	221.200	241.400	264.000	298.900	337.900	359.900	390.700	426.500	485.500
	6	223.600	243.400	265.300	299.600	339.300	361.600	392.300	428.100	489.000
	7	226.000	245.400	266.600	300.300	340.600	363.200	393.900	429.500	492.000
	8	228.200	247.200	267.900	301.000	341.900	364.800	395.500	430.900	494.500
	9	230.400	249.000	269.200	301.700	343.200	366.400	397.100	432.000	496.700
	10	232.500	250.700	270.500	302.400	344.800	368.000	398.700	433.400	
	11	234.600	252.400	271.800	303.100	346.400	369.600	400.300	434.900	
	12	236.600	253.800	273.100	303.700	348.000	371.200	401.900	436.400	
	13	238.600	255.200	274.400	304.400	349.500	372.800	403.400	437.700	
	14	240.600	257.000	275.600	305.200	351.100	374.400	405.400	439.400	
	15	242.600	258.400	276.700	305.900	352.700	376.000	407.400	441.000	
	16	244.200	259.900	278.200	306.700	354.200	377.600	409.400	442.600	
	17	245.800	261.400	279.500	307.400	355.700	379.200	410.900	444.000	
	18	247.300	262.600	280.800	308.200	357.300	380.800	412.600	445.700	
	19	248.800	263.800	282.100	309.200	358.900	382.400	414.200	447.400	
	20	250.300	264.900	283.300	310.100	360.400	384.000	415.900	449.000	
	21	251.800	266.200	284.500	311.000	361.900	385.600	417.500	450.400	
	22	253.400	267.400	285.100	312.300	363.500	387.200	419.000	451.100	
	23	254.900	268.700	285.700	313.600	365.100	388.900	420.500	451.800	
	24	256.400	270.000	286.300	314.900	366.700	390.600	421.900	452.500	
	25	257.900	271.400	286.800	316.200	368.100	392.300	423.100	452.900	
	26	259.100	272.800	287.400	317.700	369.800	394.300	424.600	453.400	
	27	260.300	274.100	288.000	319.000	371.500	396.200	426.100	454.000	
	28	261.500	275.400	288.500	320.100	373.100	398.100	427.500	454.600	
	29	262.700	276.400	289.000	321.100	374.700	399.800	429.000	455.200	
	30	264.000	277.700	289.600	322.300	376.300	401.200	430.300	455.900	
	31	265.300	279.000	290.100	323.500	377.900	402.400	431.500	456.400	
	32	266.600	280.200	290.600	324.600	379.600	403.700	432.700	456.900	
	33	267.900	281.400	291.100	325.700	381.300	404.700	433.700	457.400	
	34	269.400	282.000	291.700	326.900	383.300	405.800	434.400	457.700	
	35	270.700	282.600	292.200	328.100	385.300	406.800	435.200	458.000	
	36	272.100	283.200	292.700	329.200	387.300	407.800	435.900	458.400	
	37	273.100	283.700	293.200	330.300	389.000	408.900	436.400	458.800	
	38	274.400	284.300	293.800	331.500	390.700	410.100	436.800	459.000	
	39	275.700	284.900	294.400	332.700	392.200	411.200	437.200	459.300	
	40	276.900	285.500	295.000	333.900	393.700	412.300	437.500	459.500	
	41	278.100	286.000	295.700	335.100	394.900	413.500	437.800	459.900	
	42	278.700	286.600	296.400	336.300	395.900	414.300	438.100	460.100	
	43	279.300	287.200	297.100	337.500	396.900	415.100	438.400	460.300	
	44	279.900	287.700	297.800	338.700	397.900	415.700	438.700	460.500	
	45	280.300	288.200	298.400	339.900	399.000	416.200	438.900	460.900	
	46	280.900	288.700	299.300	341.200	400.100	416.900	439.200		
	47	281.400	289.200	300.100	342.400	401.200	417.600	439.500		
	48	281.900	289.700	300.900	343.600	402.300	418.200	439.800		
	49	282.400	290.300	301.700	344.800	403.600	418.900	440.100		
	50	283.000	290.800	302.800	346.200	404.400	419.300	440.400		
	51	283.500	291.400	303.900	347.500	405.200	419.900	440.700		
	52	284.000	292.000	304.900	348.800	405.800	420.500	441.000		
	53	284.500	292.600	305.900	349.700	406.300	420.900	441.200		
	54	285.100	293.300	307.000	351.000	407.000	421.300	441.500		
	55	285.600	294.000	308.000	352.200	407.700	421.800	441.800		
	56	286.100	294.700	309.100	353.400	408.400	422.300	442.100		
	57	286.600	295.300	310.100	354.600	408.700	422.800	442.300		
	58	287.100	296.200	311.200	356.000	409.400	423.400	442.600		
	59	287.600	297.000	312.300	357.400	410.100	423.800	442.900		
	60	288.100	297.800	313.400	358.800	410.600	424.200	443.100		
	61	288.600	298.600	314.400	360.100	411.000	424.600	443.300		
	62	289.100	299.500	315.500	361.600	411.400	424.900	443.600		
	63	289.600	300.400	316.600	363.100	411.900	425.200	443.900		
	64	290.100	301.300	317.700	364.500	412.400	425.500	444.200		
	65	290.600	302.100	318.700	365.700	412.900	425.800	444.400		
	66	291.100	303.000	319.800	367.100	413.300	426.100	444.700		
	67	291.600	303.800	320.900	368.400	413.800	426.400	445.000		
	68	292.100	304.600	322.000	369.800	414.300	426.600	445.300		
	69	292.600	305.500	323.000	370.900	414.800	426.800	445.500		
	70	293.100	306.400	324.200	372.100	415.300	427.100	445.800		
	71	293.600	307.300	325.400	373.300	415.900	427.400	446.100		

勤務職員以外の職員	72	294.100	308.200	326.600	374.500	416.400	427.600	446.400		
	73	294.600	309.000	327.300	375.800	416.800	427.800	446.600		
	74	295.200	309.900	328.600	377.000	417.400	428.100			
	75	295.800	310.800	329.900	378.200	417.900	428.400			
	76	296.300	311.600	331.200	379.300	418.100	428.600			
	77	296.800	312.300	332.500	380.400	418.400	428.800			
	78	297.400	313.200	333.900	381.600	418.900	429.100			
	79	298.000	314.100	335.300	382.700	419.200	429.400			
	80	298.600	315.100	336.700	383.900	419.500	429.600			
	81	299.200	316.000	338.000	385.000	419.800	429.800			
	82	299.900	317.100	339.600	385.600	420.200	430.100			
	83	300.600	318.100	341.100	386.100	420.600	430.400			
	84	301.200	319.100	342.600	386.600	421.000	430.600			
	85	301.800	320.000	344.000	387.200	421.300	430.800			
	86	302.500	321.000	345.500	387.800	421.700				
	87	303.200	322.000	347.000	388.400	422.100				
	88	303.900	323.000	348.400	389.000	422.500				
	89	304.600	324.000	349.700	389.300	422.800				
	90	305.400	325.300	350.900	389.800	423.200				
	91	306.200	326.500	352.100	390.300	423.600				
	92	306.900	327.700	353.400	390.800	424.000				
	93	307.400	328.900	354.700	391.200	424.300				
	94	308.300	330.200	356.200	391.600					
	95	309.200	331.400	357.700	392.100					
	96	310.000	332.600	359.100	392.600					
	97	310.800	333.800	360.400	393.000					
	98	311.800	335.100	361.600	393.500					
	99	312.700	336.300	362.700	394.000					
	100	313.600	337.500	363.900	394.500					
	101	314.500	338.900	365.000	394.800					
	102	315.500	339.800	366.100	395.200					
	103	316.500	340.800	367.200	395.700					
	104	317.400	341.900	368.300	396.000					
	105	318.200	343.000	369.500	396.300					
	106	318.800	344.100	370.000	396.800					
	107	319.400	345.100	370.600	397.300					
	108	320.000	346.100	371.200	397.800					
	109	320.500	347.300	371.800	398.100					
	110	321.000	348.300	372.300	398.600					
	111	321.400	349.300	372.700	399.100					
	112	321.900	350.200	373.200	399.600					
	113	322.700	351.100	373.600	399.900					
	114	323.400	352.000	374.000	400.400					
	115	324.100	353.000	374.500	400.900					
	116	324.700	354.000	375.000	401.400					
	117	325.300	355.000	375.400	401.800					
	118	326.000	355.400	375.900	402.300					
	119	326.700	356.000	376.500	402.700					
	120	327.500	356.600	377.000	403.200					
	121	328.100	356.900	377.200	403.600					
	122	328.400	357.300	377.700						
	123	328.900	357.700	378.200						
	124	329.400	358.100	378.600						
	125	329.700	358.500	379.100						
	126		358.900	379.600						
	127		359.300	380.100						
	128		359.700	380.600						
	129		360.100	380.900						
	130		360.500	381.400						
	131		360.900	381.900						
	132		361.300	382.400						
	133		361.500	382.700						
	134		362.000	383.200						
	135		362.400	383.600						
	136		362.700	384.000						
	137		363.000	384.300						
	138		363.400	384.800						
	139		363.900	385.300						
	140		364.400	385.800						
	141		364.700	386.100						
	142		365.200							
	143		365.700							
	144		366.200							
	145		366.500							

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

海 事 職 給 料 表

条例第3条別表第3

		二等航海士等(定型)	二等航海士等(相当高度)	一等航海士等 小型船舶の船長 小型船舶の機関長	中型船舶の船長 中型船舶の機関長 一等航海士等(困難)	中型船舶の船長(困難) 中型船舶の機関長(困難)
職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300
	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400
	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000
	42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700
	43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300
	44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900
	45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200
	46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900
	47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600
	48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300
	49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700
	50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000
	51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300
	52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500
	53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700
	54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900
	55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200
	56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500
	57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700
	58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000
	59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300
	60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500
	61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700
	62	288,200	324,700	374,900	428,300	

定
年
前
再
任
用
短
時
間

勤務職員以外の職員	63	288,500	325,000	375,200	428,900	
	64	288,700	325,200	375,500	429,500	
	65	288,900	325,400	375,700	430,000	
	66	289,100	325,700	376,000	430,600	
	67	289,300	326,000	376,300	431,100	
	68	289,600	326,200	376,600	431,700	
	69	289,900	326,400	376,900	432,200	
	70			377,100	432,700	
	71			377,500	433,300	
	72			377,800	433,900	
	73			378,100	434,200	
	74			378,600	434,800	
	75			379,100	435,400	
	76			379,500	435,900	
	77			379,900	436,300	
	78			380,300	436,800	
	79			380,800	437,500	
	80			381,300	438,200	
	81			381,700	438,400	
	82			382,200		
	83			382,600		
	84			383,000		
	85			383,500		
	86			384,000		
	87			384,500		
	88			385,000		
	89			385,300		
	90			385,700		
	91			386,000		
	92			386,400		
	93			386,900		
	94			387,200		
	95			387,700		
	96			388,100		
	97			388,700		

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

条例第3条別表第4

職員の区分	職務の級	講 師 等	教 諭	教 頭	校 長
	1	2	3	4	5
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	199.900	246.300	376.800	451.900
	2	202.200	247.800	378.300	453.700
	3	204.500	249.200	379.700	455.500
	4	206.700	250.600	381.100	457.300
	5	208.900	252.000	382.500	458.900
	6	211.200	253.200	384.000	460.600
	7	213.400	254.400	385.500	462.500
	8	215.600	255.600	386.900	464.200
	9	217.800	257.000	388.200	465.900
	10	220.000	258.200	389.700	467.500
	11	222.200	259.500	391.200	469.000
	12	224.400	260.800	392.700	470.500
	13	226.600	262.100	394.100	472.000
	14	228.700	264.000	395.600	473.300
	15	230.800	265.800	397.100	474.600
	16	232.900	267.600	398.600	475.900
	17	235.000	269.300	400.000	477.100
	18	236.800	271.500	401.600	477.800
	19	238.500	273.700	403.200	478.500
	20	240.200	275.900	404.700	479.200
	21	241.900	278.100	405.900	479.800
	22	243.200	280.300	407.300	
	23	244.500	282.500	408.700	
	24	245.800	284.600	410.000	
	25	247.000	286.600	411.600	
	26	248.200	288.500	413.000	
	27	249.400	290.400	414.300	
	28	250.600	292.200	415.700	
	29	251.700	294.000	417.100	
	30	252.900	295.900	418.400	
	31	254.100	297.700	419.900	
	32	255.300	299.400	421.400	
	33	256.400	301.100	423.000	
	34	257.700	302.900	424.400	
	35	259.000	304.600	426.000	
	36	260.300	306.200	427.500	
	37	261.700	307.800	429.200	
	38	263.100	309.500	430.700	
	39	264.400	311.300	432.300	
	40	265.700	313.000	433.900	
	41	267.000	314.300	435.400	
	42	268.000	316.200	436.900	
	43	269.000	318.000	438.100	
	44	269.900	319.700	439.300	
	45	270.600	321.400	440.500	
	46	271.400	323.300	441.800	
	47	272.200	325.000	443.000	
	48	273.000	326.700	444.200	
	49	273.800	328.400	445.300	
	50	274.600	330.200	446.500	
	51	275.300	332.000	447.700	
	52	276.100	333.700	448.900	
	53	276.900	335.400	450.100	
	54	277.700	336.700	451.300	
	55	278.500	338.000	452.500	
	56	279.300	339.300	453.700	
	57	280.000	340.800	454.800	
	58	280.600	342.400	455.400	
	59	281.400	343.900	455.900	
	60	282.300	345.500	456.400	
	61	283.100	347.000	456.900	
	62	283.700	348.600		
	63	284.500	350.200		
	64	285.200	351.700		
	65	286.200	353.200		
	66	287.000	354.800		
	67	287.800	356.400		
	68	288.500	357.900		
	69	289.200	359.400		
	70	290.000	361.000		
	71	290.800	362.600		
	72	291.500	364.100		
	73	292.200	365.600		
	74	292.900	367.200		
	75	293.600	368.800		

勤務職員以外の職員	76	294,200	370,300		
	77	294,800	371,800		
	78	295,500	373,200		
	79	296,200	374,600		
	80	296,800	375,900		
	81	297,400	377,200		
	82	298,100	378,600		
	83	298,800	380,000		
	84	299,500	381,300		
	85	300,200	382,400		
	86	301,000	383,800		
	87	301,700	385,100		
	88	302,400	386,400		
	89	303,100	387,600		
	90	304,000	388,900		
	91	304,800	390,000		
	92	305,600	391,200		
	93	306,100	392,400		
	94	306,900	393,500		
	95	307,700	394,700		
	96	308,500	395,900		
	97	309,200	397,300		
	98	310,000	398,300		
	99	310,800	399,300		
	100	311,500	400,300		
	101	312,300	401,200		
	102	313,200	402,200		
	103	314,100	403,300		
	104	314,900	404,400		
	105	315,500	405,100		
	106	316,300	406,000		
	107	317,100	406,900		
	108	317,900	407,800		
	109	318,600	408,600		
	110	319,000	409,400		
	111	319,400	410,200		
	112	319,900	411,000		
	113	320,400	411,600		
	114	320,800	412,300		
	115	321,300	413,000		
	116	321,700	413,700		
	117	322,200	414,300		
	118	322,700	414,800		
	119	323,100	415,200		
	120	323,600	415,500		
	121	324,100	415,800		
	122	324,500	416,100		
	123	325,000	416,400		
	124	325,500	416,600		
	125	326,100	416,800		
	126	326,400	417,100		
	127	326,700	417,400		
	128	327,000	417,600		
	129	327,200	417,800		
	130	327,500	418,100		
	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400			
	139	329,700			
	140	330,000			
	141	330,200			
	142	330,400			
	143	330,700			
	144	330,900			
	145	331,200			
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

条例第3条別表第4

職員の区分	職務の級 号 給	講 師 等 級	教 諭 級	教 頭 級	校 長 級
		1 給料月額	2 給料月額	3 給料月額	4 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	
	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	
	42	267,000	295,900	399,600	
	43	268,100	297,700	400,600	
	44	269,200	299,400	401,700	
	45	270,200	301,100	402,900	
	46	271,000	302,900	404,100	
	47	271,800	304,600	405,300	
	48	272,600	306,200	406,500	
	49	273,300	307,800	407,600	
	50	274,100	309,500	408,600	
	51	274,800	311,300	409,900	
	52	275,500	313,000	411,100	
	53	276,300	314,300	412,300	
	54	277,100	316,200	413,400	
	55	277,900	318,000	414,500	
	56	278,600	319,700	415,600	
	57	279,300	321,400	416,600	
	58	280,100	323,300	417,800	
	59	280,900	325,000	419,000	
	60	281,600	326,700	420,200	
	61	282,200	328,400	420,800	
	62	282,900	330,200	421,600	
	63	283,600	332,000	422,300	
	64	284,200	333,700	422,800	
	65	284,900	335,400	423,100	
	66	285,600	336,700	423,400	
	67	286,300	338,000	423,800	
	68	287,000	339,300	424,200	
	69	287,700	340,800	424,500	
	70	288,500	342,300	424,900	
	71	289,200	343,800	425,200	
	72	289,900	345,300	425,500	
	73	290,400	346,700	425,800	

勤務職員以外の職員	74	291.100	348.200	426.200	
	75	291.800	349.700	426.500	
	76	292.400	351.200	426.800	
	77	293.000	352.600	427.100	
	78	293.700	354.100	427.400	
	79	294.300	355.600	427.700	
	80	294.900	357.100	427.900	
	81	295.500	358.500	428.100	
	82	296.100	359.800		
	83	296.700	361.100		
	84	297.300	362.300		
	85	297.800	363.500		
	86	298.300	364.700		
	87	298.800	365.900		
	88	299.300	367.000		
	89	299.700	368.100		
	90	300.300	369.200		
	91	300.800	370.300		
	92	301.300	371.400		
	93	301.600	372.500		
	94	302.100	373.700		
	95	302.600	374.800		
	96	303.000	375.900		
	97	303.400	376.900		
	98	303.900	377.900		
	99	304.400	378.800		
	100	304.800	379.700		
	101	305.200	380.500		
	102	305.600	381.500		
	103	306.000	382.400		
	104	306.300	383.300		
	105	306.500	384.100		
	106	306.800	385.000		
	107	307.100	385.900		
	108	307.300	386.800		
	109	307.500	387.600		
	110	307.700	388.600		
	111	308.000	389.500		
	112	308.300	390.400		
	113	308.500	391.000		
	114	308.700	391.900		
	115	308.900	392.800		
	116	309.200	393.700		
	117	309.500	394.500		
	118	309.700	395.200		
	119	310.000	396.000		
	120	310.300	396.800		
	121	310.500	397.400		
	122	310.700	398.100		
	123	310.900	398.800		
	124	311.200	399.400		
	125	311.500	400.000		
	126		400.700		
	127		401.200		
	128		401.800		
	129		402.400		
	130		403.000		
	131		403.500		
	132		404.000		
	133		404.300		
	134		404.600		
	135		404.900		
	136		405.200		
	137		405.500		
	138		405.800		
	139		406.100		
	140		406.400		
	141		406.700		
	142		407.000		
	143		407.300		
	144		407.600		
	145		407.800		
	146		408.100		
	147		408.400		
	148		408.600		
	149		408.800		

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

条例第3条別表第5

職員の区分	職務の級 号 給	技 師	主 任 研 究 員	部 長	次 長	所 長
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	
	49	262,000	314,000	382,500	440,600	
	50	263,100	314,500	383,200	441,400	
	51	264,200	315,000	383,900	442,000	
	52	265,300	315,500	384,600	442,800	
	53	266,400	315,900	385,200	443,200	
	54	267,500	316,400	385,900	443,800	
	55	268,500	316,800	386,700	444,300	
	56	269,500	317,200	387,500	444,800	
	57	270,500	317,600	388,100	445,300	
	58	271,200	318,000	388,900		
	59	271,800	318,400	389,600		
	60	272,400	318,800	390,300		
	61	273,000	319,200	390,900		
	62	273,600	319,800	391,600		
	63	274,200	320,400	392,300		
	64	274,800	321,000	393,000		

勤務職員以外の職員	65	275,400	321,500	393,700		
	66	276,000	322,100	394,300		
	67	276,600	322,700	394,900		
	68	277,200	323,300	395,600		
	69	277,800	323,800	396,300		
	70	278,500	324,400	396,800		
	71	279,200	325,000	397,400		
	72	279,900	325,600	398,000		
	73	280,500	326,100	398,500		
	74	281,200	326,800	399,100		
	75	281,900	327,500	399,700		
	76	282,600	328,200	400,200		
	77	283,200	328,900	400,700		
	78	283,900	329,600	401,200		
	79	284,600	330,300	401,700		
	80	285,200	331,000	402,400		
	81	285,800	331,700	402,800		
	82	286,500	332,500			
	83	287,200	333,200			
	84	287,800	333,800			
	85	288,400	334,300			
	86	289,100	334,800			
	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

条例第3条別表第6

職員の区分	職務の級 号 給	医 師 級	科 長 級	副 院 長 級	院 長 級
		1 給料月額	2 給料月額	3 給料月額	4 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務	1	291,400 円	400,300 円	455,100 円	549,800 円
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	

職 員 以 外 の 職 員	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

条例第3条別表第6

		栄 養 士	薬 剤 師	主 査	主 査 (困 難)	地域県民局地域健康福祉部の課長	食肉衛生検査所長	食肉衛生検査所長(困難)
職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		

定 年 前 再 任 用 短 時 間

勤務職員以外の職員	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900		
	81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300		
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800		
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200		
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600		
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000		
	86		294,100	331,700	352,500			
	87		294,300	332,000	352,800			
	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (三)

条例第3条別表第6

職員の区分	職務の級 号 給	准 看 護 師	看 護 師	主 任 看 護 師	主任看護師(困難)	総括主幹看護師 主幹看護師	看護局次長 看護部長	大規模看護局長
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	207.700	240.600	281.800	295.200	319.300	362.000	416.300
	2	209.600	242.800	282.300	295.800	320.300	363.700	418.500
	3	211.400	245.000	282.800	296.400	321.300	365.400	420.700
	4	213.100	247.200	283.300	296.900	322.300	367.100	422.800
	5	214.800	249.400	283.800	297.400	323.300	368.900	424.700
	6	216.700	250.400	284.300	298.000	324.500	370.900	426.600
	7	218.500	251.300	284.800	298.600	325.700	372.900	428.400
	8	220.200	252.200	285.300	299.100	326.900	374.900	430.300
	9	221.900	253.100	285.800	299.600	328.000	376.600	432.000
	10	223.900	254.300	286.300	300.200	329.200	378.700	433.600
	11	225.800	255.400	286.800	300.800	330.300	380.800	435.300
	12	227.700	256.300	287.300	301.300	331.400	382.800	436.900
	13	229.600	257.100	287.800	301.800	332.500	384.700	438.200
	14	231.600	257.800	288.300	302.500	333.700	386.300	439.500
	15	233.600	258.500	288.800	303.200	334.800	388.100	441.100
	16	235.600	259.400	289.300	303.900	335.900	389.900	442.600
	17	237.600	260.500	289.800	304.600	337.000	391.600	444.300
	18	239.600	261.600	290.300	305.500	338.200	393.300	445.900
	19	241.700	262.700	290.800	306.400	339.300	395.200	447.300
	20	243.700	263.800	291.300	307.300	340.400	396.900	448.700
	21	245.600	264.900	291.800	308.100	341.500	398.600	449.800
	22	246.800	266.000	292.300	309.000	342.700	400.300	451.100
	23	248.000	267.100	292.800	309.900	343.800	402.100	452.400
	24	249.100	268.200	293.300	310.800	344.900	403.800	453.800
	25	250.200	269.200	293.800	311.600	346.000	405.400	454.800
	26	251.100	270.300	294.400	312.500	347.300	407.100	455.500
	27	252.000	271.400	295.200	313.400	348.600	408.900	456.300
	28	252.900	272.400	296.000	314.300	349.900	410.700	456.900
	29	253.700	273.400	296.700	315.100	351.100	412.200	457.800
	30	254.500	274.500	297.500	315.900	352.600	413.700	458.500
	31	255.200	274.800	298.300	317.300	354.100	415.200	459.300
	32	255.900	275.500	299.100	318.400	355.600	416.500	460.100
	33	256.700	276.200	299.800	319.500	356.800	417.600	460.800
	34	257.500	276.800	300.600	320.600	358.300	418.700	461.500
	35	258.300	277.300	301.400	321.700	359.700	419.800	462.200
	36	259.000	277.800	302.100	322.800	361.100	421.000	463.000
	37	259.700	278.300	302.900	323.900	362.500	422.300	463.800
	38	260.600	278.900	303.700	325.100	363.500	423.400	464.600
	39	261.500	279.400	304.500	326.200	364.900	424.600	465.300
	40	262.300	279.900	305.300	327.300	366.200	425.700	466.000
	41	263.100	280.300	306.000	328.100	367.500	426.900	466.800
	42	264.000	280.800	307.000	329.200	368.900	427.900	
	43	264.800	281.300	308.000	330.300	370.200	429.000	
	44	265.600	281.800	308.900	331.300	371.500	430.100	
	45	266.400	282.300	309.800	332.300	373.000	431.100	
	46	267.100	282.800	310.800	333.300	374.200	431.600	
	47	267.800	283.300	311.800	334.300	375.300	432.200	
	48	268.400	283.800	312.700	335.300	376.500	432.600	
	49	269.000	284.300	313.600	336.500	377.600	433.200	
	50	269.500	284.800	314.600	337.800	378.500	433.700	
	51	270.000	285.300	315.600	339.000	379.500	434.100	
	52	270.400	285.800	316.600	340.200	380.400	434.600	
	53	270.800	286.300	317.400	341.100	381.000	435.100	
	54	271.300	286.800	318.400	342.300	381.800	435.500	
	55	271.800	287.300	319.400	343.400	382.600	435.800	
	56	272.200	287.800	320.300	344.700	383.400	436.100	
	57	272.600	288.300	321.200	345.700	384.100	436.500	
	58	273.000	289.100	322.200	346.600	384.800		
	59	273.400	289.900	323.200	347.700	385.500		
	60	273.800	290.600	324.100	348.900	386.100		
	61	274.200	291.300	325.000	350.000	386.700		
	62	274.600	292.200	326.200	351.200	387.300		
	63	275.000	293.100	327.400	352.400	388.000		
	64	275.400	293.900	328.600	353.400	388.600		
	65	275.800	294.700	329.300	354.400	389.300		
	66	276.200	295.600	330.400	355.400	389.800		
	67	276.600	296.400	331.500	356.500	390.400		
	68	277.000	297.200	332.400	357.600	390.900		
	69	277.400	298.000	333.500	358.400	391.300		
	70	277.900	298.900	334.200	359.500	391.900		
	71	278.400	299.800	335.300	360.600	392.400		
	72	278.800	300.700	336.400	361.600	392.700		
	73	279.200	301.600	337.500	362.500	393.000		
	74	279.800	302.500	338.700	363.100	393.500		
	75	280.400	303.400	339.800	363.900	393.900		
	76	280.900	304.300	340.900	364.600	394.200		
	77	281.400	305.100	342.000	365.200	394.500		
	78	282.000	306.100	343.100	365.700	395.000		
	79	282.600	307.100	344.100	366.200	395.500		
	80	283.100	308.000	345.200	366.700	395.900		
	81	283.600	308.500	346.100	367.300	396.200		

勤務職員以外の職員の	82	284.100	309.400	347.100	367.800	396.600		
	83	284.600	310.300	348.000	368.300	397.100		
	84	285.100	311.100	349.000	368.800	397.500		
	85	285.600	311.900	349.900	369.200	397.900		
	86	286.100	312.900	350.700	369.600			
	87	286.600	313.900	351.500	370.200			
	88	287.100	314.900	352.300	370.700			
	89	287.600	315.800	352.900	371.000			
	90	288.100	316.900	353.500	371.500			
	91	288.600	317.900	354.100	371.900			
	92	289.100	318.900	354.700	372.200			
	93	289.600	319.700	355.100	372.800			
	94	290.200	320.400	355.500	373.300			
	95	290.800	321.100	356.000	373.800			
	96	291.400	321.700	356.400	374.300			
	97	292.000	322.200	356.900	374.900			
	98	292.500	322.500	357.300	375.400			
	99	293.000	323.100	357.800	375.900			
	100	293.500	323.700	358.200	376.300			
	101	294.000	324.100	358.500	376.900			
	102	294.500	324.700	359.000	377.400			
	103	295.000	325.300	359.400	377.900			
	104	295.400	325.800	359.700	378.400			
	105	295.800	326.200	360.100	379.000			
	106	296.300	326.700	360.600	379.400			
	107	296.800	327.200	361.100	379.900			
	108	297.100	327.700	361.600	380.400			
	109	297.300	328.100	362.100	381.000			
	110	297.600	328.500	362.600				
	111	297.800	328.800	363.100				
	112	298.100	329.100	363.500				
	113	298.400	329.400	363.900				
	114	298.600	329.800	364.300				
	115	298.900	330.100	364.800				
	116	299.100	330.400	365.300				
	117	299.400	330.600	365.700				
	118	299.700	330.900	366.200				
	119	300.000	331.200	366.700				
	120	300.300	331.400	367.200				
	121	300.600	331.600	367.500				
	122	301.000	331.900					
	123	301.300	332.200					
	124	301.600	332.500					
	125	301.800	332.700					
	126	302.000	333.000					
	127	302.300	333.400					
	128	302.700	333.600					
	129	302.900	333.800					
	130	303.200	334.000					
	131	303.600	334.400					
	132	304.000	334.600					
	133	304.200	334.900					
	134	304.500	335.300					
	135	304.800	335.700					
	136	305.100	336.100					
	137	305.300	336.400					
	138	305.600	336.800					
	139	305.900	337.200					
	140	306.200	337.600					
	141	306.400	337.900					
	142	306.800	338.300					
	143	307.200	338.600					
	144	307.500	339.000					
	145	307.700	339.300					
	146	307.900	339.700					
	147	308.200	340.100					
	148	308.600	340.500					
	149	308.800	340.800					
	150	309.000	341.200					
	151	309.300	341.600					
	152	309.600	342.000					
	153	310.000	342.300					
	154	310.200						
	155	310.400						
	156	310.700						
	157	311.000						
	158	311.300						
	159	311.600						
	160	311.900						
	161	312.300						
	162	312.600						
	163	312.900						
	164	313.200						
	165	313.600						
	166	313.900						
	167	314.200						
	168	314.500						
	169	314.900						

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

・任期付研究員に適用される給料表（任期付研究員条例第5条）

（単位：円）

	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
第一号任期付研究員	414,000	475,000	538,000	621,000	722,000	824,000
第二号任期付研究員	346,000	382,000	410,000	－	－	－

・特定任期付職員に適用される給料表（任期付職員条例第7条）

1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給	7号給
392,000	440,000	492,000	555,000	634,000	740,000	864,000

・定年前再任用短時間勤務職員の給料表（条例第3条別表第1～別表第6）

行政職給料表（基準給料月額。以下同じ。）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

警察職給料表

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

海事職給料表

1級	2級	3級	4級	5級
225,100	255,100	284,900	326,200	355,100

教育職給料表（一）

1級	2級	3級	4級
238,500	279,100	336,600	421,900

教育職給料表（二）

1級	2級	3級	4級
229,700	276,000	330,000	411,900

研究職給料表

1級	2級	3級	4級	5級
221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

医療職給料表（一）

1級	2級	3級	4級
301,700	344,400	399,500	473,300

医療職給料表（二）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

医療職給料表（三）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

(2) 初任給基準表（規則7－39 第 11 条、第 12 条、別表第2）

ア 行政職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	採用試験	大卒程度		1－29
		短大卒程度		1－19
		高卒程度		1－9
	その他		高校卒	1－5
無線従事者			第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	1－29
			第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	1－13
			航空無線通信士	1－9
			第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士 その他の資格	1－5

備考

- 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に適用する。
- 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令(平成 13 年政令第 245 号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 3 無線従事者の経験年数は、その資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第 67 号)附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

イ 警察職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	高卒程度		1－7

備考

青森県警察学校の初任科の卒業者その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

ウ 海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
中型船舶(甲)の船員 中型船舶(乙)の船員	大学卒	2－5
	短大卒	1－15
	高校卒	1－5
中型船舶(丙)の船員 小型船舶(甲)の船員 小型船舶(乙)の船員	高校卒	1－5

備考

職種欄の船舶の種類については、海事職給料表級別基準職務表の備考に定めるところによる。

エ 教育職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2－35
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2－17
	大学卒	2－5
	短大卒	1－15
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒	1－25
	短大卒	1－15
	高校卒	1－5

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数は、高校3卒又は高校2卒(以下「基礎学歴」という。)の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者の有する学歴免許等の資格の区分についてこの表の学歴免許等欄に当該基礎学歴の区分が掲げられているものとして経験年数調整表を適用した場合の調整年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の4に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とする。

オ 教育職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2－47
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2－29
	大学卒	2－17
	短大卒	2－7
講師 助教諭 養護助教諭	大学卒	1－25
	短大卒	1－15
	高校卒	1－5

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数については、教育職給料表(一)初任給基準表の備考の規定を準用する。

カ 研究職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	大卒程度		1－29
	短大卒程度		1－19
	高卒程度		1－9
その他	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)		2－41
	博士課程修了		2－37
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1－41
	高校卒		1－5

備考

試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、規則7－39第13条第3項に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

キ 医療職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1－37
歯科医師	大学6卒	1－13

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2－19
	大学卒	2－5
獣医師	大学6卒	2－19
	大学卒	2－5
栄養士 衛生検査技師	大学卒	2－5
	短大卒	1－15
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2－5
	短大3卒	1－21
診療エックス線技師	短大卒	1－15
義肢装具士	短大3卒	1－21
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	1－21
	短大2卒	1－15
	高校卒	1－5
その他	高校卒	1－5

備考

- 1 薬剤師、獣医師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療エックス線技師、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)第 14 条第3号の規定に該当して義肢装具士となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 134 号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ケ 医療職給料表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2－15
	短大3卒	2－9
看護師	短大3卒	2－9
	短大2卒	2－5
准看護師	准看護師養成所卒	1－5

備考

- 1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 22 条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第 22 条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許を取得した時(保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第 21 条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては2級 19 号給、「短大2卒」にあっては2級 13 号給とする。

(3) 在級期間表（規則7－39 第 20 条、別表第6）

ア 行政職給料表在級期間表

職務の級					
2級	3級	4級	5級	6級	7級
3	4	4	2	2	3

備考

- 短大卒程度又は高卒程度の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、短大卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「5. 5」と、高卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。
- 無線従事者のうち、第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者については、第1項の規定は適用しないことができる。
- 無線従事者のうち、第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士、航空無線通信士、第三級総合無線通信士、第三級海上無線通信士、国内電信級陸上特殊無線技士、第四級海上無線通信士若しくは第一級海上特殊無線技士又は別表第2の行政職給料表初任給基準表の備考第2項に規定するその他の資格を有する者に対する第1項の規定の適用については、高卒程度の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

イ 警察職給料表在級期間表

職務の級					
2級	3級	4級	5級	6級	7級
2	3	5	6	2	2

ウ 海事職給料表在級期間表

職種		職務の級			
船舶の種類	職名	2級	3級	4級	5級
中型船舶(甲) 中型船舶(乙)	船長 機関長	0	5	4	別に定める
	一等航海士 一等機関士 通信長	0	5	別に定める	
	二等航海士 二等機関士 通信士	0	別に定める		
中型船舶(丙) 小型船舶(甲)	船長 機関長	5	別に定める	別に定める	
	二等航海士 二等機関士 通信士	5	別に定める		
小型船舶(乙)	船長 機関長	5	別に定める	別に定める	
	二等航海士 二等機関士 通信士	別に定める	別に定める		

備考

- 船舶の種類欄の船舶の種類については、海事職給料表級別基準職務表の備考に定めるところによる。

2 職種欄の「中型船舶(甲)中型船舶(乙)」の「一等航海士」、「一等機関士」、「通信長」、「二等航海士」、「二等機関士」又は「通信士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

エ 教育職給料表(一)在級期間表

職種	職務の級
	2級
校長	0
教頭	0
教諭 養護教諭 栄養教諭	0
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	別に定める

備考

職種欄の「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、「2.5」とする。

オ 教育職給料表(二)在級期間表

職種	職務の級
	2級
校長	0
教頭	0
教諭 養護教諭 栄養教諭	0
講師 養護助教諭 助教諭	別に定める

カ 研究職給料表在級期間表

職務の級		
2級	3級	4級
1	別に定める	別に定める

備考

短大卒程度又は高卒程度の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、短大卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「2.5」と、高卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「5」と、選考採用者にあつては「6」とする。

キ 医療職給料表(一)在級期間表

職種	職務の級
	2級
医師 歯科医師	6

ク 医療職給料表(二) 在級期間表

職種	職務の級				
	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師	0	2	3	別に定める	別に定める
獣医師	0	2	3	別に定める	別に定める
栄養士 衛生検査技師	2. 5	5	3	別に定める	
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1	5	3	別に定める	
診療エックス線技師	2. 5	5	3	別に定める	
義肢装具士	1	5	3	別に定める	
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	1	5	別に定める	別に定める	
その他	別に定める	別に定める			

備考

- 1 職種欄の「薬剤師」又は「獣医師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。
- 2 職種欄の「栄養士」、「衛生検査技師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「作業療法士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2. 5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。
- 3 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2. 5」とする。
- 4 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「5」とする。

ケ 医療職給料表(三) 在級期間表

職種	職務の級			
	2級	3級	4級	5級
保健師 看護師	0	7	別に定める	別に定める

備考

職種欄の「保健師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

(4) 昇格時号給対応表（規則7－39 第 23 条、別表第7）

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3	
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
10	1	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	34	46	35	15			
55	22	34	35	35	47	36	15			
56	22	34	36	36	48	36	15			
57	23	35	37	37	49	37	15			
58	23	35	37	37	50	37	15			
59	24	36	37	37	51	38	15			
60	24	36	38	38	52	38	15			
61	25	37	38	38	53	38	15			
62	25	38	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	39	56	38	15			
65	27	41	39	39	57	38	15			
66	27	41	40	40	58	38	16			
67	28	42	40	40	59	38	16			
68	28	42	40	40	60	38	16			
69	29	43	41	41	60	39	16			
70	29	43	41	41	60	39	16			
71	29	44	41	41	60	39	16			
72	30	44	42	42	60	39	16			
73	30	45	42	42	61	39	17			
74	30	45	42	42	61	39				
75	31	45	43	43	61	39				
76	31	45	43	43	61	39				
77	31	45	43	43	61	39				
78	32	46	44	44	62	39				
79	32	46	44	44	62	39				
80	32	46	44	44	62	39				
81	33	46	45	45	63	40				
82	33	46	45	45	64	40				
83	33	47	45	45	65	40				
84	34	47	45	45	66	40				

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
85	34	47	46	67	41					
86	34	47	46	67						
87	35	47	46	68						
88	35	48	46	68						
89	35	48	47	69						
90	36	48	47	70						
91	36	48	47	71						
92	36	48	47	72						
93	37	49	47	73						
94		49	47							
95		49	47							
96		49	48							
97		49	48							
98		50	48							
99		50	48							
100		50	48							
101		50	48							
102		50	48							
103		51	49							
104		51	49							
105		51	49							
106		51	49							
107		51	49							
108		52	49							
109		52	49							
110		52								
111		52								
112		52								
113		52								
114		52								
115		52								
116		52								
117		53								
118		53								
119		53								
120		53								
121		53								
122		53								
123		53								
124		53								
125		53								

イ 警察職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	76			
87	75	75	63	52	77			
88	76	76	64	52	78			
89	77	77	65	53	79			
90	78	78	66	53	79			
91	79	79	67	53	80			
92	80	80	68	54	80			
93	81	81	69	54	81			
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	2
19	1	1	1	3
20	1	1	1	4
21	1	1	1	5
22	2	2	2	6
23	3	3	3	7
24	4	4	4	8
25	5	5	5	9
26	6	6	6	10
27	7	7	7	11
28	8	8	8	12
29	9	9	9	13
30	10	10	9	14
31	11	11	10	15
32	12	12	10	16
33	13	13	11	17
34	13	14	11	18
35	13	15	12	19
36	14	16	12	20
37	14	17	13	21
38	14	17	13	22
39	15	17	14	23
40	15	18	14	24
41	15	18	15	25
42	16	18	15	25
43	16	19	16	25
44	16	19	16	25
45	17	19	17	26
46	17	20	18	26
47	17	20	19	26
48	17	20	20	26
49	17	21	21	27
50	18	21	21	27
51	18	21	22	27
52	18	22	22	27
53	18	22	23	28
54	18	22	23	28
55	19	22	24	28
56	19	23	24	28
57	19	23	25	29
58	19	23	25	29
59	19	23	25	30
60	20	24	25	30
61	20	24	26	31
62	20	24	26	31
63	20	24	26	32
64	20	25	26	32
65	21	25	27	32
66	21	25	27	32
67	22	26	27	32
68	22	26	27	33
69	23	27	28	33
70			28	33
71			28	33
72			28	33
73			29	34
74			29	34
75			29	34
76			29	34
77			30	34
78			30	35
79			30	35
80			30	35
81			30	36
82			30	
83			31	
84			31	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
85			31	
86			31	
87			31	
88			31	
89			32	
90			32	
91			32	
92			32	
93			32	
94			32	
95			33	
96			33	
97			33	

エ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	2	
71	38	3	
72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	
102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	42	
124	60	42	
125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	43	
130	61	43	
131	62	43	
132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	44	
136	62	44	
137	63	44	
138	63		
139	63		
140	63		
141	63		
142	63		
143	64		
144	64		
145	64		
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

オ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1
50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	1	1
59	44	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	2	2
63	46	3	3
64	46	4	4
65	47	5	4
66	47	6	4
67	48	7	4
68	48	8	4
69	49	9	5
70	49	10	5
71	50	11	5
72	50	12	5
73	51	13	5
74	51	14	6
75	52	15	6
76	52	16	6
77	53	17	6
78	53	18	6
79	53	19	7
80	54	20	7
81	54	21	7
82	54	22	
83	55	23	
84	55	24	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
85	55	25	
86	56	26	
87	56	27	
88	56	28	
89	57	29	
90	57	30	
91	58	31	
92	58	32	
93	59	33	
94	59	34	
95	60	35	
96	60	36	
97	61	37	
98	61	38	
99	61	39	
100	61	40	
101	62	41	
102	62	42	
103	62	43	
104	62	44	
105	63	45	
106	63	46	
107	63	47	
108	63	48	
109	64	49	
110	64	49	
111	64	50	
112	64	50	
113	65	51	
114	65	51	
115	65	52	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	54	
119	66	55	
120	66	56	
121	67	57	
122	67	57	
123	67	58	
124	67	58	
125	68	59	
126		59	
127		60	
128		60	
129		61	
130		61	
131		62	
132		62	
133		62	
134		62	
135		62	
136		62	
137		62	
138		62	
139		62	
140		62	
141		63	
142		63	
143		63	
144		63	
145		63	
146		63	
147		63	
148		63	
149		63	

カ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

キ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
85		35	

ク 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38	32	
79	41	53	62	38	32	
80	42	54	62	38	32	
81	42	54	63	39	33	
82	42	54	63	39	33	
83	43	55	64	39	34	
84	43	55	64	39	34	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
85	43	55	65	39	35	
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

ケ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

(5) 降格時号給対応表（規則7－39 第 24 条の2、別表第7の2）

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	86	85				
68	93	125	109	88	85				
69	93	125	109	89	85				
70	93	125	109	90	85				
71	93	125	109	91	85				
72	93	125	109	92	85				
73	93	125	109	93	85				
74	93	125	109	93					
75	93	125	109	93					
76	93	125	109	93					
77	93	125	109	93					
78	93	125	109	93					
79	93	125	109	93					
80	93	125	109	93					
81	93	125	109	93					
82	93	125	109	93					
83	93	125	109	93					
84	93	125	109	93					

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
85	93	125	109	93					
86	93	125	109						
87	93	125	109						
88	93	125	109						
89	93	125	109						
90	93	125	109						
91	93	125	109						
92	93	125	109						
93	93	125	109						
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

イ 警察職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	86			
77	89	89	101	121	87			
78	90	90	102	121	88			
79	91	91	103	121	90			
80	92	92	104	121	92			
81	93	93	105	121	93			
82	94	94	106	121	93			
83	95	95	107	121	93			
84	96	96	108	121	93			

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
85	97	97	110	121	93			
86	98	98	112	121				
87	99	99	114	121				
88	100	100	116	121				
89	101	102	118	121				
90	102	104	120	121				
91	103	106	122	121				
92	104	108	132	121				
93	107	109	137	121				
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	21	17
2	22	22	22	18
3	23	23	23	19
4	24	24	24	20
5	25	25	25	21
6	26	26	26	22
7	27	27	27	23
8	28	28	28	24
9	29	29	30	25
10	30	30	32	26
11	31	31	34	27
12	32	32	36	28
13	35	33	38	29
14	38	34	40	30
15	41	35	42	31
16	44	36	44	32
17	49	39	45	33
18	54	42	46	34
19	59	45	47	35
20	64	48	48	36
21	66	51	50	37
22	68	55	52	38
23	69	59	54	39
24	69	63	56	40
25	69	66	60	44
26	69	68	64	48
27	69	69	68	52
28	69	69	72	56
29	69	69	76	58
30	69	69	82	60
31	69	69	88	62
32	69	69	94	67
33	69	69	97	72
34	69	69	97	77
35	69	69	97	80
36	69	69	97	81
37	69	69	97	81
38	69	69	97	81
39	69	69	97	81
40	69	69	97	81
41	69	69	97	81
42	69	69	97	81
43	69	69	97	81
44	69	69	97	81
45	69	69	97	81
46	69	69	97	81
47	69	69	97	81
48	69	69	97	81
49	69	69	97	81
50	69	69	97	81
51	69	69	97	81
52	69	69	97	81
53	69	69	97	81
54	69	69	97	81
55	69	69	97	81
56	69	69	97	81
57	69	69	97	81
58	69	69	97	81
59	69	69	97	81
60	69	69	97	81
61	69	69	97	81
62	69	69	97	
63	69	69	97	
64	69	69	97	
65	69	69	97	
66	69	69	97	
67	69	69	97	
68	69	69	97	
69	69	69	97	
70		69	97	
71		69	97	
72		69	97	
73		69	97	
74		69	97	
75		69	97	
76		69	97	
77		69	97	
78		69	97	
79		69	97	
80		69	97	
81		69	97	
82		69		
83		69		
84		69		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
85		69		
86		69		
87		69		
88		69		
89		69		
90		69		
91		69		
92		69		
93		69		
94		69		
95		69		
96		69		
97		69		

エ 教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	69	41
2	22	70	42
3	23	71	43
4	24	72	44
5	25	73	45
6	26	74	46
7	27	75	47
8	28	76	48
9	29	77	50
10	30	78	52
11	31	79	54
12	32	80	56
13	33	81	58
14	34	82	60
15	35	83	61
16	36	84	61
17	37	85	61
18	38	86	61
19	39	87	61
20	40	88	61
21	41	89	61
22	42	90	
23	43	91	
24	44	92	
25	46	93	
26	48	94	
27	50	95	
28	52	96	
29	54	97	
30	56	98	
31	58	99	
32	60	100	
33	62	102	
34	64	104	
35	66	106	
36	68	108	
37	70	110	
38	72	112	
39	74	114	
40	76	116	
41	78	122	
42	80	128	
43	82	134	
44	84	137	
45	86	137	
46	88	137	
47	90	137	
48	92	137	
49	94	137	
50	96	137	
51	98	137	
52	100	137	
53	102	137	
54	104	137	
55	106	137	
56	108	137	
57	112	137	
58	116	137	
59	120	137	
60	124	137	
61	130	137	
62	136		
63	142		
64	148		
65	150		
66	152		
67	153		
68	153		
69	153		
70	153		
71	153		
72	153		
73	153		
74	153		
75	153		
76	153		
77	153		
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		

オ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	61	61
2	10	62	62
3	10	63	63
4	11	64	68
5	12	65	73
6	13	66	78
7	14	67	81
8	15	68	81
9	16	69	81
10	17	70	81
11	18	71	81
12	19	72	81
13	20	73	81
14	22	74	81
15	23	75	81
16	24	76	81
17	25	77	81
18	26	78	81
19	27	79	81
20	28	80	81
21	29	81	81
22	30	82	
23	31	83	
24	32	84	
25	33	85	
26	34	86	
27	35	87	
28	36	88	
29	37	89	
30	38	90	
31	39	91	
32	40	92	
33	41	93	
34	42	94	
35	43	95	
36	44	96	
37	46	97	
38	48	98	
39	50	99	
40	52	100	
41	54	101	
42	56	102	
43	58	103	
44	60	104	
45	62	105	
46	64	106	
47	66	107	
48	68	108	
49	70	110	
50	72	112	
51	74	114	
52	76	116	
53	79	117	
54	82	118	
55	85	119	
56	88	120	
57	90	122	
58	92	124	
59	94	126	
60	96	128	
61	100	130	
62	104	140	
63	108	149	
64	112	149	
65	116	149	
66	120	149	
67	124	149	
68	125	149	
69	125	149	
70	125	149	
71	125	149	
72	125	149	
73	125	149	
74	125	149	
75	125	149	
76	125	149	
77	125	149	
78	125	149	
79	125	149	
80	125	149	
81	125	149	
82	125		
83	125		
84	125		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
85	125		
86	125		
87	125		
88	125		
89	125		
90	125		
91	125		
92	125		
93	125		
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

キ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
85	65		

ク 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	80	53
33	62	53	45	63	82	53
34	64	54	46	66	84	53
35	66	55	47	69	85	53
36	68	56	48	72	85	53
37	70	57	49	76	85	53
38	72	58	50	80	85	
39	74	59	51	85	85	
40	76	60	52	90	85	
41	79	61	53	95	85	
42	82	62	54	100	85	
43	85	63	55	101	85	
44	85	64	56	101	85	
45	85	65	57	101	85	
46	85	66	58	101	85	
47	85	67	59	101	85	
48	85	68	60	101	85	
49	85	70	61	101	85	
50	85	72	62	101	85	
51	85	74	63	101	85	
52	85	76	64	101	85	
53	85	79	65	101	85	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109	101		
79	85	105	109	101		
80	85	105	109	101		
81	85	105	109	101		
82	85	105	109	101		
83	85	105	109	101		
84	85	105	109	101		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
85	85	105	109	101		
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

ケ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

2 諸手当算出基礎

事項 手当	算 出 の 基 礎				
	給料月額	教職調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当
地域手当	○	×	○	○	—
特地勤務・へき地手当等	○	○	×	○	×
時間外勤務手当	○	×	×	×	○
夜間勤務手当	○	×	×	×	○
休日勤務手当	○	×	×	×	○
期末手当	○	○	×	○	○
勤勉手当	○	○	×	×	○
教職調整額	○	—	×	×	×

(注)1 ○印は基礎となる場合を示し、×印は基礎とならない場合を示す。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、上表の算出基礎に掲げられているもののほか、初任給調整手当、特地勤務・へき地手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当(人事委員会が定めるものに限る。)が算出の基礎となる。

3 諸手当の日割計算による支給

事由 手当	採用	離職	死亡	停職	休職	派遣	育児 休業
管理職手当	○	○	×	○	○	○	○
初任給調整手当	○	○	×	○	○	○	○
扶養手当	×	×	×	○	○	○	○
地域手当	○	○	×	○	○	○	○
住居手当	×	×	×	○	○	○	○
通勤手当	×	×	×	×	×	×	×
単身赴任手当	×	×	×	○	○	○	○
特地勤務・へき地手当等	○	○	×	○	○	○	○
寒冷地手当	×	×	×	○	○	○	○
義務教育等教員特別手当	○	○	×	○	○	○	○
教職調整額	○	○	×	○	○	○	○

(注)1 ○印は日割計算を行うことを示し、×印はその必要のないことを示す。

2 「事由」とは、月の中途において日割計算が必要となる事由の種類をいう。

4 諸手当の減額等事由別支給関係

事由 手当	減額	停職	減給	休 職			外国の地方 公共団体の 機関等への 派遣	公益的法人 等への 派遣
				公務傷病又 は通勤に係 る傷病	私傷病 (左記以外 の傷病)	刑事 事件		
管理職手当	◎ (注)2	×	◎	◎	×	×	×	×
初任給調整手当	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
扶養手当	◎	×	◎	◎	○	○	○	○
地域手当	△	×	◎	◎	○	○	○	○
住居手当	◎	×	◎	◎	○	○	○	○
通勤手当	◎ (注)3	×	◎	×	×	×	×	×
単身赴任手当	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
特地勤務・へき地 手当等	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
寒冷地手当	◎	×	◎	◎	○	×	×	○
期末手当	◎	×	◎	◎	○	×	○	○
勤勉手当	◎	×	◎	◎ (注)4	×	×	×	×
義務教育等教員 特別手当	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
教職調整額	◎	×	△	◎	○	○	○	○

(注)1 ◎は全額支給、△は減額又は減給した額を支給、○は一定割合を支給、×は全く支給しないことを示す。

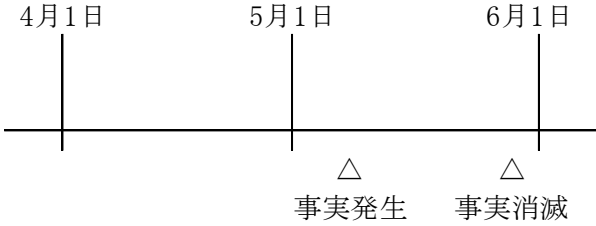
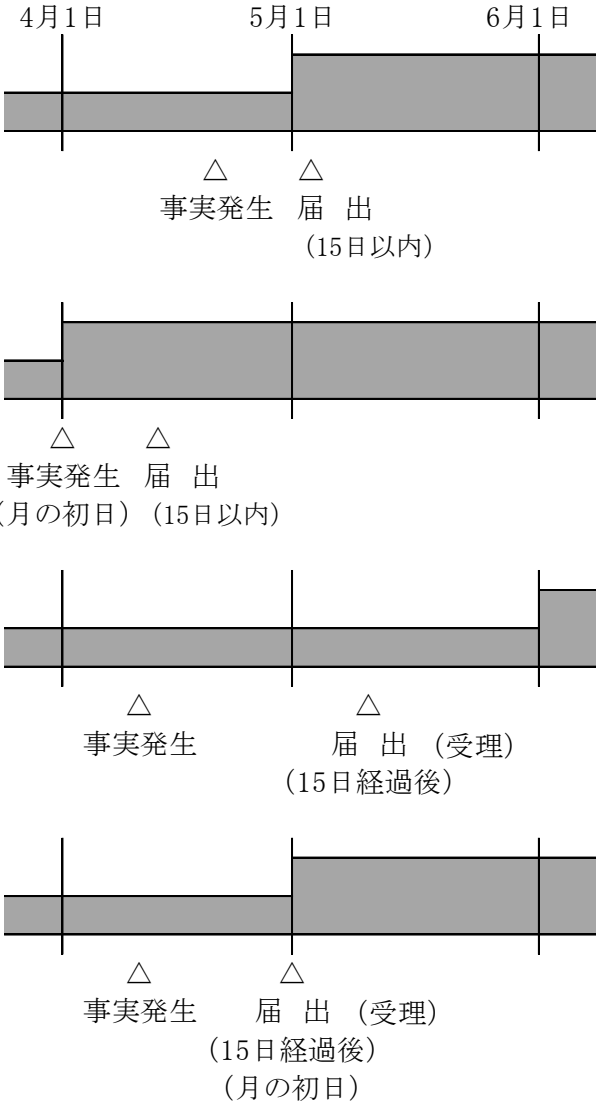
2 減額の場合の管理職手当は、その月に全く勤務しない場合支給しない。

3 減額の場合の通勤手当は、その月に全く通勤しない場合支給しない。

4 公務傷病又は通勤に係る傷病の場合の勤勉手当は、勤務日がある場合にのみ支給される。

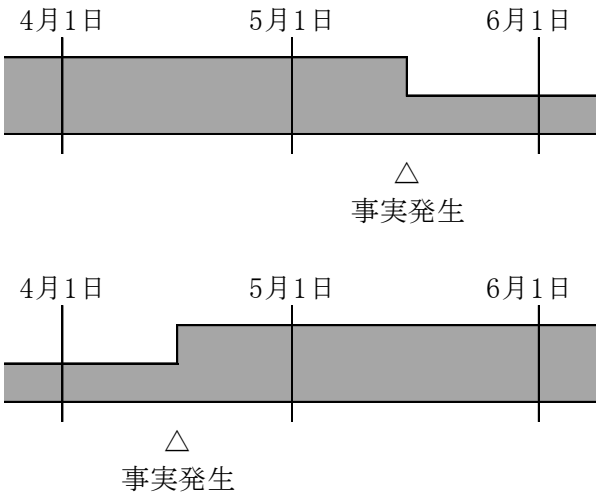
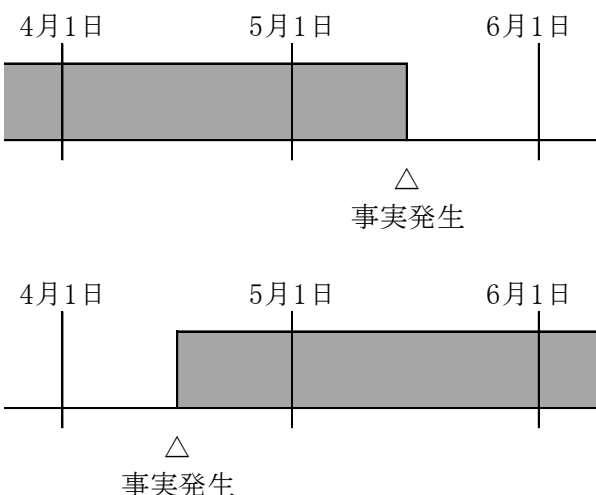
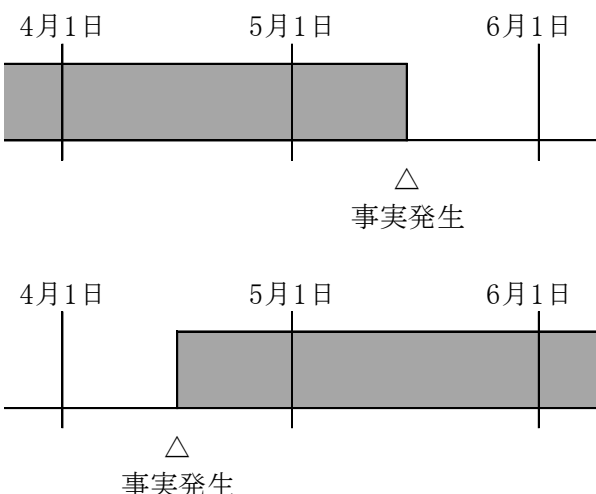
5 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給方法

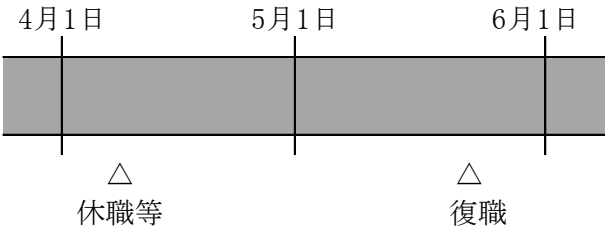
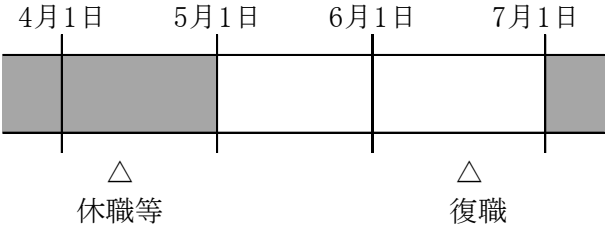
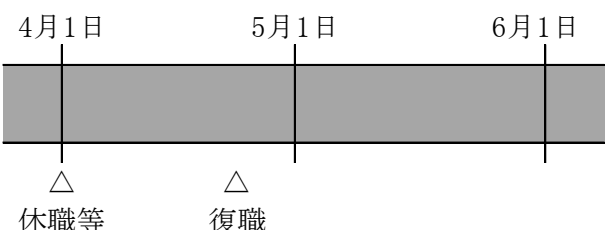
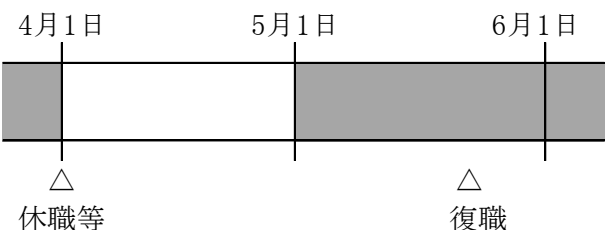
(1) (扶養手当) 扶養親族のある職員が採用された場合又は職員に新たに扶養親族が生じた場合 (住居手当・通勤手当・単身赴任手当) 職員が新たに受給要件を具備した場合		事実の生じた日が月の中途で、これに係る届出を15日以内にした場合は、事実の生じた日の属する月の翌月から支給する。 ※ なお、ここでいう「15日」の期間には、災害等の事由により職員が届出を行うことができない期間を含まない。以下同じ。 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出を15日以内にした場合は、事実の生じた日の属する月から支給する。 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出をした場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月から支給する。 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出をした場合でも、その届出を受理した日が月の初日であるときは、届出を受理した日の属する月から支給する。
(2) (扶養手当) 扶養親族のある職員が離職、死亡又は職員が扶養親族を欠いた場合 (住居手当・通勤手当・単身赴任手当) 手当を支給されていた職員が離職、死亡又は受給要件を欠いた場合		事実の生じた日が月の中途である場合は、その日の属する月まで支給する。 事実の生じた日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月まで支給する。

(3) 同一月の事実発生と事実消滅		支給しない。ただし、その事実発生の日が月の初日で届出が15日以内になされた場合は、支給する。
(4) 手当を増額して改定する場合 扶養手当については、手当の増額の対象となる扶養親族に係る支給額の改定等に限る。		事実の生じた日が月の途中で、これに係る届出を15日以内にした場合は、事実の生じた日の属する月の翌月から改定する。 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出を15日以内にした場合は、事実の生じた日の属する月から改定する。 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出をした場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月から改定する。 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出をした場合でも、その届出を受理した日が月の初日であるときは、届出を受理した日の属する月から改定する。 定期券を使用するものとして通勤手当を支給されている場合で、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。

(5) 手当を減額して改定する場合		事実の生じた日が月の中途である場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から改定する。 事実の生じた日が月の初日である場合は、その事実の生じた日の属する月から改定する。 〔 定期券を使用するものとして通勤手当を支給されている場合で、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。 〕
(6) (通勤手当) 月の初日に採用された者又は勤務公署を異にして異動した職員の場合 (住居手当) 異動の場合		勤務を開始すべきこととされる日までに住居が定まっていって通勤しうる状態であった場合(15日以内届出済)には、当月から支給を開始又は支給額を改定する。 異動日までに退去している場合は新住居に異動日後(ただし、赴任期間中に限る。)に入居しても、異動日から新住居を借り受けている場合に限り、異動日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその属する月)から新住居に係る手当を支給する。

(単身赴任手当) 異動の場合		赴任期間中に支給要件を具備しているので、異動日が支給要件を具備した日とされ、4月から支給になる。
(7) 給料の支給義務者を異にして異動する場合		(扶養手当・住居手当・単身赴任手当) 月途中で給料の支給義務者を異にして異動した場合は、その月の初日に職員が所属した公署においてその月分を支給する。 この場合において、異動の日が給料の支給定日前であるときは、その際支給する。 (通勤手当) 給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときは、その月の初日に職員が所属する公署において支給する。 この場合において、異動の日が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給する。

(8) (扶養手当・住居手当・単身赴任手当) 休職の場合	① 扶養手当・住居手当  ② 単身赴任手当 	月の途中で休職発令され、又は月の途中で休職から復職した場合は、日割計算により支給する。(休職中は、給料の支給割合による。) 月の途中で休職発令された場合は、日割計算によりその期間支給しない。 月の途中で復職した場合は、日割計算により支給する。
(9) (扶養手当・住居手当・単身赴任手当) 停職、専従休職等の場合		月の途中で停職、専従休職等となった場合は、日割計算によりその期間支給しない。 月の途中で復職した場合は、日割計算により支給する。

(10) (通勤手当) 月の中途の休職、 停職、専従休職等の 場合	 	休職等となった月又はその翌月に復職等した場合は、返納しない。(全額支給される。) 休職等となった月の翌々月以降に復職等した場合(1箇月の支給単位期間のものを除く。)は、休職等の期間の開始した日の属する月の末日に使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額等を返納する。 この場合の支給単位期間は、その後、復職等をした日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその属する月)から開始する。
(11) (通勤手当) 月の初日から休職、 停職、専従休職等を 開始する場合	 	休職等となった月に復職等した場合は、返納しない。(全額支給される。) 月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった場合(1箇月の支給単位期間のものを除く。)は、その月の前月の末日に使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額等を返納する。 月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった場合、支給単位期間は、その後、再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

6 退職手当

退職手当は、退職した職員（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給される手当であり、一般の退職手当として基本額と調整額の合計額が支給される。

(1) 退職手当の基本額

退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、退職理由・勤続期間によって算出された割合を乗じて得た額とする。（P191 参照）

なお、算定基礎となる給料月額には、給料月額の減額改定により給料月額が減額されたことがある場合に経過措置として支給された差額に相当する額を含まない。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、職員としての引き続いた在職期間等の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、その者が属していた職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が多いものから 60 月分の調整月額を合計した額とする。

調整区分（行政職の例）

区分	調整月額	対応する職	区分	調整月額	対応する職	区分	調整月額	対応する職
1	95,400 円	—	5	59,550 円	8級	9	27,100 円	4級
2	78,750	—	6	54,150	7級	10	21,700	3級
3	70,400	10 級	7	43,350	6級	11	0	2級以下
4	65,000	9級	8	32,500	5級			

① 短期勤続者等に対する退職手当の調整額は、上記にかかわらず、次のとおりとする。

勤続4年以下の退職者（自己都合退職者を除く。）及び勤続 10 年以上 24 年以下の自己都合退職者
上記により計算した額の2分の1に相当する額

② 退職手当の調整額が支給されない者

ア 勤続6か月未満の退職者

イ 勤続9年以下の自己都合退職者

(3) 経過措置等

① 平成 18 年度制度改正に伴う経過措置（平成 18 年4月1日施行）

退職手当の基本額と調整額からなる新条例等による退職手当制度の施行日前日（平成 18 年3月 31 日）に、仮に同一の理由で退職した場合の退職手当の額が、新条例等による退職手当の額より多いときは、施行日前日額を退職手当の額とする。

② 定年引上げに伴う 60 歳超職員の退職手当に係る特例（令和5年4月1日施行）

ア 60 歳超職員が自己都合退職する場合は、「定年退職」扱いとして退職手当を算定する。

イ 退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）を適用し、給料月額の減額する前までの期間と、減額後から退職時までの期間に分けて基本額を算定する。

(4) 退職手当早見表

区分 勤続期間 (年)	第3条			第4条	第5条	
	自己都合	定年・公務外 死亡・通勤に よる傷病 (10年以下)	公務外傷病	定年・勸奨・ 公務外死亡・ 通勤による 傷病 (11年以上 25年未満)	定年・勸奨・ 公務外死亡・ 通勤による 傷病 (25年以上)	公務上死傷病
1	0.5022		0.837			1.2555(3.6)
2	1.0044		1.674			2.511(4.5)
3	1.5066		2.511			3.7665(5.4)
4	2.0088		3.348			5.022(5.4)
5	2.511		4.185			6.2775
6	3.0132		5.022			7.533
7	3.5154		5.859			8.7885
8	4.0176		6.696			10.044
9	4.5198		7.533			11.2995
10	5.022		8.37			12.555
11	7.43256		9.2907	11.613375		13.93605
12	8.16912		10.2114	12.76425		15.3171
13	8.90568		11.1321	13.915125		16.69815
14	9.64224		12.0528	15.066		18.0792
15	10.3788		12.9735	16.216875		19.46025
16	12.88143		14.3127	17.890875		20.8413
17	14.08671		15.6519	19.564875		22.22235
18	15.29199		16.9911	21.238875		23.6034
19	16.49727		18.3303	22.912875		24.98445
20	19.6695		19.6695	24.586875		26.3655
21	21.3435		21.3435	26.260875		27.74655
22	23.0175		23.0175	27.934875		29.1276
23	24.6915		24.6915	29.608875		30.50865
24	26.3655		26.3655	31.282875		31.8897
25	28.0395		28.0395		33.27075	
26	29.3787		29.3787		34.77735	
27	30.7179		30.7179		36.28395	
28	32.0571		32.0571		37.79055	
29	33.3963		33.3963		39.29715	
30	34.7355		34.7355		40.80375	
31	35.7399		35.7399		42.31035	
32	36.7443		36.7443		43.81695	
33	37.7487		37.7487		45.32355	
34	38.7531		38.7531		46.83015	
35	39.7575		39.7575		47.709	
36	40.7619		40.7619		47.709	
37	41.7663		41.7663		47.709	
38	42.7707		42.7707		47.709	
39	43.7751		43.7751		47.709	
40	44.7795		44.7795		47.709	
41	45.7839		45.7839		47.709	
42	46.7883		46.7883		47.709	
43	47.709		47.709		47.709	
44	47.709		47.709		47.709	
45	47.709		47.709		47.709	

(注) 1 退職手当の基本額は、それぞれの数に給料の月額を乗じて得た額とする。

2 ()内は最低保障であり、それぞれの数に給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額の合計額を乗じて得た額とする。

3 退職手当条例附則第6項から第8項まで、昭和 48 年条例第 32 号附則第5項から第7項まで及び平成 15 年条例第 64 号附則第4項による退職手当の基本額の調整率(83.7/100)を含めた係数である。

7 内国旅行の旅費

旅費は、旅行中必要とされる費用に充てるために支給される費用であり、いわゆる実費弁償の一種と考えられ、職員の他に、職員の遺族又は職員以外の公務で出張する者等にも支給される場合がある。

(1) 鉄 道 賃

種 類	支 給 要 件 等
運 賃	乗車に要する運賃
急 行 料 金	乗車に要する急行料金 { 片道 50km以上 普通急行 片道 100km以上 特別急行
座席指定料金	特別急行・普通急行 片道 100km以上

(2) 船 賃

種類 \ 運賃の等級	階級の区分のない場合	2階級に区分される場合	3階級に区分される場合
運 賃	乗船に要する運賃	下級の運賃	中級の運賃
寝 台 料 金	公務上必要のある場合は、現に支払った寝台料金		
座席指定料金	座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合		

(3) 航 空 賃

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(4) 車 賃

車賃の額は、1kmにつき 25 円とする。

(注) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(5) 宿 泊 料

宿泊料は、旅行中の宿泊の費用、具体的には夕食費、朝食費及び宿泊料金並びにこれらに伴う諸雑費に充てるための旅費で、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

宿泊料 (1夜につき)	甲地方	13,000 円
	乙地方	9,800 円

(注) 1 表中甲地方とは東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市等の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(6) 食 卓 料

食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する旅費で、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

食卓料(1夜につき)	2,200 円
------------	---------

(7) 旅行雑費

旅行雑費は、旅行中の勤務公署等への連絡等に係る通信連絡費、用務先と宿泊先間の交通費等の諸雑費を支弁するもので、日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

旅行雑費(1日につき)	
同一県内旅行	その他の旅行
200 円	1,200 円

(注) 同一県内旅行の旅行雑費は、路程 100 km以上の旅行及び宿泊を伴う旅行に限り、1日につき 200 円を支給する。(宿泊をしない路程 100 km未満の旅行の場合には、旅行雑費は支給しない。)

(8) 移 転 料

移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転が行われた場合の旅費で、路程等に応じ定額により支給する。移転料の構成は、本人分が2分の1、扶養親族分が2分の1とされているため、赴任の際扶養親族を伴って移転する場合は定額を全額支給し、扶養親族を伴わずに移転する場合は定額の2分の1を支給する(1年以内に扶養親族を移転すれば、残りの2分の1を支給する。)

ただし、原則として、赴任を命ぜられた日の翌日から6月以内に住所又は居所を移転しない職員に対しては、移転料及び着後手当は支給しない。

路 程						
150km未満	150km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 1,000km未満	1,000km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上
円 107,000	円 132,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

(9) 着 後 手 当

着後手当は、赴任に伴い住所又は居所を移転した場合に、新居住地に到着してからの諸雑費に充てるために支給される旅費である。

着後手当の額は、宿泊料定額の2夜分に相当する額による。

(10) 扶養親族移転料

扶養親族移転料は、赴任に伴って扶養親族が移転する費用に充てるために支給される旅費である。

扶養親族移転料の額は、職員相当の旅費額を基礎として計算され、次の表による割合で支給される。

区 分	12 歳以上	6歳以上 12 歳未満	6歳未満
鉄道賃及び船賃	全額	1/2	3人以上を随伴するときは、その2人を超える者1人ごとに 1/2
車賃及び航空賃	全額	1/2	—
宿泊料、食卓料 及び旅行雑費	2/3	1/3	1/3
着後手当	2/3	1/3	1/3

(11) 近距離旅行の旅費

勤務公署から2km以内の旅行については、次のいずれかに該当する場合に限り、旅費を支給する。

区 分	支 給 額
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合	宿泊料定額内の実費額及び旅行雑費 200 円
赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合	路程 150km未満の移転料の 1/3 (扶養親族を随伴しないときは 1/6)

〈旅費の計算例〉

(1) 出張旅費

青森⇄東京で2泊3日の旅行の場合

ア 鉄道賃 33,260 円(往復切符)

イ 宿泊料 13,000 円×2=26,000 円

ウ 旅行雑費 1,200 円×3= 3,600 円

計 ア+イ+ウ 62,860 円

(注) 計算例は通常期のものであり、時期により最繁忙期及び繁忙期の割増、閑散期割引があるため注意すること。

(2) 赴任旅費

八戸(本八戸)から青森に赴任し、家族と共に住居を借家に移転した場合

(扶養親族は、配偶者、妹(17歳)、長男(7歳)及び長女(4歳)の4人)

ア 鉄道賃 2,510 円(青い森鉄道及びJR)

イ 旅行雑費 200 円(同一県内旅行で路程 100 km以上)

ウ 移転料 107,000 円(150 km未満)

エ 着後手当 19,600 円(宿泊料2夜分 9,800 円×2=19,600 円)

オ 扶養親族移転料 45,866 円(a+b+c)

a 鉄道賃 2,510 円× 2 =5,020 円(大人2人分)

2,510 円×1/2=1,250 円(長男の分)

〔 JR各社利用の場合、児童の料金は 10 円未満切捨て。ただし、10 円未満を切上げとする私鉄等の場合は、大人の料金の 1/2 の額とする。〕

b 旅行雑費 200 円×2/3= 133.33 円 133 円×2人= 266 円(大人2人分)

200 円×1/3= 66.66 円 66 円×2人= 132 円(子供2人分)

c 着後手当 19,600 円×2/3=13,066.66 円 13,066 円×2人=26,132 円(大人2人分)

19,600 円×1/3= 6,533.33 円 6,533 円×2人=13,066 円(子供2人分)

計 ア+イ+ウ+エ+オ 175,176 円

8 技能職員等の給与等

技能職等給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		円	円	円	円	円
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700	325,400	
	99	249,500	268,600	304,000	325,700	
	100	249,700	268,900	304,300	325,900	
	101	249,900	269,100	304,600	326,100	
	102	250,200	269,300	305,000	326,400	
	103	250,500	269,600	305,300	326,700	
	104	250,700	269,900	305,700	326,900	
	105	250,900	270,100	306,000	327,100	
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		

以 外 の 職 員	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,900
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,400
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,900
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	365,300
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,800
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	366,300
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	366,800
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	367,200
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	

以 外 の 職 員	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		197,900	209,000	227,500	—	—

※定年前再任用短時間勤務職員については、当分の間、「209,000」とあるのは「219,500」と、「227,500」とあるのは「239,700」とする。

技能職等給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	31
99	54	57	64	31
100	54	58	64	31
101	55	58	65	31
102	55	58	66	32
103	55	59	67	32
104	55	59	68	32
105	55	59	69	32
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

技能職等給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	101
32	52	52	60	105
33	53	53	61	105
34	54	54	62	105
35	55	55	63	105
36	56	56	64	105
37	57	57	65	105
38	58	58	66	105
39	59	59	67	105
40	60	60	68	105
41	61	61	69	105
42	62	62	70	105
43	63	63	71	105
44	64	64	72	105
45	67	66	73	105
46	70	68	74	105
47	73	70	75	105
48	76	72	76	105
49	79	75	77	105
50	82	78	78	105
51	85	81	79	105
52	90	84	80	105
53	95	87	81	105
54	100	90	82	105
55	105	93	83	105
56	105	96	84	105
57	105	99	86	105
58	105	102	88	105
59	105	105	90	105
60	105	108	92	105
61	105	112	94	105
62	105	116	96	105
63	105	137	98	105
64	105	137	100	105
65	105	137	101	105
66	105	137	102	105
67	105	137	103	105
68	105	137	104	105
69	105	137	106	105
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137	129	
99	105	137	129	
100	105	137	129	
101	105	137	129	
102	105	137	129	
103	105	137	129	
104	105	137	129	
105	105	137	129	
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

備考 この表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

技能職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技能技師の職務
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務
4級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師の職務
5級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師の職務

初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
技 能 職 員	高 校 卒	1級 5号給
労務職員(甲)	高 校 卒	1級 5号給
労務職員(乙)	高 校 卒	1級 5号給

在級期間表

職 種	学 歴	1級	2級	3級	4級	5級
技 能 職 員	高校卒		2	6	知事が別に定める	知事が別に定める
労務職員(甲)	高校卒		2	6	知事が別に定める	知事が別に定める
労務職員(乙)	高校卒		2	6	知事が別に定める	知事が別に定める

期末・勤勉手当に係る加算措置の内容

	10%	5%
技能職等給料表	5級	4級

非常勤事務員の給与(知事部局に限る。)

区 分	報酬月額
非常勤事務員(パートタイム、週 29 時間勤務の場合)	137,300 円～140,600 円
非常勤事務員(フルタイム)	183,500 円～188,000 円

令和7年度版 給与等事務便覧
令和7年5月 21 日 作成
